Q&A改正個人情報保護法

Q&A改正個人情報保護法(令和2年改正法・令和3年改正法・ガイドライン改正案反映) (2021 年 7-8 月 16 6 日版)

本ニュースレターは、個人情報保護法の令和2年改正法・令和3年改正法についてQ&A 形式で解説するものです。

個人情報保護委員会が令和3年8月2日に公表した『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)の一部を改正する告示」等に関する意見募集の結果について』(同日に令和2年改正法に関する改正ガイドライン等が公布)及び個人情報保護委員会が同年8月4日に公表した『令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案について』(令和3年改正法に関する改正政令・改正規則・改正ガイドラインのパブリックコメント)(令和3年9月6日19時意見締切)令和3年5月19日に公表された『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)の一部を改正する告示」等に関する意見募集について』(令和3年6月18日意見募集締切)の内容も取り込んだものです。

#### 執筆者:渡邉雅之

\* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。 弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邉雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

#### 〇凡例

# 「個人情報保護法」「法」

個人情報の保護に関する法律のこと。

# 「令和2年改正法」

「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」(令和2年法律第44号)のこと。

# 「令和3年改正法」

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号) のこと

#### 「令」

個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

#### 「規則」

個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号)のこと。

#### 「通則編ガイドライン」

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編) (平成 28 年 11 月 30 日 個人情報保護委員会告示第 6 号) のこと。

#### 「外国第三者提供編ガイドライン」

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編) (平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第7号)のこと。

# 「確認記録義務編ガイドライン」

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) (平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号) のこと。

# 仮名加工情報編・匿名加工情報編ガイドライン

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報編・匿名加工情報編)(平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第9号)のこと。

#### 「Q&A」

「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」(平成 29 年 2 月 16 日個人情報保護委員会)のこと。

# 「パブコメ回答(概要)」

『「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を 改正する政令」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則」に関 する意見募集結果について』(令和3年3月24日・個人情報保護委員会)の「「個人情報 の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令 (案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」に関する意見募集結果(概要)」のこと。

# 「ガイドラインパブコメ回答(概要)」

『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)の一部を改正する告示」等に関する意見募集の結果について』(令和3年8月2日・個人情報保護委員会)の「令和2年改正個人情報保護法ガイドライン(案)に関する意見募集結果(概要)」のこと。

※各条文の後ろの【○条】は、令和3年改正法の改正後の条文番号(令和3年改正法の第1弾改正と第2弾改正で条文番号が変わる場合は【○条/△条】(第1段改正/第2弾改正)と表記しています。

3

- Q1 個人情報保護法とはどのような法律ですか?
- Q2 令和2年改正法の制定経緯・概要について教えてください。
- Q3 令和3年改正法の制定経緯・概要について教えてください。
- Q4 クッキー(Cookie)などの端末識別子等は個人情報保護法上どのように扱われることになりますか。
- Q5 いわゆる「リクナビ問題」ではどのようなことが問題となりましたか。
- Q6 現行個人情報保護法においては、クッキー(Cookie)の利用・提供について本人の同意が取得されていますか。改正個人情報保護法により、クッキー(Cookie)の利用・提供について同意が必要となりますか。諸外国(EU・カリフォルニア州)ではどのような扱いがなされていますか。
- Q7 個人情報の適正な利用義務が規定化されるとのことですが、その背景と適 用の在り方について教えてください。
- Q8 個人情報保護法に「仮名加工情報」が新たに設けられますが、どのような情報で、どのような規律が適用されますか。
- Q9 個人情報の漏えい等報告及び本人への通知が義務化されるとのことですが、GDPRと同様に、72 時間以内の当局への報告等が求められることになるのですか。
- Q10 オプトアウト制度が強化されるとのことですが、どのような内容となりますか。また、個人データの共同利用の制度はどのように変わりますか。
- Q11 域外適用に関してはどのような改正がなされますか。
- Q12 越境データ移転(外国にある第三者への個人データの提供の制限)に関して はどのような改正がなされますか。
- Q13 いわゆる LINE 問題が個人情報保護法の越境データ移転に関する法制に与える影響について教えてください。
- Q14 「保有個人データ」に関してはどのような改正が具体的になされますか。
- Q15 ペナルティと課徴金についてはどのように強化されますか。

#### Q1 個人情報保護法とはどのような法律ですか?

A 個人情報を取り扱う民間事業者の遵守すべき義務等を定める法律です。令和3年改正 法により、国、独立行政法人、地方公共団体も対象とする法律となります。

# 【解説】

#### 1 個人情報保護法とは?

個人情報保護法の正式な法律名は、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年 5 月 30 日 法律第 57 号、以下「個人情報保護法」又は「保護法」といいます。)であり、平成 15 年 5 月に公布され、平成 17 年 4 月、平成 27 年 5 月に全面施行されました。

個人情報保護法は、主に個人情報を取り扱う民間事業者の遵守すべき義務等を定める法律です(保護法法第4章~第7章)。

行政機関における個人情報の取扱いについては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号、以下「<u>行政機関個人情報保護法</u>」といいます。)において、独立行政法人等における個人情報の取扱いについては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年 5 月 30 日法律第 59 号、以下「<u>独立行政</u>法人等個人情報保護法」といいます。)において定められています。

都道府県庁や市町村役場、教育委員会、公立学校、公立病院等における個人情報の取扱い については、各地方公共団体が策定する**個人情報保護条例**が適用されます。

このように、個人情報保護法制がバラバラになっていることが、問題となってきましたが、令和3年改正法(「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37●号))により、これらの法律や条例が個人情報保護法に一元化され、個人情報保護法は、民間事業者だけでなく、国、独立行政法人、地方公共団体も対象とする法律となります。個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法の一元化は令和4年(2022年)5月18日までの政令で定める日、個人情報保護法と各地方公共団体の個人情報保護条例の一元化は令和5年(2023年)5月18日までの政令で定める日に施行されます。

なお、個人情報保護法の令和2年改正法は、**令和4年(2022 年)4月1日**に施行されます。

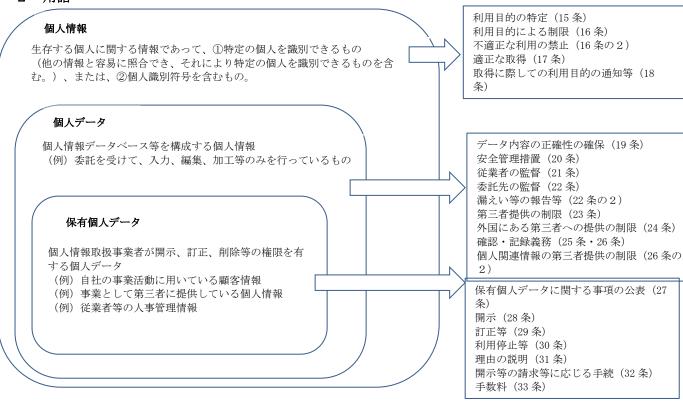
# 【削除】

# ○個人情報保護法の令和2年改正法・令和3年改正法

	施行日	改正内容
令和2年改正法	令和4年(2022年)	・漏えい等報告の義務化
	4月1日	・不適正な利用の禁止
		・個人関連情報の第三者提供の制限
		・外国にある第三者への提供の際の情報
		提供の充実
		・仮名加工情報の創設
令和3年改正法(第1	令和4年(2022年)	·行政機関個人情報保護法·独立行政法人
弾施行)	5月18日までの政令	等個人情報保護法との一元化
	で定める日	・学術研究に係る適用除外規定の見直し
令和3年改正法(第2	令和5年(2023年)	・各地方公共団体の個人情報保護条例と
弾施行)	5月18日までの政	の一元化
	令で定める日	

※令和2年改正法は令和4年(2022年4月1日に施行されますが、令和3年改正法の第1 弾改正は期日の近接性に鑑みて、令和4年(2022年)4月1日に同時施行される可能性も あり得ます。

#### 2 用語



個人情報保護法においては、個人情報に関して、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」という3つの用語が使われています。

#### (1) 個人情報(法2条1項)

「個人情報」とは、①生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)及び②個人識別符号をいいます(同法2条1項)。

「個人に関する情報」とは、<u>ある</u>氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問いません(個人情報保護法ガイドライン(通則編) 2-1)。暗号化は、安全管理措置の一つとして考慮されるべき要素であり、個人情報該当性に影響を与えません。

また、ある情報を第三者に提供する場合、当該情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」かどうかは、当該情報の 提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」かどうかで判断されます。 例えば、以下のようなものが「個人情報」に該当します(個人情報保護法ガイドライン(通 則編) 2-1)。

#### ▶ 本人の氏名

- ▶ 生年月日、連絡先(住所・居所・電話番号・メールアドレス)、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
- ▶ 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報
- ▶ 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報
- ▶ 特定の個人を識別できるメールアドレス (kojin\_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example 社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等)
- ▶ 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報(取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。)
- ▶ 官報、電話帳、職員録、法定開示書類(有価証券報告書等)、新聞、ホームページ、 SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)等で公にされている特定の個人を識別 できる情報

平成29年(2017年)5月30日に施行された改正(平成27年改正)により、生存する個人に関する身体的な特徴で本人認証が可能なもの(指紋認証データや顔認証データ)や個人に割り当てられる公的な番号(運転免許証番号や旅券番号)が個人識別符号(同法2条2項)として新たに個人情報に該当することになりました。

他方、Cookie (クッキー) や I Pアドレスのような識別子は、それ自体では特定の個人を 識別することができず、個人情報には該当しません。ただし、他の情報と容易に照合するこ とができ、それにより特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当するこ とになりました。この点は、令和2年改正法においても変更はありません。令和2年改正法 では、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のい ずれにも該当しないものを「個人関連情報」と定義されることになりました。

個人情報保護法上、「**個人情報**」という用語が用いられている場合は、事業者の「**個人情報データベース等**」(同法2条4項、下記(2)参照)にまだ取り込まれていない「生の個人情報」のことです。例えば、データベース化されていない書面・写真・音声等に記録されているものがこれに該当します。

したがって、個人情報保護法上の「**個人情報取扱事業者**」の義務等のうち、以下の利用目的や取得に関する規定において「**個人情報**」という用語が使われています。

- ▶ 利用目的の特定(保護法 15 条【17 条】)
- ▶ 利用目的による制限(同法16条【18条】)
- ▶ 不適正な利用の禁止(同法 16条の2【19条】※令和2年改正法で追加

- ▶ 適正な取得(同法17条【20条】)
- ▶ 取得に際しての利用目的の通知等(同法 18条【21条】)
- (2)個人データ(保護法2条6項【16条3項】)・保有個人データ(同条7項【16条4項】) 「個人データ」とは、「個人情報データベース等」(下記(3)参照)(保護法2条4項【16

条1項】)を構成する個人情報をいいます。

「保有個人データ」とは、「個人データ」のうち、「個人情報取扱事業者」が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ(6月以内に消去することとなるもの等を除く。)をいいます(保護法2条5項【16条4項】)。令和2年改正法では、6ヶ月以内に消去するものも「保有個人データ」に該当することになります。

「個人データ」のうち、「保有個人データ」であるものは例えば以下のものです。

- ▶ 自社の事業活動に用いている顧客情報
- ▶ 事業として第三者に提供している個人情報
- 従業者等の人事管理情報

「保有個人データ」に該当しない「個人データ」としては例えば以下のものです。

▶ 委託を受けて、入力、編集、加工等のみを行っているもの

「**個人データ**」(「**保有個人データ**」を含む。)に該当する場合、「**個人情報取扱事業者**」には以下の義務等が課されます。

- データ内容の正確性の確保(保護法 19条【22条】)
- ▶ 安全管理措置(同法20条【23条】)
- 従業者の監督(同法21条【24条】)
- ▶ 委託先の監督(同法22条【25条】)
- ▶ 漏えい等の報告等(同法22条の2【26条】)※令和2年改正法で追加
- 第三者提供の制限(同法23条【27条】)
- ▶ 外国にある第三者への提供の制限(同法24条【28条】)
- 確認・記録義務(同法25条【29条】・26条【30条】)
- ▶ 個人関連情報の第三者提供の制限等(同法 26条の2【31条】)※令和2年改正法で 追加

「**保有個人データ**」に該当する場合、「**個人情報取扱事業者**」には以下の義務等が課されます。

- ▶ 保有個人データに関する事項の公表等(保護法 27 条【32 条】)
- ▶ 開示(同法28条【33条】)

- ▶ 訂正等 (同法 29 条【34 条】)
- ▶ 利用停止等(同法30条【35条】)
- ▶ 理由の説明(同法31条【36条】)
- ▶ 開示等の求めに応じる手続(同法32条【37条】)
- ▶ 手数料 (同法 33 条【38 条】)
- ▶ 事前の請求(同法34条【39条】)

# (3) 個人情報データベース等(保護法2条4項【16条1項】)

「個人情報データベース等」とは、①特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物、又は②コンピュータを用いていない場合であっても、カルテや指導要録等、紙面で処理した個人情報を一定の規則 (例えば、五十音順等)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいいます (保護法2条4項【16条1項】)。

例えば、以下のようなものが「個人情報データベース等」に該当します(個人情報保護法 ガイドライン(通則編)2-4)。

- 電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳(メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合)
- ➤ インターネットサービスにおいて、ユーザーが利用したサービスに係るログ情報が ユーザーID によって整理され保管されている電子ファイル(ユーザーID と個人情報を容易に照合することができる場合)
- ▶ 従業者が、名刺の情報を業務用パソコン(所有者を問わない。)の表計算ソフト等を 用いて入力・整理している場合
- ▶ 人材派遣会社が登録カードを、氏名の五十音順に整理し、五十音順のインデックスを付してファイルしている場合

# (4) 個人情報取扱事業者

「個人情報データベース等」を事業の用に供している者を「個人情報取扱事業者」といいます(保護法2条5項【16条2項】)。

ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人は「**個人情報取扱事業者**」に該当しません(同項1号~4号)。

# 個人情報 個人情報取扱事業者 保護法の義務規定の対象 個人情報データベース ・利用目的による制限(16条【18条】) ・適正な取得(17条【20条】) ·安全管理措置(20条【23条】) 検索できるように体 系的に構成したもの ・第三者提供の制限(23条【27条】) (法2条4項) ·利用目的通知·開示·訂正·利用停 (例) 止等 (27-30 条【32-35 条】) ・コンビュータ処理情 など ・マニュアル処理情報 (個人情報を一定の 規則に従って整理し、 目次、索引等を有する もの)

#### 3 個人情報取扱事業者の義務等

# (1) 個人情報の利用目的の特定(保護法 15条【17条】)、目的外利用の禁止(同法 16条 【18条】)

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできるだけ特定しなければなりません(15 条【17 条】)。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません(16 条【18 条】)。

平成 29 年 5 月 30 日の全面改正 (平成 27 年改正)後は、利用目的の変更が緩和されました (法 15 条 2 項【17 条 2 項】)。

# (2) 適正な取得 (同法 17条 【19条】)、取得時の利用目的の通知等 (同法 18条 【21条】)

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正な手段によって**個人情報**を取得してはなりません(17条)。平成29年5月30日の全面改正後は、要配慮個人情報を取得するにはあらかじめ本人の同意が必要となります(法17条2項【20条2項】)。

#### (3) 個人データ内容の正確性の確保(同法19条【22条】)

個人情報取扱事業者は、利用目的の範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つ

よう努めなければなりません。平成 29 年 5 月 30 日の全面改正後は、利用の必要がなくなった個人データを遅滞なく消去する旨の努力義務が追加されました。

# (4)安全管理措置(同法 20 条【23 条】)、従業者・委託先の監督(同法 21 条(24 条)、同法 22 条(25 条))・漏えい等報告(同法 22 条の2【26 条】)

個人情報取扱事業者は、**個人データ**の漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な安全管理 措置を講じなければなりません。安全に**個人データ**を管理するために、従業者に対し必要か つ適切な監督を行わなければなりません。また、**個人データ**の取扱いについて委託する場合 には、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

平成 29 年 5 月 30 日の全面改正 (平成 27 年改正) 後は、個人情報保護法ガイドライン (通則編) において定められる安全管理措置等に従う必要があります。

令和2年改正法の施行以前は、漏えい等報告が努力義務でしたが同改正により義務化します(保護法22条の2【26条】)。

# (5) 第三者提供の制限(同法23条【27条】)

個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、本人以外の第三者に**個人データ**を提供してはなりません。

**個人データ**の第三者提供の制限の例外としては、①法令に基づく場合等(同条1項各号)、 ②オプトアウト(同条2項)、③第三者に該当しない場合(同条5項各号)があります。

「第三者に該当しない場合」としては、(i)個人データの全部又は一部の取扱いを委託する場合(同条 5 項 1 号)、(ii)合併等の事業承継の場合(同項 2 号)、(iii)共同利用をする場合(同項 3 号)です。

平成 29 年 5 月 30 日の全面改正(平成 27 年改正)後は、新たに①オプトアウトの手続の厳格化(同条 2 項~ 4 項)、②外国にある第三者への提供の制限(同法 24 条 (28

令和2年改正法では、個人関連情報の提供先で他の情報と合わせて個人データとなることが想定される場合、提供先の第三者は本人から同意を取得しなければならず、提供元は第三者が同意を取得したか確認しなければならなくなります。

#### (6) 利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等(同法 27~30条【32条~35条】)

個人情報取扱事業者は、**保有個人データ**の利用目的、開示等に必要な手続、苦情の申出先 等について本人の知り得る状態に置かなければなりません。

また、本人からの請求等に応じて、**保有個人データ**を開示しなければなりません。**保有個人データ**の内容に誤りのあるときは、本人からの請求等に応じて、利用目的の達成に必要な範囲内で、調査し、訂正等を行わなければなりません。**保有個人データ**を法の義務に違反して取り扱っているときは、本人からの求めに応じて、利用停止等を行わなければなりません。平成 29 年 5 月 30 日の全面改正(平成 27 年改正)後は、裁判上の請求も認められることになりました。

令和2年改正法では、開示請求手続のデジタル化や利用停止等・第三者提供の停止等の要

件の緩和などがなされます。

## Q2. 令和2年改正法の制定経緯・概要について教えてください。

A. 個人情報保護法の全面改正がなされた平成27年改正施行後3年の見直しおよびリクナビ問題などの法律が想定していない事案が発生したため、それに対応するための改正がなされています。

# 1. 制度改正大綱の背景と個人情報保護法の改正

# (1) 平成 27 年改正

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号、「個人情報保護法」)は、平成 15 年に制定(平成 17 年全面施行)されましたが、平成 27 年に改正が行われ、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されました。特に、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号、「平成 27 年改正法」)においては、情報通信技術の進展が著しいこと等から、3 年ごとの見直し規定が設けられました。

平成27年改正法附則第12条第3項において、政府は、同法の施行後3年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、平成27年改正法による改正後の個人情報保護法(以下「改正個人情報保護法」という。)の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。

#### (2) 中間整理

個人情報保護委員会は、平成 27 年改正法附則第 12 条の規定を踏まえ、いわゆる 3 年ごと見直しについて具体的に検討を進めてきた。第 83 回個人情報保護委員会(平成 30 年 12 月 17 日)において、「個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって」を公表し、当時の委員長の下で運営されてきた第一期目の終了に際し、これまで 5 年間の経緯を踏まえ、次期委員会への申し送りとして、現下の状況を基に主な論点を取りまとめた。また、これを踏まえ、第 86 回個人情報保護委員会(平成 31 年 1 月 28 日)において、「いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の着眼点」を公表した。

個人情報保護委員会では、これらを踏まえ、個人情報保護を巡る国内外の政策、技術、産業等の状況、消費者からの意見の分析、取りまとめを行うとともに、経済界からのヒアリングを実施し、平成31年4月25日に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」(同日公表)を公表しました。1

中間整理は、平成31年4月28日から同年5月27日まで意見募集が行われ、計137の団

\_

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> https://www.ppc.go.jp/files/pdf/press\_betten1.pdf

体・事業者又は個人から延べ525件の御意見が寄せられました。

#### (3)制度改正大綱

個人情報保護委員会では、当該意見募集に寄せられた意見等も踏まえつつ、その後も実態 把握やヒアリングを通じて検討を深め(延べ23回の委員会で審議)、個人情報保護法の3年 ごと見直しの内容を大綱として取りまとめ、改めて意見募集を行いました(意見募集:令和 元年(2019年)12月13日締切:令和2年(2020年)1月14日)。<sup>2</sup>同年2月20日には意 見募集の結果が公表されています。<sup>3</sup>

#### (4) リクナビ問題

就職情報サイト「リクナビ」を運営する株式会社リクルートキャリア(以下「リクルートキャリア社」という。)が、いわゆる内定辞退率を提供するサービスに関するサービスに関して、令和元年12月4日に個人情報保護委員会から勧告等を受けました。リクナビ問題においては、「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報」の提供が本人の同意なしに行われていたことが問題となりました。

#### (5) 改正個人情報保護法

これらを踏まえて、令和2年3月10日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」 <sup>4</sup> (以下「改正個人情報保護法」「改正法案」「法案」という。) が閣議決定され、国会に提出され、同年6月5日に成立し、同年6月12日に公布されました(令和2年法律第44号)。

# 2. 改正法の概要5

改正法の概要は以下のとおりです。

#### (1) 個人の権利の在り方

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、 個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。
- <u>保有個人データの開示方法</u>(※)について、<u>電磁的記録の提供を含め、本人が指示でき</u>るようにする。

<sup>2</sup> 『「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に関する意見募集について』(https://search.e-

gov. go. jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000058&Mode=0&fromPCMMSTDE
TAIL=true)

<sup>3</sup> 『「個人情報保護法 いわゆる 3年ごと見直し 制度改正大綱」に関する意見募集の結果について』(https://search.e-

gov. go. jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000058&Mode=2)

4 個人情報保護委員会の「「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定について」(https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20200310/) において、法律案、新旧対照表、概要資料等が公表されている。

<sup>5</sup> 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(概要)」 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200310 gaiyou.pdf) を参照。

- (※) 現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- 個人データの授受に関する<u>第三者提供記録</u>について、<u>本人が開示請求できる</u>ようにする。
- 6ヶ月以内に消去する<u>短期保存データ</u>について、保有個人データに含めることとし、<u>開</u>示、利用停止等の対象とする。
- オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、<u>①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象</u>外とする。(※)
  - (※) 本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

#### (2) 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合(※)に、<u>個人情報保護</u> 委員会への報告及び本人への通知を義務化する。(現行法は努力義務)
- <u>違法又は不当な行為を助長する</u>等の<u>不適正な方法により個人情報を利用</u>してはならない旨を明確化する。

# (3) 事業者による自主的な取組を促す

- 認定団体制度について、現行制度(※)に加え、<u>企業の特定分野(部門)を対象とする</u> 団体を認定できるようにする。
  - (※) 現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

#### (4) データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した<u>「仮名加工情報」を創設</u>し、内 部分析に限定する等を条件に、<u>開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和</u>する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、<u>提供先において個人データとなることが</u> <u>想定される情報の第三者提供</u>について、<u>本人同意が得られていること等の確認を義務</u> 付ける。

## (5) ペナルティの在り方

- 個人情報保護委員会による命令違反・個人情報保護委員会に対する虚偽報告等の法定 刑を引き上げる。
  - (※) 命令違反:6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
    - →1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

虚偽報告等:30万円以下の罰金→50万円以下の罰金

- データベース等不正提供罪、個人情報保護委員会による命令違反の罰金について、法人 と個人の資力格差等を勘案し、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上 げる(法人重科)。
  - (※) 個人と同額の罰金 (50 万円又は30 万円以下の罰金) →1億円以下の罰金

#### (6) 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、<u>**罰則によって担保され</u>** た報告徴収・命令の対象とする。</u>
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、<u>移転先事業者における個人情報の取扱</u> いに関する本人への情報提供の充実等を求める。
- ※その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として 所用の措置(漏えい等報告・法定刑の引上げ等)を講ずる。

# (7) 改正法の公布・施行期日

改正法は、国会において令和2年6月5日に成立し、同年6月12日に公布されました (令和2年法律第44号)。

改正法は、原則、令和3年(2022年)4月1日に施行されます。

法人重科等の罰則の強化は、公布の日から6月を経過した日(令和2年12月12日)に施行されました(改正法附則1条2号)。

#### Q3. 令和3年改正法の制定経緯・概要について教えてください。

A. 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の 法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても個人 情報保護法において全国的な共通ルールが規定され、全体の所管を個人情報保護委員会に 一元化されます。また、学術研究分野の適用除外について一律の適用除外ではなく、義務ご との例外規定として精緻化されます。

#### 【解説】

した。

# 1. 改正の経緯・背景

個人情報保護法は、主に個人情報を取り扱う民間事業者の遵守すべき義務等を定める法律 です(保護法法第4章~第7章)。

行政機関における個人情報の取扱いについては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号、以下「<u>行政機関個人情報保護法</u>」といいます。)において、独立行政法人等における個人情報の取扱いについては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年 5 月 30 日法律第 59 号、以下「<u>独立</u>**行政法人等個人情報保護法**」といいます。)において定められています。

都道府県庁や市町村役場、教育委員会、公立学校、公立病院等における個人情報の取扱い については、各地方公共団体が策定する**個人情報保護条例**が適用されます。

このように、個人情報保護法制がバラバラになっていることが、問題となってきました。 平成 27 年改正法附則 12 条 6 項においては、「政府は、<del>改正</del>新個人情報保護法の施行の状況、第 1 項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討する。」と規定されま

これを受けて、個人情報保護委員会の「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」(令和元年 12 月 13 日) において「行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化」や「地方公共団体の個人情報保護制度」について取り扱われました(第 7 節 官民を通じた個人情報の取扱い)。

内閣官房に「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」(令和元年 12 月 25 日 ~令和 2 年 12 月 23 日・計43回開催)及びその下に設けられた「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」(令和 2 年 3 月 9 日~令和 2 年 12 月 17 日・計 11 回開催)において検討がなされ、令和 2 年 8 月 28 日に「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」が、同年12 月 23 日に「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」が出されました。

同最終報告を受けて、令和3年(2021年)2月9日に内閣提出法案として提出された「デ

ジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」(以下「令和3年改正法」という。)における個人情報保護法関連の改正(同法案50条、51条)として、下記2(改正の概要)に掲げる改正がなされることになりました。令和3年改正法は、令和3年5月12日に国会(衆議院可決:令和3年4月6日、参議院可決:同年5月12日)で成立し、同年5月19日に公布(令和3年法律第37号)されました。

令和3年改正法においては、個人情報保護制度の見直しの背景について以下のとおり整理されています。

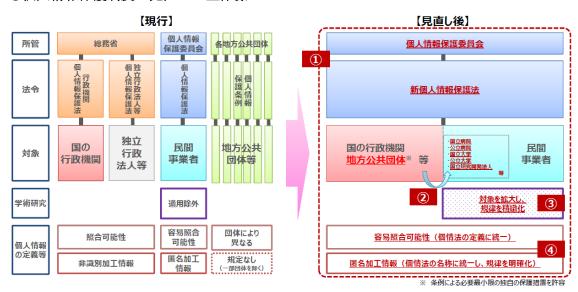
- ① 新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針であるところ、これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避となる。そこで、個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要となる。
- ② 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、**官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化**している。そこで、データ利活用の支障となり得る**現行法制の不均衡・不整合を是正**する必要がある。「不均衡・不整合」の例としては以下がある。
- ・民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる
- ・国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる
- ・国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる
- ・地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる(いわゆる「2000個問題」)
- ③ 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、GDPR 十分性認定への対応を始めとする国際的な制度調和を図る必要性が一層高まっている。そこで、学術研究分野の適用除外を一律の適用除外とするのではなく、義務ごとの例外規定として精緻化する必要がある。

#### 2. 改正項目の概要

令和3年改正法における個人情報保護法関連の改正項目の概要は以下のとおりです。

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用する。
- ③ 学術研究分野を含めた GDPR (EU 一般データ保護規則) の十分性認定への対応を目指し、 学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定 として精緻化する。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報 の取扱いに関する規律を明確化する。

#### ○個人情報保護制度の見直しの全体像



出所:「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(概要)」(個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース)

# 3. 令和3年改正法の成立・施行期日

令和3年改正法は、令和3年(2021年)5月12日に国会において成立し、同年5月19日 に公布されました(令和3年法律第37号)。

令和3年改正法の原則的な施行期日は令和3年(2021年)9月1日とされていますが、 第1弾の改正(個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法 の一元化等)は<u>令和4年(2022年)5月18日までの政令で定める日、第2弾の改正</u>(個人 情報保護法と各地方公共団体の個人情報保護条例の一元化)は<u>令和5年(2023年)5月18</u> 日までの政令で定める日に施行されます。(※令和2年改正法は令和4年(2022年4月1日 に施行されますが、令和3年改正法の第1弾改正は期日の近接性に鑑みて、令和4年(2022年)4月1日に同時施行される可能性もあり得ます。)

第1弾の改正・第2弾の改正の改正事項はそれぞれ以下のとおりです。

- (1) 第1弾の改正(施行日:令和4年(2022年)5月18日までの政令で定める日)
- ①法律の一元化・所管の一元化
- ・ 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法 律を個人情報保護法に統合するとともに、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化
- ② 個人情報の定義の統一
- ・容易照合性・個人識別行為について個人情報保護法の定義に合わせる
- ③ 匿名加工情報の定義の一元化・行政機関等における匿名加工情報の取扱いの明確化
- 「非識別加工情報」から「行政機関等匿名加工情報」に変更
- ・ 「行政機関等匿名加工情報」に識別行為の禁止が求められることになる

# ④ 行政機関等に個人情報保護法の規律導入

- ・ 不適正な利用・不適正取得の禁止
- ・ 漏えい等報告等
- ・ 外国にある第三者への提供制限
- ・ 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求
- ・ 仮名加工情報の取扱い
- ⑤ 医療分野・学区術分野の規律の統一(個人情報取扱事業者と開示等・審査請求の手続・ 匿名加工情報の取扱いを除き同じ規律を適用)
- ・ 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間 の病院、大学等と同等の規律を適用
- ⑥ 学術研究分野を含めた GDPR (EU 一般データ保護規則) の十分性認定への対応を目指し、 学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規 定として精緻化。

# (2)第2弾の改正(施行日:令和5年(2023年)5月18日までの政令で定める日)①適用対象

- ・ 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・ 病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
- ② 定義の一元化
  - ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用 例) 容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報等
  - 条例で独自の要配慮個人情報を定められる。
- ③ 個人情報の取扱い
  - ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用 例)保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限等
- ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表
- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用 ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様(1,000人以 上等)とする。
  - ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする。
- ⑤自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求
  - ・開示等の請求権や要件、手続きは国と同じ制度。主要な部分を法律で規定
- ⑥匿名加工情報の提供制度の導入
- ・匿名加工情報の提供制度(定期的な提案募集)について、国と同じ規律を適用 ※ただし、経過措置として、当分の間、**都道府県及び指定都市について適用**することと し、**他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能**とする。
- ⑦個人情報保護委員会と地方公共団体の関係
  - ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機 関に対する監視に準じた措置を行う

- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他 の必要な支援を求めることが可能
  - 例)個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合等

#### ⑧条例との関係

・保有個人情報の開示等の手続、審査請求の手続について、法律に反しない限り条例で必要な事項定められる

# 4.「個人情報」の定義の一元化

## (1) 現行法の規律(照合性について)

個人情報保護法の「個人情報」においては、他の情報との照合により個人情報となる場合について、「他の情報と**容易に照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」(同法2条1項1号)とされています。

これに対して、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の「個人情報」においては、「他の情報と<u>**照合**</u>することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」(各法律の2条2項1号)とされています。

#### (2) 改正法の規律

改正法では、公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、両部門における「個人情報」の定義を統一することになります。

定義変更に伴う影響を最小化する観点から、一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義(=容易照合可能性を要件とするもの)が採用されます。

すなわち、行政機関、独立行政法人、地方公共団体のいずれにも、以下の個人情報保護法2 条1項の「個人情報」の定義が適用されることになります。

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- 二 個人識別符号が含まれるもの

(注:令和3年7月時点での条文)

なお、個人情報のデータベース、保有する個人情報の定義については、以下のとおり改正前と同様に別の定義が設けられます。

「行政機関等」の定義には、行政機関および独立行政法人等が含まれます(法2条11項)。 また、第2弾の改正後は、地方公共団体および地方独立行政法人も「行政機関等」の定義に 該当することになります。

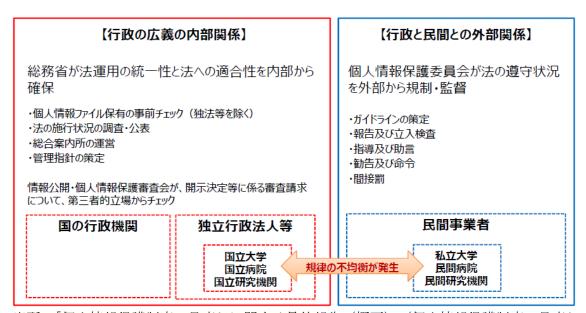
#### ○改正後の個人情報・データベース・主体・保有する個人データに関する定義

	民間事業者	行政機関等·独立行政法人等·地方公共団体 等	
個人情報の定義	共通の定義(容易照合性)(2条1項)		
データベース	個人情報データベース等(16条1項)	個人情報ファイル(60条2項) :保有個人情報を含む情報の集合物で体系化 されたもの	
主体	個人情報取扱事業者(16 条2項)	行政機関等(行政機関および独立行政法人等)(2条 11 項) ※第2弾の改正後は、地方公共団体および地 方独立行政法人も「行政機関等」に該当。	
保有する個人情報	<b>個人データ(16 条3項)</b> : 個人情報データベースを構成する個人 情報	保有個人情報(60条1項) 行政機関等の職員が職務上作成、取得した個人情報で、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもの(行政文書(行政機関)・法人文書(独立行政法人等)に記載されているものに限る)。	
	<b>保有個人データ(16 条4項)</b> : 開示等請求の対象となる個人データ		

#### 5. 医療分野・学術分野における規制の統一

#### (1)現行法制の問題点

医療分野・学術分野では、実質的に民間事業者と同等の立場で個人情報を取得・保有している法人であっても、当該法人が公的部門に属するか(独立行政法人、国立大学法人等)、民間部門に属するか(私立大学、民間病院、民間研究機関等)によって、適用される法律上の規律が大きく異なっており、これが、公的部門と民間部門との垣根を超えた医療や共同研究の実施を躊躇させる一因となっている。



出所:「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(概要)」(個人情報保護制度の見直し

に関するタスクフォース)

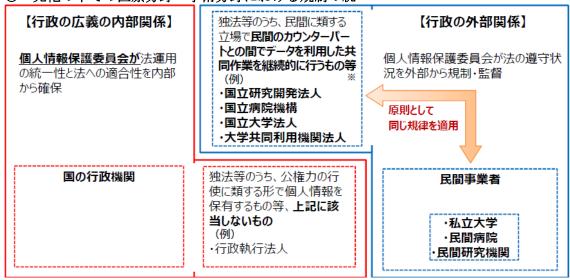
#### (2) 改正法の下での医療分野・学術分野の規律

改正法では、公的部門と民間部門の規律の一元化により、現行の独立行政法人等個人情報 保護法の規律対象となっている独立行政法人等のうち、民間部門において同種の業務を行 う法人との間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を行うもの等、本人から見て官 民で個人情報の取扱いに差を設ける必要が乏しいもの(例:国立研究開発法人、独立行政法 人国立病院機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人)については、原則として、民間事 業者と同様の規律が適用されます。

これに対して、<u>行政機関に準ずる立場で(公権力の行使に類する形で)個人情報を取得・保有するもの</u>(例:行政執行法人、日本年金機構等)については、行政機関と同様の規律が適用されます。

ただし、現行の独立行政法人等個人情報保護法の規律のうち、①「本人からの開示等請求 に係る規律」は、情報公開法制において本人開示が認められていない点を補完する側面を有 していること、②「非識別加工情報の提供に係る規律」は、公的部門が有するデータを広く 民間事業者に開放し活用を促す広義のオープンデータ政策としての性格を有しているため、 公的部門と民間部門の規律の一元化後も、①「本人からの開示等請求に係る規律」および② 「非識別加工情報の提供に係る規律」の規律は現行法制と同様に、全ての独立行政法人等が 行政機関に準じて扱われます。

#### ○一元化の下での医療分野・学術分野における規制の統一



出所:「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(概要)」(個人情報保護制度の見直し に関するタスクフォース)

#### (3) 民間分野の規律が適用される法人と規律

- ア 個人情報取扱事業者の規律が適用される独立行政法人等
  - ① 独立行政法人等と扱われるものの個人情報取扱事業者等の規定が適用されるもの (労災病院)

第1弾の改正により、<u>独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院(いわゆる労災病院)</u>の運営業務における「個人情報」、「仮名加工情報」または「個人関連情報」については、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報または個人関連情報の取扱いとみなして、第4章(個人情報取扱事業者等の義務等)、第6章(個人情報保護委員会)、第7章(雑則)、第8章(罰則)が適用されます(法

58条2項)。

すなわち、労災病院の運営業務には、「個人情報取扱事業者」ではなく、「独立行政法人等」 に該当するものの、個人情報取扱事業者等の規定が適用されます。

また、第2弾の改正により、<u>地方公共団体の機関による病院、診療所、大学の運営</u>も同様の取扱いを受けることになります。

# ② 個人情報取扱事業者に該当する法人

第1弾の改正により、「独立行政法人等」の定義から別表第2に掲げられる以下の法人が除外されます(法2条9項)。個人情報取扱事業者の定義(法16条2項)からは「独立行政法人等」が除外(同項3号)されるので、以下の独立行政法人は「個人情報取扱事業者」に該当することになります(法58条1項)。

- · 沖縄科学技術大学院大学学園
- ・国立研究開発法人(国立がん研究センター等)
- ・国立大学法人・大学共同利用機関法人
- ・独立行政法人国立病院機構(東京医療センター等)
- ・独立行政法人地域医療機能推進機構(東京新宿メディカルセンター等)
- 放送大学学園

また、第2弾の改正により、<u>地方独立行政法人のうち、(i)大学等、(ii)病院事業に係る</u> <u>掲げる業務を目的とするもの</u>も、「個人情報取扱事業者」に該当することになります。

# イ 上記アの法人に適用されない個人情報取扱事業者に関する規定

上記ア①・②に掲げる法人には、以下の個人情報取扱事業者の規定は適用されません(法 58条1項、2項)。

- ・保有個人データの取扱いに関する規定(開示等請求等)(法32条~39条)
- ・匿名加工情報取扱事業者等の義務(第4章第4節:法43条~46条)

#### ウ 上記アの法人に適用される行政機関等に関する規定

- ① 上記ア①の法人(労災病院)の運営業務に適用される規定(法 123 条 1 項)
- ・行政機関等の義務等の総則(第5章第1節・法60条)
- ・安全管理措置(法 66 条 2 項(3 号・4 号(同項 3 号に係る部分に限る。)に係る部分に限る)において準用する同条 1 項)
- ・個人情報ファイル簿の作成・公表(法75条)
- ・開示等請求手続(第5章第4節:法76条~106条)
- ・行政機関等匿名加工情報の提供等(第5章第5節:法107条/109条~121条/123条)
- ・保有していないものとみなされる保有個人情報(法 122 条/124 条 2 項)
- ・開示請求等をしようとする者に対する情報提供(125条/127条)
- ・行政機関の職員に対する罰則 (171 条<u>/176 条</u>、175 条<u>/180 条</u>) 下記②の法人との違いは、「行政機関等の安全管理措置」及び「行政機関等の職員に対する罰則」が適用される点です。

# ② 上記ア②の法人に適用される規定(法 123条/125条2項)

- ・行政機関等の義務等の総則(第5章第1節・法60条)
- ・個人情報ファイル簿の作成・公表(法75条)
- ・開示等請求手続(第5章第4節:法76条~106条)
- ・行政機関等匿名加工情報の提供等(第5章第5節:法107条/109条~121条/123条)
- ・保有していないものとみなす保有個人情報(法 122 条/124 条 2 項)

- ・開示請求等をしようとする者に対する情報提供(法125条/127条)
- ・個人情報保護委員会 (第6章: 127条/130条~165条/170条)
- ・雑則(第7章:166条/171条~170条/175条)
- ・罰則 (第8章、<u>ただし、行政機関の職員に対する罰則 (171 条/176 条、175 条/180 条、</u> 176 条/181 条) は適用されない。)

# 6. 個人情報保護法と同様の規定の追加

改正後は、行政機関等個人情報保護法および独立行政法人等個人情報保護法には規定されていなかった以下の個人情報保護法と同様の規律が置かれます。

- ・不適正な利用の禁止(63条)
- ・ 適正な取得 (64条)
- ・漏えい等報告等(<del>65</del>68条)
- ・外国にある第三者への提供の制限(71条)
- ・個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求 (72条)
- ・仮名加工情報の取扱いに係る義務(73条)
- ・行政機関の職員による不正な利益を図る目的の盗用(175条/178条)

#### 7. 行政機関等における匿名加工情報の取扱い

# (1) 現行法の下での取り扱い

現行の行政機関等における非識別加工情報の取扱いに関する規律は、非識別加工情報が個人情報に該当し得ることを前提としている。

具体的には、行政機関等による非識別加工情報の作成・提供は、他の個人情報の利用・提供と同様、原則として利用目的の範囲内でのみ可能であることが前提とされており(行政法人個人情報保護法8条1項、44条の2第2項等)、同法第4章の2等が定める提案募集手続は、当該手続に従った非識別加工情報の作成・提供を「法令に基づく場合」として例外的に許容するものと位置付けている。

また、行政機関等による匿名加工情報の取得は、他の個人情報の取得と同様、原則として 利用目的の範囲内でのみ可能である(同法3条2項)。

なお、個人情報の管理についての規律が適用されると考えられるため、行政機関等が民間 事業者等から匿名加工情報を取得した場合の安全管理措置や識別行為禁止については規定 が置かれていない。

独立行政法人等の独立行政法人等非識別加工情報についても、独立行政法人等個人情報 保護法に同様の規律が置かれている。

#### ○匿名加工情報と非識別加工情報の規律

5 — 14 th = 51 mar and 14 th 35 th					
	匿名加工情報	行政機関非識別加工情報			
根拠法	個人情報保護法	行政機関等個人情報保護法			
個人情報該当性	非個人情報であること前提	個人情報に該当すること前提			
利用・提供の制限	利用目的による制限なし	利用目的の範囲内のみ可能 ➡提案募集手続(法令に基づく場 合として例外的に許容)			
安全管理措置・識別 行為の禁止	規定あり	規定なし			

<sup>※</sup>独立行政法人非識別加工情報も非識別加工情報と同様の取扱い

#### (2) 令和3年改正法による改正後の規律

ア 第1弾の改正(施行日:令和4年(2022年)5月18日までの政令で定める日)

#### ① 行政機関等匿名加工情報

行政機関等による匿名加工情報の「作成」「取得」「提供」のそれぞれについて、匿名加工情報が非個人情報である前提で、法律上のルールが再構成されます。「非識別加工情報」ではなく、「行政機関等匿名加工情報」(60条3項)の定義が用いられることになります。

# ② 行政機関等匿名加工情報の作成

「行政機関等匿名加工情報」の「作成」については、匿名加工情報の作成それ自体が個人の権利利益を侵害する危険性はなく、行政機関等が保有個人情報に対する安全管理措置の一環として匿名加工情報を作成することが必要な場合もあり得ることから、柔軟な取扱いを認めるべきであり、法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な範囲内であれば、作成を認められます(法 107 条 1 項)。

#### ③ 匿名加工情報の取得・識別

「匿名加工情報」や「行政機関等匿名加工情報」の「取得」についても、行政機関等(特に独立行政法人等)が民間事業者等から匿名加工情報を取得して業務を遂行することが必要な場合もあり得ることから、柔軟な取扱いを認めるべきであり、法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な範囲内であれば、取得を認められます。

その際、「行政機関等匿名加工情報」は非個人情報であるという前提で、民間の匿名加工情報取扱事業者に準じた識別行為禁止義務及び安全管理措置義務が課されます(法 119 条 1 項、・2項、121条2項・3項)。

#### ④ 行政機関等匿名加工情報の提供

「行政機関等匿名加工情報」の「提供」については、現行法が非識別加工情報の提供を公平かつ適正に実施するための手続として提案募集から契約締結に至る一連の手続を定めていることを踏まえ、一元化後においても当該手続に従った提供が原則とされ、行政機関等が匿名加工情報を外部に提供できるのは、基本的に、以下の場合に限られます(法 107 条 2 項)。

- i. 法令に基づく場合(提案募集手続を経て契約を締結した者に提供する場合を含む)
- ii. 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該 保有個人情報を加工して作成した行政機関等

なお、現行法は、行政機関情報公開法第5条第2号ただし書に規定する情報(法人等に関する情報のうち、一般的には不開示情報に該当するが、公益的理由から例外的に開示対象となるもの)も、非識別加工の対象に概念上は含まれ得ることを前提に、当該情報を非識別加工して提供する場合には、手続保障の観点から、当該法人等に対して意見書提出の機会を与えることを義務付けています(行個法第44条の8が準用する行政機関情報公開法第13条第2項)。

改正後は、行政機関情報公開法第5条第2号ただし書に規定する情報も他の不開示情報

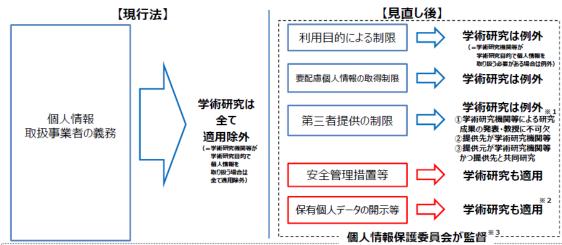
と同様に加工元情報から予め削除することとした上で、第三者への意見聴取は全て任意と されます。

# イ 第2弾の改正(施行日:令和5年(2023年)5月18日までの政令で定める日)

第2弾の改正によって、地方公共団体も「行政機関等」(法2条11項)に該当することになり、上記アの行政機関等匿名加工情報の取扱いの規律が適用される。

ただし、経過措置として、当分の間、都道府県および政令指定都市以外の地方公共団体については、行政機関等匿名加工情報の提案の募集(法 111 条/113 条)、提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載(法 110 条/112 条)は、任意の取扱いとされます(改正法第 51 条による個人情報の保護に関する法律附則第 7 条の改正)。

#### 8. 個人情報取扱事業者に係る学術研究に係る適用除外規定の見直し(精緻化)



- ※1 学術研究機関等:大学(私立大学、**国公立大学**)、学会、**国立研究開発法人** 等(**下線は今回追加**されるもの)
- ※2 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用
- ※3 利用目的の特定・公表(15条・18条)不適正利用・取得の禁止(16条の2・17条1項)漏えい報告(22条の2)も適用

出所:「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(概要)」(個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース)

# (1) 現行の規律

現行法は、憲法が保障する学問の自由への配慮から、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者(以下「学術研究機関等」という)が、学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を、一律に個人情報保護法第4章に定める各種義務の適用除外としています(法76条1項3号)。

その一方、現行法は、学術研究機関等に対し、安全管理措置等の個人情報の適正な取扱いを 確保するために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表する努力義務を課しています(同条 第3項)。

また、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者に対して立入検査や勧告・命令等の監督権限を行使する際は、「学問の自由を妨げてはならない」とされており(法 43 条 1 項)、その趣旨に照らし、個人情報取扱事業者が学術研究機関等に対して個人情報を提供する行為に対しては、監督権限を行使しないこととされています(同条第 2 項)。

#### (2) 現行法の規律の問題点

現行法が、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を一律に各種義務の適用除外としている結果、我が国の学術研究機関等がEU圏から移転される個人データについてはGDPRの十分性の認定の効力が及ばないこととなっています。このような事

態は、我が国の研究機関がEU圏の研究機関と個人データを用いた共同研究を行う際の支障ともなり得るものです。

そこで、改正法による公的部門と民間部門の規律の一元化を機に、学術研究に係る適用除外規定の内容を見直し、我が国の学術研究機関等に移転された個人データについてもGDPRの十分性の認定の効力が及ぶような素地を作ることが求められています。

#### (3) 改正法の規律

#### ア 学術研究に係る適用除外規定の精緻化

以下のとおり、「利用目的による制限の適用除外」(法 18 条 3 項)、「要配慮個人情報の取得の同意の例外」(法 20 条 2 項)、「第三者提供の制限の例外」(法 27 条 1 項)に学術研究に係る適用除外が追加されます。

いずれも、「目的の一部が学術研究目的である場合」を含み、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」を除くこととされています。

上記5の一元化に伴い、個人情報取扱事業者として扱われる国公立大学や国立研究開発法人にも適用されます。

# ① 利用目的による制限の適用除外(法18条3項5号・6号)

- (i) 当該個人情報取扱事業者が**学術研究機関等である場合**であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下この章において「<u>学術研究目的</u>」という。) <u>で取り扱う必要があるとき</u>(<u>当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。</u>)。
- (ii) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、<u>当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき</u>(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
- ② 要配慮個人情報の取得の同意の例外(法20条5号・6号)
- (i) 当該個人情報取扱事業者が**学術研究機関等である場合**であって、当該要配慮個人情報を **学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学 術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除 く**。)。
- (ii) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき (当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。) (当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)。
- ③ 第三者提供の制限の例外(法27条1項5~7号)
- (i)当該個人情報取扱事業者が**学術研究機関等である場合**であって、**当該個人データの提供** が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき (個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
- (ii) 当該個人情報取扱事業者が**学術研究機関等である場合**であって、**当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき**(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)。
- (iii) 当該<u>第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき</u>(当該個人データを取り扱う<u>目的の一部が学術研究</u>目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。

#### イ 義務規定の適用

現行法のような包括的な適用除外でなくなることから、学術研究機関にも個人情報取扱

事業者として以下の規定が適用されることになります。

- ・利用目的の特定・公表(法17条・21条)
  - ・不適正な利用・取得の禁止(法 19条・20条)
- ・安全管理措置等(法23条~25条)
  - ・漏えい報告等(法26条)
  - ・保有個人データの開示等請求手続(法32条~39条)※

※国公立大学や国立研究開発法人には、行政機関等としての開示等請求手続(第5章第4節:法76条~108条)が適用されます。

#### 9. 地方公共団体の個人情報保護制度

#### (1) 現行法の地方公共団体の個人情報保護制度の課題

社会全体でデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、地方公共団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となっています。

中でも、医療分野や学術分野等の官民の共同作業が特に重要な分野について、地方公共団体の条例を含む当該分野の個人情報保護に関するルールが不統一であることが円滑な協働作業の妨げになっています。

また、一部事務組合等については、個別の個人情報保護条例を制定していないなど条例の 適用関係が明らかでない団体が少なくとも 613 団体存在します。

さらに、独立した機関による監督を求めるEUのGDPR(一般データ保護規則)の十分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT(信頼ある自由なデータ流通)など我が国の成長戦略への整合の要請もあります。

こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとおもに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保することとされました。

#### (2) 改正法における規律

上記1から8までにおいて説明したとおり、第2弾の改正(施行日:令和5年(2023年)5月18日までの政令で定める日)により、地方公共団体の機関および地方独立行政法人は、「行政機関等」の定義に含まれることになり、国の行政機関等や独立行政法人等と同様の規律に従うことになります。

# (3) 地方公共団体独自の保護措置

以下のとおり、地方公共団体の機関および地方独立行政法人には、独自の保護措置を設けることができます。

#### ア. 条例要配慮個人情報(法60条5項)

「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいいます。個人情報ファイル簿に条例要配慮個人情報が含まれる場合は、その旨を記載しなければなりません(法75条4項)。

#### イ.保有個人情報の開示義務(法 78 条 2 項)

保有個人情報の開示義務の対象から情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものが除かれます。また、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについても開示義務の対象となりません。

#### ウ. 手数料(法89条2項)

地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければなりません。

# エ. 保有個人情報の開示等手続、審査請求手続(法108条)(第2弾の改正で新設)

地方公共団体は、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げられません。

# 10. 個人情報保護委員会による一元的な監督体制 【現行の個情委の監督範囲】

#### 【見直し後の個情委の監督範囲】 民 個人情報関係 個人情報関係 匿名加丁 匿名加丁 情報関係 (マイナンバー関係を含む) 情報関係 (マイナンバー関係を含む) 非識別 マイナンバー 個人情報関係 匿名加工 **F** 7 加工 围 関係 (マイナンバー関係を含む) 情報関係 情報関係 地 拁 個人情報関係 マイナンバー 匿名加工 情報関係 関係 (マイナンバー関係を含む)

出所:「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(概要)」(個人情報保護制度の見直し に関するタスクフォース)

現行の行政機関個人情報保護法等は、行政機関等における個人情報の取扱いについての 監視権限を、原則として、所管大臣である総務大臣に付与しています。行政機関非識別加工 情報(独立行政法人等については独立行政法人等非識別加工情報)の取扱いについては個人 情報保護委員会に関し権限を付与しています。

地方公共団体の個人情報の取扱いについては各地方公共団体が監視権限を有しており、個人情報保護委員会には監督権限はありません。

改正法による公的部門と民間部門の規律の一元化後は、独立規制機関である個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等の4者における個人情報および匿名加工情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が構築され、行政機関等における個人情報および匿名加工情報の取扱い全般についての監視権限が個人情報保護委員会に付与されます(法第6章第3款)。

令和2年改正による改正後	令和3年改正法による第1弾改正	令和3年改正による第2弾改正
第1章 総則(1条~3条)	第1章 総則(1条~3条)	第1章 総則(1条~3条)
第2章 国及び地方公共団体の責務(4~6条)	第2章 国及び地方公共団体の責務(4~6条)	第2章 国及び地方公共団体の責務(4~6条)
第3章 個人情報の保護に関する施策	第3章 個人情報の保護に関する施策	第3章 個人情報の保護に関する施策
第1節 個人情報の保護に関する基本方針(7条)	第1節 個人情報の保護に関する基本方針(7条)	第1節 個人情報の保護に関する基本方針(7条)
第2節 国の施策(8条~10条)	第2節 国の施策(8条~ <mark>11条</mark> )	第2節 国の施策(8条~11条)
第3節 地方公共団体の施策(11条~13条)	第3節 地方公共団体の施策(12条~14条)	第3節 地方公共団体の施策(12条~14条)
第4節 国及び地方公共団体の協力(14条)	第4節 国及び地方公共団体の協力(15条)	第4節 国及び地方公共団体の協力(15条)
第4章 個人情報取扱事業者の義務等	第4章 個人情報取扱事業者等の義務等	第4章 個人情報取扱事業者等の義務等
第1節 個人情報取扱事業者等の義務(15条~35条)	第1節 総則(16条)	第1節 総則(16条)
第2節 仮名加工情報取扱事業者等の義務(35条の2・35条	第2節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者	第2節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者
o3)	の義務(17条~40条)	の義務(17条~40条)
第3節 匿名加工情報取扱事業者等の義務(36条~39条)	第3節 仮名 <u>化工加工</u> 場御法取扱事業者等の義務(41 条・42	第3節 仮名 <u>加工</u> 化工場御法取扱事業者等の義務(41条・42
第4節 監督(40条~46条)	条)	条)
第5節 民間団体による個人情報の保護の推進(47条~56 <u>58</u>	第4節 匿名加工情報取扱事業者の義務(43条~46条)	第4節 匿名加工情報取扱事業者の義務(43条~46条)
条)	第5節 民間団体による個人情報の保護の推進(47条~56	第5節 民間団体による個人情報の保護の推進(47条~56
第6節 送達(58条の2~58条の5)	条)	条)
第5章 個人情報保護委員会(59条~74条)	第6節 雑則(57条~59条)	第6節 雑則(57条~59条)
第6章 雑則(75条~81条)	第5章 行政機関等の義務等	第5章 行政機関等の義務等
第7章 罰則(82条~88条)	第1節 雑則(60条)	第1節 雑則(60条)
附則	第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い(61条~73	第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い(61条~73
	条)	条)
	第3節 個人情報ファイル (74条・75条)	第3節 個人情報ファイル (74条・75条)

第4節 開示、訂正及び利用停止

第1款 開示(76条~89条)

第2款 訂正(90条~97条)

第3款 利用停止(98条~103条)

第4款 審査請求(104条~106条)

第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等

(107条~121条)

第6節 雑則(122条~126条)

第6章 個人情報保護委員会

第1節 設置等(127条~142条)

第2節 監督及び監視

第1款 個人情報取扱事業者の監督

(143 条~149 条)

第2款 認定個人情報保護団体の監督

(150条~152条)

第3款 行政機関等の監視(153条~157条)

第3節 送達(158条~161条)

第4節 雑則(162条~165条)

第7章 雑則(166条~170条)

第8章 罰則(171条~180条)

附則

第4節 開示、訂正及び利用停止

第1款 開示(76条~89条)

第2款 訂正(90条~97条)

第3款 利用停止(98条~103条)

第4款 審査請求(104条~107条)

第5款 条例との関係(108条)

第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等

(109条~123条)

第6節 雑則(124条~129条)

第6章 個人情報保護委員会

第1節 設置等(130条~145条)

第2節 監督及び監視

第1款 個人情報取扱事業者の監督

(146 条~152 条)

第2款 認定個人情報保護団体の監督

(153 条~155 条)

第3款 行政機関等の監視(156条~160条)

第3節 送達(161条~164条)

第4節 雑則(165条~170条)

第7章 雑則(171条~175条)

第8章 罰則(176条~185条)

附則

Q4. クッキー(Cookie)などの端末識別子等は個人情報保護法上どのように扱われる ことになりますか。

A. Cookie (クッキー) や I Pアドレスなどの端末識別子がそれ単独で「個人情報」に該当しない点は改正法でも変更はありません。ただし、「個人関連情報取扱事業者」から、Cookie や I Pアドレスなどの識別子情報に紐づいた「個人情報」ではない個人に関する情報(閲覧履歴や趣味趣向等)の情報(「個人関連情報」)の提供を受ける「第三者」は、他の情報と突合して「個人データ」として取得する場合には、Cookie や I D等の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める本人の同意を取得する必要があります。また、「個人関連情報取扱事業者」は「第三者」が Cookie や I Pアドレス等の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める本人の同意を取得していることを確認し、記録を作成・保存する義務を負います。

#### 第1.個人関連情報の第三者提供の制限等(法 26 条の 2 【31 条】)

#### 【改正内容】

- クッキー (Cookie) や I Pアドレスなどの識別子情報が個人情報保護法上の「個人情報」として扱われることになるわけではありません。すなわち、他の情報等と紐づけられ、特定の個人を照合することができる場合には、「個人情報」となる点は現行個人情報法と変更はありません。
- DMP 事業者等(「個人関連情報取扱事業者」)から、Cookie や I Pアドレスなどの識別子情報に紐づいた「個人情報」ではない個人に関する情報(閲覧履歴や趣味趣向等)の情報(「個人関連情報」)の提供を受ける利用企業(「第三者」)は、(他の情報と突合して)「個人データ」として取得する場合には、Cookie や I D等の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める本人の同意を取得する必要があります。
- 上記の場合、DMP 事業者等(「個人関連情報取扱事業者」)は、利用企業(「第三者」) が Cookie や I Pアドレス等の提供を受けて本人が識別される個人データとして取 得することを認める本人の同意を取得していることを確認し、記録を作成・保存す る義務を負います。

#### 【実務上の影響】

- 現在、DMP (Data Management Platform) を利用した行動ターゲティング広告を実施する場合、利用企業は、「個人データの取扱いの委託」(法 23 条 5 項 1 号)として、DMP 事業者が「第三者」に該当しないものとして、本人の同意を得ずに、Cookie や I Pアドレス等の情報を提供し、DMP 事業者からこれに紐づいた閲覧履歴や趣味趣向のデータを取得し、自社にある、Cookie や I Pアドレス等に紐づいた氏名・住所等と突合し、個人データとして利用しています。
- 改正により、利用企業の側において、Cookie や I Pアドレス等に紐づいた閲覧履歴 や趣味趣向などのデータを個人データとして取得することを認める旨の本人の同意 を取得することが必要となります。(併せて、利用企業が DMP 事業者などに対して Cookie や IP アドレスを提供することも提供元基準に基づき個人データの第三者提 供に該当するものとして本人の同意が必要となる可能性が高いです。)
- DMP 事業者においては、利用企業が閲覧履歴や趣味趣向などのデータを個人データ として取得することを認める旨の本人の同意を取得したか確認し、記録を作成・保 存することが必要となります。
- 1 クッキー (Cookie) について
- (1) クッキー (Cookie)

#### ア. クッキーとは

Cookie (クッキー) とは、ウェブサイトがブラウザにコンピュータまたはモバイルデバイスに保存するように要求する小さなデータのことです。 Cookie を使用すると、ウェブサイトは個人の行動や嗜好を時間の経過とともに「記憶」することができます。ほとんどのブラウザは Cookie をサポートしていますが、ユーザーはブラウザにおいて Cookie を使用しないように設定できます。

詳細についてはQ5をご覧ください。

#### (2) クッキー(Cookie)は「個人情報」に該当するか?

個人情報保護法上、「個人情報」については次のように定義されています(同法2条1項)。

#### ○個人情報保護法2条1項

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

#### ①1号個人情報

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

②2号個人情報

個人識別符号が含まれるもの

クッキーや IP アドレスは、それ自体では特定の個人を識別することができず(1号)個人情報には該当しません。ただし、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当します。

この取扱いは、改正法の前後で変更はありません。

#### 2 用語の定義

改正法上、「個人関連情報」、「個人関連情報データベース等」、「個人関連情報取扱事業者」 という新たな定義が置かれることになります(法 26 条の 2 【31 条】第 1 項)。

(1) 「個人関連情報」(法 26 条の 2【31 条】第 1 項、通則編ガイドライン 3−7−<u>17</u>−1<u>【2</u> -8】)

生存する個人に関する情報であって、<u>個人情報、仮名加工情報</u>及び<u>匿名加工情報</u>のいずれにも該当しないものをいいます。

「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、 判断、評価を表す全ての情報です。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の 記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関 連情報には該当しません。

このように、個人情報に該当する情報については、個人情報の取扱いに 適用される規律 に従って取り扱う必要がありますが、改正 後の法 26 条の2【31 条】に従って取り扱う必 要はありません(ガイドラインパブコメ回答(概要)17番)。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しません。

#### 【個人関連情報に該当する事例】

事例 1) Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

- 事例 2) 特定の個人を識別できないメールアドレス (abc\_123@example.com 等のように メールアドレス単体で、特定の個人のメールアドレスであることが分からない ような場合等) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成 等
- 事例 3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴
- 事例 4) ある個人の位置情報
- 事例 5) ある個人の興味・関心を示す情報

個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになります。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではすが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになります。

# (2) 「個人関連情報データベース等」(法 26 条の 2 【31 条】第 1 項、令 7 条の 2 <u>【8</u>条】、通則編ガイドライン 3-7-17-2 【2-8】)

①「個人関連情報」を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または、②これに含まれる「個人関連情報」を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいいます。

特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人関連情報を含む情報の集合物をいいます。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の個人関連情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当します。

# (3) 「個人関連情報取扱事業者」(法 26 条の 2 【31 条】第 1 項、通則編ガイドライン 3-7-17-2 【2-8】)

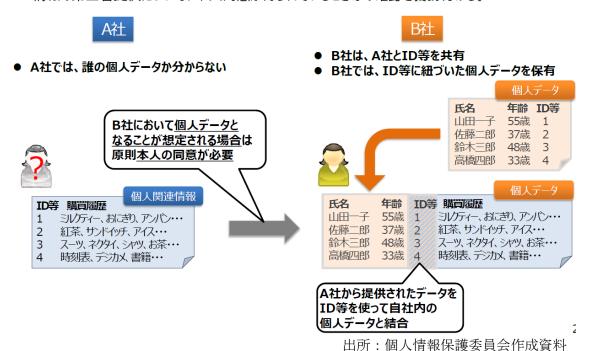
「個人関連情報データベース等」を事業の用に供している者で、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除いたものをいいます。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問いません。なお、法人格のない、権利能力のない社団(任意団体)又は個人であっても、個人関連情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人関連情報取扱事業者に該当します。

具体的には、Cookie や I Pアドレス等の識別子情報(個人関連情報)に紐づけられた閲覧履歴や趣味嗜好のデータベース(個人関連情報データベース等)から、特定の Cookie や ID 等の識別子に紐づけられた閲覧履歴や趣味嗜好の情報を利用企業(第三者)に提供する DMP 事業者が「個人関連情報取扱事業者」に該当するものと考えられます。

# ○改正法における個人関連情報の第三者提供規制の概要

● 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される 情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。



○個人関連情報に関する規制の一般的フロー



3出所:個人情報保護委員会作成資料

3 法 26 条の 2 【31 条】の適用の有無(通則編ガイドライン 3-7-2 【3-7-1】)

個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。)を個人データと して取得することが想定されるときは、法 23

条1項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意が得られていること等を確認しないで、当該個人関連情報を提供してはなりません。

法 26 条の 2 第 1 項は、個人関連情報取扱事業者による個人関連情報の第三者提供一般に適用されるものではなく、**提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得することが想定されるとき」に適用**されるものです。そのため、個人関連情報の提供を行う個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者との間で、提供を行う個人関連情報の項目や、提供先の第三者における個人関連情報の取扱い等を踏まえた上で、それに基づいて法 26 条の 2 第 1 項の適用の有無を判断します。

#### (1)「個人データとして取得する」について(通則編ガイドライン3-7-2-1【3-7-1-1】)

法 26 条の 2 第 1 項の「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいいます。

提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID 等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当します。

提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人データとして取得する」場合には直ちに該当しません。

提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、それ単体では特定の個人を識別することができない情報と紐付けて利用するのみであり、個人データとして利用しないのであれば、「個人データとして取得する」場合に該当しないと考えられます(ガイドラインパブコメ回答(概要)21番)。

## (2)「想定される」について(通則編ガイドライン3-7-2-2【3-7-1-2】)

「想定される」とは、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」(上記(1)参照)ことを現に想定している場合、又は一般人の認識(※)を基準として「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいいます。

## ア 「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合

提供元の個人関連情報取扱事業者が、提供先の第三者において個人データとして取得することを現に認識している場合をいいます。

### 【現に想定している場合に該当する例】

- 事例 1) 提供元の個人関連情報取扱事業者が、顧客情報等の個人データを保有する提供先の第三者に対し、ID 等を用いることで個人関連情報を個人データと紐付けて取得することが可能であることを説明している場合
- 事例 2) 提供元の個人関連情報取扱事業者が、提供先の第三者から、個人関連情報を受領 した後に個人データと紐付けて取得することを告げられている場合

### イ 「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合

提供元の個人関連情報取扱事業者において現に想定していない場合であっても、提供先の第三者との取引状況等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準に通常想定できる場合には、「想定される」に該当します。

ここでいう「一般人の認識」とは、同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を 前提とする認識をいいます。

#### 【通常想定できる場合】

事例) 個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等と 紐付けて利用することを念頭に、そのために用いる ID 等も併せて提供する場合 提供先が、個人関連情報と紐付けて利用可能な個人データを保有している等、提供を受けた個人関連情報を個人データとして取得することが窺われる場合には、提供先における個人関連情報の取扱いを確認すべきであり、提供先からの回答がないことをもって「想定される場合」に該当しないとはいえないと考えられます。なお、提供先は、提供元に個人データとして利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取得した場合、法 17 条 1 項に違反することとなります。(ガイドラインパブコメ回答(概要) 24 番)

#### ウ 契約等による対応について(通則編ガイドライン 3-7-2-3 【3-7-1-3】)

提供元の個人関連情報取扱事業者及び提供先の第三者間の契約等において、提供先の第三者において、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されず、法 26 条の 2【31 条】は適用されません。この場合、提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されません。もっとも、提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人データとして利用することが窺われる事情がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうか判断する必要があります。

# 4 本人の同意の取得(改正 26 条の 2【31 条】第1項1号、通則編ガイドライン 3-7-3【3-7-2】)

#### (1) 改正法の規律

提供元の「個人関連情報取扱事業者」から「個人関連情報」の提供を受ける「提供先の第三者」は、「個人関連情報」(「個人関連情報データベース等」を構成するものに限る。)を個人データとして取得することが想定されるときは、法23条【27条】1項各号に該当する場合を除いて、「個人関連情報取扱事業者」から「個人関連情報」の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める本人の同意を取得する必要があります(改正26条の2【31条】第1項1号)。

#### (2) 本人の同意(通則編ガイドライン 3-7-3-1【3-7-2-1】)

法 26 条の2【31条】第1項1号の「本人の同意」とは、個人関連情報取扱事業者が第三者に個人関連情報を提供し、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することを承諾する旨の当該本人の意思表示をいいます。同号の同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要です。

また、本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能です。

改正後の法 26 条の 2 【31 条】第1項1号の「本人の同意」について、事業者は、必ず しも各提供行為について個別に本人の同意を取得しなければならないわけではなく、本人 の意思を明確に確認できる限り、所定の事項を示した上で、各提供行為について一括して 同意を取得することもできると考えられます(ガイドラインパブコメ回答(概要) 26 番)。

また、提供先が所定の同意取得方法で個人関連情報の取扱いにつき 本人から同意を得る旨を事前に誓約し、当該誓約に従って同意を取得済みであるとして、同意を取得済みのID等のリストを提供元に提供した場合には、提供元は、当該誓約及び当該リストを確認することで、当該リストに掲載され たID等に係る各本人から同意を得ていることを、一括して確認することが可能であると考えられます(ガイドラインパブコメ回答(概要)29番・30番)。

なお、令和2年改正法の施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意 がある場合において、その同意が法第26条の2【31条】第1項の規定による個人関連情 報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項1号の同意があったものとみなされます(改正法附則5条1号)。

## (3) 本人の同意を取得する主体(通則編ガイドライン 3-7-3-2 [3-7-2-2])

## ア 同意取得の主体

法 26 条の 2 【31 条】第1項1号の「本人の同意」を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者ですが、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に、同意取得を提供元の個人関連情報取扱事業者が代行することも認められます。

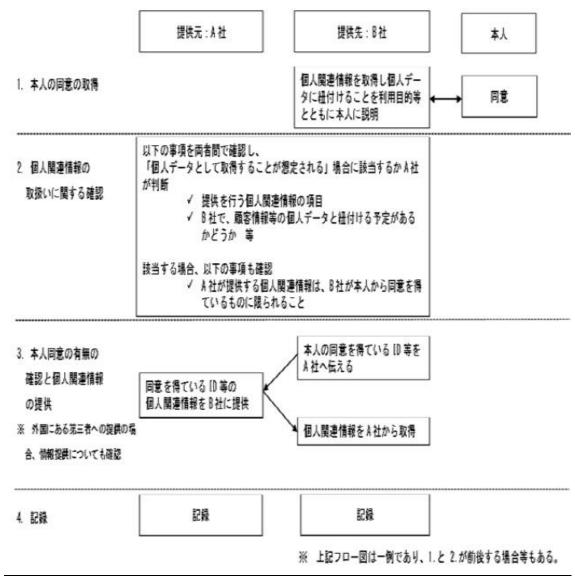
提供先の第三者による同意取得の場合であっても、提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合であっても、①個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体、②対象となる個人関連情報の項目、③個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的等について、本人が認識できるようにする必要があります。

## イ 提供先の第三者による同意取得の場合

提供先の第三者が、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体として、本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得しなければなりません。

個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において法 18 条【21 条】により通知又は公表を行う必要がありますが、提供先において同意を取得する際には同時に当該利用目的についても本人に示すことが望ましいです。

## ○個人関連情報の第三者提供につき、提供先で同意取得する場合の一般的フロー



出所:通則編ガイドライン【付録】

#### ウ 提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合

提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合、本人は利用の主体を認識できないことから、提供元の個人関連情報取扱事業者において、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また、対象となる個人関連情報を特定できるように示さなければなりません。

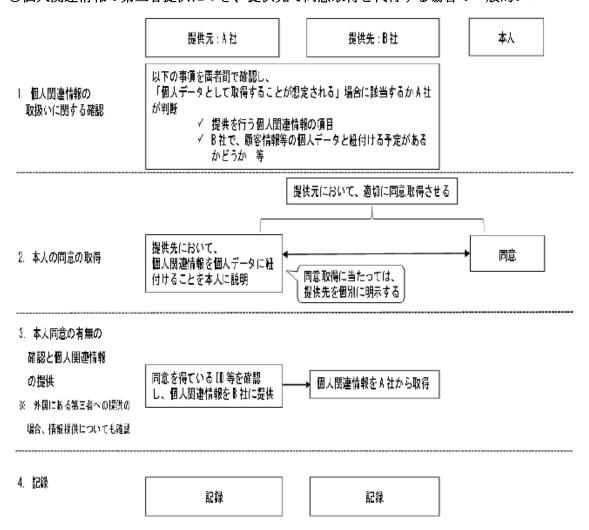
提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において法 18条【21条】により通知又は公表を行わなければなりません。

また、提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行する場合であっても、提供先の第三者が同意取得の主体であることに変わりはないことから、提供先の第三者は提供元の個人関連情報取扱事業者に適切に同意取得させなければなりません。

なお、「提供元」による確認に際して、「提供先」が「提供元」に本人同意を取得している ID 等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合がありますが、<u>法 26</u>条の2【31条】第1項の確認行為において必要となる情報のみを伝える場合には、提供先

が偽りなく確認に係る情報を提供することが個人情報保護法上予定されていることから、 法令に基づく場合(法23条【27条】1項1号)に該当すると考えられます。

## ○個人関連情報の第三者提供につき、提供元で同意取得を代行する場合の一般的フロー



出所:通則編ガイドライン【付録】

#### (4) 同意取得の方法(通則編ガイドライン 3-7-3-3 [3-7-2-3])

同意取得の方法としては、様々な方法があるが、例えば、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法、確認欄へのチェックを求める方法がある。ウェブサイト上で同意を取得する場合は、単にウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等によらなければなりません。

また、同意取得に際しては、本人に必要な情報を分かりやすく示すことが重要であり、 例えば、図を用いるなどして工夫することが考えられます。

プライバシーポリシーにおいて、個人関連情報の提供について、利用者側にこれを拒否する選択肢を与えている(拒否されない限り同意しているものとして扱う)場合、これをもって本人の同意を得たものとは認められません。

## ○ウェブサイトでの同意の取得例

#### 明示の同意の取得例

ウェブサイト上で必要な説明を行った上で、本人に当 該ウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法。

#### (ウェブサイトのイメージ)

当社は、第三者が運営するデータ・マネジメント・プラットフォームからCookieにより収集されたウェブの閲覧履歴及びその分析結果を取得し、これをお客様の個人データと結びつけた上で、広告配信等の目的で利用いたします。

上記の取扱に同意する

出所:第158回個人情報保護委員会資料

### 明示の同意の取得とは認められない例

プライバシーポリシー等において、個人関連情報の提供につき、利用者側にこれを拒否する選択肢を与えている(拒否されない限り同意しているものとして扱う)場合、これをもって改正法の求める本人の同意を取得したとはいえない。

個人関連情報の第三者提供を拒否する場合には、 以下のボタンをクリックしてください。

拒否する

## 5. 本人の同意の確認方法(法26条の2【31条】第1項)

### (1) 改正法の規律

提供元の「個人関連情報取扱事業者」)は、「提供先の第三者」が<u>「個人関連情報」(「個人関連情報」(「個人関連情報データベース等」を構成するものに限る。)を個人データとして取得することが想定されるとき</u>は、法 23 条【27 条】 1 項各号に該当する場合を除いて、当該「提供先の第三者」が<u>「個人関連情報取扱事業者」から「個人関連情報」の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める本人の同意</u>を得ていることを<u>確認</u>する必要があります。

#### (2) 確認方法

個人関連情報取扱事業者による確認事項および確認方法は以下のとおりです(<del>改正</del>規則 18条の2【26条】)。

ア 本人の同意等の確認の方法の原則(法 26 条の 2【31 条】第 1 項 1 号、<del>改正</del>規則 18 条の 2【26 条】第 1 項、通則編ガイドライン 3-7-4-1【3-7-3-1】)

個人関連情報の「提供先の第三者」からの申告を受ける方法その他の適切な方法により確認します。

提供元の個人関連情報取扱事業者は、あらかじめ 当該個人関連情報に係る本人の同意 が得られていること等を確認しないで、当該個人関連情報を提供することはできません (ガイドラインパブコメ回答(概要) 20番)。 「提供先の第三者」において同意を取得する場合、提供元である個人関連情報取扱事業者は、**提供先の申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足ります。** 

「提供先の第三者」において、複数の本人から同一の方式で同意を取得している場合、 提供元はそれぞれの本人から同意が取得されていることを確認する必要があるが、同意取 得の方法については、本人ごとに個別の申告を受ける必要はなく、複数の本人からどのよ うに同意を取得したか申告を受け、それによって確認を行えば足ります。

なお、「提供先の第三者」から「提供元の個人関連情報取扱事業者」に対する申告に際し、提供先の第三者が法 26条の2【31条】第1項1号の同意を取得済みのID等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合があるが、法 26条の2【31条】第1項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合(法 23条【27条】1項1号)に該当します。

また、「提供元の個人関連情報取扱事業者」において、同意取得を代行する場合、当該同意を自ら確認する方法も「その他の適切な方法」による確認に該当します。

#### ①本人同意を取得しているID等の提供 (法第23条第1項第1号)



#### ②同意を得ているID等の個人関連情報の提供 (改正法第26条の2第1項)

出所:個人情報保護委員会「改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について(個人関連情報)」(令和3年4月7日)

#### 【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】

事例 1) 提供先の第三者から口頭で申告を受ける方法

事例 2) 提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法 事例 3) 提供先の第三者が本人に対して法第 26 条の 2 【第 31 条】第 1 項第 2 号の規

定による情報の提供を行っていること を誓約する書面を受け入れる方法

### 【その他の適切な方法に該当する事例】

事例 1) 提供先の第三者が取得した本人の同意を示す書面等を確認する方法

事例 2) 提供元の個人関連情報取扱事業者において同意取得を代行して、当該同意を自 ら確認する方法

「提供先の第三者」が本人からの同意を取得してないにもかかわらず、同意を取得していると「提供元である個人関連情報取扱事業者」に虚偽の申告をして、個人関連情報を個人データとして取得した場合、個人情報の「不正取得」(法17条【20条】1項参照)に該当し得ます。

イ 当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護 のための措置その他当該本人に参考となるべき情報(法 26 条の 2 【31 条】第 1 項 2 号、改正規則 18 条の 2 【26 条】第 2 項、通則編ガイドライン 3-7-4-2 【3-7-3-2】)

#### (a) 確認事項

個人関連情報取扱事業者は、個人関連情報の提供先が外国にある第三者である場合には、 法 26 条の 2【31 条】第 1 項 1 号に基づき本人の同意が得られ ていることを確認するに当 たって、当該同意が得られていることに加え、当該同意を得ようとする時点において次の ①から③までの情報が当該本人に提供されていることを確認しなければなりません。

① 当該外国の名称(規則11条の3【17条】第2項1号関係)

- ② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報(規則11条の3【17条】第2項第2号関係)
- ③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報 (規則 11 条の 3 17 条】第2項3号関係)

ただし、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する場合には、本人同意の取得時に上記の ①から③までの情報が提供されていることを確認する必要はありません。

(i) 当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国にある場合

この場合、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している外国として規則で定める国(規則で定める国とは、平成31年個人情報保護委員会告示第1号に定める国を指し、現時点ではEU加盟国及び英国がこれに該当します。)は、法26条の2第1項2号の「外国」には該当しません。そのため、個人関連情報の提供先が、当該国にある第三者である場合には、法26条の2第1項2号は適用されません。

(ii) 当該第三者が個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している場合(法 26 条の2【31 条】第1項2号の準用する法24条【28条】3項)

個人関連情報の提供先である外国にある第三者が、個人情報取扱事業者 が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として 規則 11 条の 2 【16 条】で定める基準に適合する体制を整備している場合には、当該第三者は、法第 26 条の 2 【28 条】第1項2号における「第三者」に該当しません。そのため、当該体制を整備している外国にある第三者への個人 関連情報の提供については、法 26 条の 2 【28 条】第1項2号は適用されません。

ただし、規則 11 条の 2 【16 条】で定める基準に適合する体制を整備している外国にある第三者に個人関連情報の提供を行った場合には、個人関連情報取扱事業者は、法 26 条の 2 【28 条】第 2 項により読み替えて準用される法 24 条 【28 条】 3 項に基づき、次の(ア)及び(イ)の措置を講じなければなりません。

- (ア) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施 に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容 を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること(規則 11 条の4 【18 条】第1項1号関係)
- (イ) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人関連情報の当該第三者への提供を停止すること(規則11条の4【18条】第1項2号関係)

上記(イ)の「支障が生じたとき」とは、例えば、提供元の事業者と提供先の第三者との間で契約を締結することにより、当該第三者の基準適合体制(法第4章第1節<u>【第2節</u>】の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制)を担保している場合において、当該第三者が当該契約の一部に違反して個人データを取り扱っているような場合等が考えられます(パブコメ(概要)35番)。

(b) 確認方法(法 26 条の 2 【31 条】第1項2号、規則18条の2 <u>【26 条</u>】第2項) 本人から同意を得る主体は、原則として提供先の第三者となり、個人関連情報取扱 事業者は、書面の提示を受ける方法その他の適切な方法によって必要な情報の提供が行われていることを確認しなければなりません。

#### 【書面の提示を受ける方法に該当する事例】

- 事例 1 ) 提供先の第三者が本人に対して法第26条の2第1項2号の規定による情報の提供を行う際に使用している書面の提示を受ける方法
- 事例 2 ) 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で法 26 条の 2 第 1 項 2 号 の規定による情報の提供を行っている場合において、 当該ホームページ の写しの提示を受ける方法
- 事例 3) 提供先の第三者が本人に対して法第 26 条の2【第 31 条】第1項第2号の 規定による情報の提供を行っていることを誓約する書面を受け入れる方 法

## 【その他の適切な方法に該当する事例】

- 事例 1)提供先の第三者が本人に対してホームページ上で法 26 条の 2 第 1 項 2 号 の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの 記載内容を確認する方法
- 事例 2 )提供元の個人関連情報取扱事業者において同意取得を代行している場合 において、同意取得に当たって必要な情報が提供されていることを自ら確 認する方法

# ウ 既に確認を行った第三者に対する確認の方法(規則 18条の2<u>【26条】</u>第3項、通則編ガイドライン3-7-4-3【3-7-3-3】)

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報を提供する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に規則 18 条の 2 【26 条】に規定する方法(上記ア・イ)により確認を行い、提供元における記録義務(下記—(4)—7)に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができます。

令和2年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様です。 例えば、個人関連情報取扱事業者が、同じ提供先に対して、既に確認・ 記録義務を履行した本人に係る個人関連情報であることを認識しながら、個人関連情報の提供を行う場合は、「同一であることの確認」が行われているものです。

## 6. 確認にあたっての偽りの禁止 (法 26 条の 2【31 条】第 3 項の準用する法 26 条【30 条】 2 項)

「提供先の第三者」は、提供元の「個人関連情報取扱事業者」が本人の同意を取得したことの確認を行う場合、当該「個人関連情報取扱事業者」に対して、当該確認に係る事項を偽ってはなりません。

# 7. 提供元の個人情報取扱事業者における記録の作成・保存義務(法 26 条の 2【31 条】第3項、26 条<u>【30 条</u>3項関係、通則編ガイドライン 3-7-5<u>【3-7-4</u>】)

提供元の個人関連情報取扱事業者は、法 26 条の2 第 1 項の規定による確認を行った場合は、その記録を作成しなければなりません(法 26 条の2 【31 条】第 3 項に おいて準用される 法 26 条【30 条】 3 項)。

### (1) 適用除外(通則編ガイドライン 3-7-5 【3-7-4】)

なお、「提供先の第三者」のうち、次の ①から④までに掲げる者に個人関連情報の提供 を行う場合は、記録義務は 適用されません (法 26 条の2【31 条】第3項において読み替 えて準用する法 26 条【30 条】3項、25 条【29 条】1項)。

① 国の機関(法2条5項【16条2項】1号関係)

- ② 地方公共団体(法2条5項2号関係)
- ③ 独立行政法人等(法2条5項3号関係)
- ④ 地方独立行政法人(法2条5項4号関係)
- (2) 記録を作成する媒体(規則 18条の3<u>【27条】</u>第1項、通則編ガイドライン 3-7-5-1【3-7-4-1】)

個人関連情報取扱事業者は、記録を、文書、電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。法2条1項1号参照)又はマイクロフィルムを用いて作成しなければなりません。

- (3) 記録を作成する方法(通則編ガイドライン3-7-5-2【3-7-4-2】)
- ア. 原則(規則 18条の3<u>【27条</u>】第2項、通則編ガイドライン3-7-5-2-1<u>【3-7-4-2-1</u>】) 個人関連情報取扱事業者は、記録を作成する場合、原則として、個人関連情報の提供 の都度、速やかに、記録を作成しなければなりません。

なお、個人関連情報を提供する前に記録を作成することもできます。

イ. 一括して記録を作成する方法(規則 18 条の3 <u>【27 条</u>】第2項ただし書、通則編ガイドライン3-7-5-2-2 【3-7-4-2-2】)

一定の期間内に特定の事業者に対して継続的に又は反復して個人関連情報を提供することが確実であると見込まれるときの記録は、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができます。

### 【一括して記録を作成する方法に該当する事例】

事例 1) 最初の提供の際に一旦記録を作成した上で、継続的に又は反復して個人関連情報を提供する対象期間内に、随時、追加の記録事項

を作成する方法

事例 2) 継続的に又は反復して個人関連情報を提供する対象期間内に、月ごとに記録 を作成する方法

事例 3) 継続的に又は反復して個人関連情報を提供する対象期間の終了後、速やかに 記録を作成する方法

「確実であると見込まれるとき」の例としては、継続的に又は反復して個人関連情報を提供することを内容とする基本契約を締結することで、以後、継続的に又は反復して個人関連情報を提供することが確実であると見込まれる場合などが該当します。この場合は、当該基本契約に係る契約書をもって記録とすることができます。

「一括して記録を作成する方法」は、例外としての記録作成方法であることに鑑みて、 その対象期間、対象範囲等を明確にすることが望ましいです。

ウ. 契約書等の代替手段による方法(規則 18条の3<u>【27条</u>】第3項、通則編ガイドライン3-7-5-2-3【3-7-4-2-3】)

個人関連情報取扱事業者が、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約 書その他の書面に規則 18 条の4 【28 条】第1項各号に定める事項が記載されている場合は、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができます。

仮に、規則 18 条の 3 27 条 第 3 項の要件を満たさない書面も、記録事項が記載されていれば記録として認められますが、保存期間の違いに留意する必要があります(3-7-6 (保存期間)参照)。

「本人に対する物品又は役務の提供」には、提供元の個人関連情報取扱事業者若しくは提供先の第三者又はその双方が「本人に対する物品又は役務の提供」の主体となる場合も含まれます。

「当該提供に関して作成された(契約書その他の書面)」は、複数の書面を合わせて一つの記録とすることは妨げられません。

「契約書その他の書面」には、本人と提供元の個人関連情報取扱事業者との間で作成

した契約書のみならず、提供元の個人関連情報取扱事業者と提供先の第三者との間で作成した契約書も含まれます。「契約書」の他にも、「その他の書面」には、個人関連情報取扱事業者又は提供先の第三者の内部で作成された帳票、記録簿等も含まれます。また、「契約書その他の書面」は電磁的記録を含むため(規則7条【11条】3項参照)、システム上の記録等も「契約書その他の書面」に該当します。

### 【契約書等の代替手段による方法の例】

事例) 提供元の個人関連情報取扱事業者が提供先の第三者との間で、個人関連情報の提供に関して「契約書その他の書面」を交わしている場合であって、当該書面に規則 18 条の4【28条】第1項各号に掲げる事項が記載されている場合

#### エ. 代行により記録を作成する方法(通則編ガイドライン3-7-5-2-4 [3-7-4-2-4])

「提供先の第三者」は「提供元の個人関連情報取扱事業者」の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができます。なお、この場合であっても、提供元の個人関連情報取扱事業者は自己の義務が免責されるわけではないことから、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しなければなりません。

(4)提供元の個人関連情報取扱事業者の記録事項(<del>改正</del>26条の2<u>【31条】</u>第3項、法26<u>【30条】</u>条3項・4項、<del>改正</del>規則18条の4<u>【28条】</u>第1項、通則編ガイドライン3-7-5-3-1【3-7-4-3-1】)

「提供元の個人関連情報取扱事業者」は、法 26条の2【31条】第1項の規定による確認を行った場合、以下の事項に関する記録を作成・保存をしなければなりません。

- ① 法 26 条の 2 【31 条】第1項第1号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第2号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
- ② 個人関連情報を提供した年月日(規則 18条の3<u>【27条</u>第2項ただし書の規定により、法26条の2<u>【31条</u>第3項において読み替えて準用する法26条<u>【30条</u>3 項の記録を一括して作成する場合にあっては、当該提供の期間の初日及び末日)
- ③ 当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人に関してはその代表者の氏名
- ④ 当該個人関連情報の項目
- ア.「法 26 条の 2 【31 条】第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていることを確認した旨 及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行 われていることを確認した旨」(上記①)

法 26 条の 2 <u>【31 条</u> 第 1 項 1 号の本人の同意が得られていること及び外国にある第三者への提供にあっては、同項 2 号の規定による情報の提供が行われていることについて確認した旨をその方法を含めて記載します。

提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行している場合においては、それ ぞれの事項を提供元の個人関連情報取扱事業者が自ら確認した旨を記載します。

イ.「個人関連情報を提供した年月日(規則 18 条の3 <u>【27 条</u>】第2項ただし書の規定により、法26条の2【31条】第3項において読み替えて準用する法26条【30条】3 項の記録を一括して作成する場合にあっては、当該提供の期間の初日及び末日)」(上記②)

個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供した場合又は個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれる場合、記録を一括して作成することができますが、この場合、個人関連情報の提供の初日と末日を記載します。

ウ.「当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」(上

## 記③)

1

#### エ.「当該個人関連情報の項目」(上記④)

当該記載から、どのような個人関連情報が提供されているか分かる程度に具体的な記載をする必要がある。「当社が有するいずれかの情報」等の記載では、「当該個人関連情報の項目」には該当しないものと解されます。

また、記録・保存が求められているのは「個人関連情報の項目」であって、個人関連情報そのものを保存する必要はありません。

事例 1) ウェブサイトの閲覧履歴

事例 2) 商品購入履歴

事例 3) 年齢、性別

## (提供元の記録事項)

	提供年月日	第三者の 氏名等	本人の氏 名等	個人デー タ(個人関 連情報)の 項目	本人の 同意 <u>等</u> (※)
個人関連情報の第三者提供	0	0		0	0
(参考) 本人の同意による第三者提供		0	0	0	0
(参考) オプトアウトによる第三者提供	0	0	0	0	

<sup>(※)</sup>個人関連情報の第三者提供について、外国にある第三者への提供にあたっては、 法 26条の2第1項2号の規定による情報の提供についても記録する。

# オ. 記録事項の省略 (規則 18 条の 4 <u>【28 条</u>】第 2 項、通則編ガイドライン 3-7-5-3-2 <u>【3-7-4-3-2</u>】)

既に作成した記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記された事項と内容が同一である場合は、記録を省略できます(改正規則 18条の4【28条】第2項)。複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供をする場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものです。

すなわち、既に提供元における記録義務に規定する方法(上記(3))により作成した記録(現に保存している場合に限る。)に記された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができます。

2022 年4月1日の改正法施行日の前に上記に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様としあます(改正規則附則5条)。

# (5) 記録の保存期間(法 26条の2【31条】第3項、26条【30条】4項、通則編ガイドライン3-7-5-4【3-7-4-4】)

個人関連情報取扱事業者は、作成した記録を規則で定める期間保存しなければなりません。保存期間は記録の作成方法によって異なります。具体的には、次の表のとおりす。

#### ○記録の保存期間

場合	記録の保存期間
①本人に対する物品又は役務の提供に関連	最後に当該記録に係る個人データの提供を
して当該本人に係る個人関連情報を第三者	受けた日から起算して1年を経過する日ま
に提供した場合(契約書等の代替手段による	での間
方法) (規則 18条の3 [27条] 第3項、18条	
の5【29条】第1号)	
②当該第三者に対し個人関連情報を継続的	最後に当該記録に係る個人データの提供を
に若しくは反復して提供したとき、又は当該	受けた日から起算して3年を経過する日ま
第三者に対し個人関連情報を継続的に若し	での間
くは反復して提供することが確実であると	
見込まれる場合(一括して記録を作成する方	
法) (規則 18 条の3 <u>【27 条】</u> 第2項ただし	
書、18条の5 <u>【29条】</u> 第2号)	
③上記①・②以外の場合 (規則 18条の 3 【27	3年
条】第2項本文、18条の5 【29条】第3号)	

# 8. 提供先の第三者における確認義務(法 26 条【30 条】1 項関係、通則編ガイドライン 3-7-6【3-7-5】)

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、法 26 条の 2 第 1 項の規定による個人関連情報の提供(法 23 条 1 項各号に掲げる場合を除く。)を受けて個人データとして取得する場合は、法 26 条 1 項の確認義務の適用を受けます。

# (1) 確認方法(法 26 条【30 条】 1 項、規則 15 条<u>【22 条</u>】、通則編ガイドライン 3-7-6-1【3-7-5-1】)

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、<u>第三者から法 26 条の 2 【31 条】第1項の</u>規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する際は、「当該第三者(提供元の個人関連情報取扱事業者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」(法 26 条 【30 条】 1 項 1 号)を確認しなければなりません。確認方法は、提供元の個人関連情報取扱事業者から申告を受ける方法その他の適切な方法によります。

なお、「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」(法 26 条 1 項 2 号) については、 提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供する個人関連情報を個人データとして取 得していないことから、提供先の個人情報取扱事業者における確認の対象となりません。

# (2) 既に確認を行った第三者への確認方法(規則 15条<u>【22条</u>】3項、通則編ガイドライン 3-7-6-2【3-7-5-2】)

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に規則 15 条 【22 条】に規定する確認方法(上記(1))により確認を行い、上記 7 (提供元における

記録義務)に規定する方法により作成し、かつ、その時点において記録している記録に記された事項と同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができます。

例えば、個人情報取扱事業者である提供先の第三者が、同じ提供元の個人関連情報取扱事業者から、既に確認・記録義務を履行した本人に係る個人関連情報であることを認識しながら、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、「同一であることの確認」が行われているものです。

# (3) 提供先の第三者による適正取得(法 17条【20条】、通則編ガイドライン 3-7-6-3【3-7-5-3】)

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、偽りその他不正の手段により、個人関連情報を個人データとして取得してはなりません(法17条1項)。

【提供先の個人情報取扱事業者が偽りその他不正の手段により個人関連情報を個人データとして取得している事例】

- 事例 1) 提供先の個人情報取扱事業者が、提供元の個人関連情報取扱事業者に個人データと して利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取 得した場合
- 事例 2) 提供先の個人情報取扱事業者が、本人同意を取得していないにもかかわらず、同意 取得していると提供元の個人関連情報取扱事業者に虚偽の申告をして、個人関連情 報を個人データとして取得した場合
- 事例 3) 提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行することを念頭に、実際には提供元の個人関連情報取扱事業者が適切に同意取得していない場合において、提供先の個人情報取扱事業者がこれを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人関連情報を個人データとして取得した場合

# 9. 提供先の第三者における記録義務(法 26 条【30 条】3 項関係、通則編ガイドライン 3-7-7【3-7-6】)

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、法 26条の2【31条】第1項の規定による個人関連情報の提供(法 23条【27条】1項各号に掲げる場合を除く。)を受けて個人データとして取得する場合は、法 26条【30条】3項の記録義務の適用を受けます。

- (1) 記録をする媒体(規則 16 条<u>[23 条]</u> 1 項、通則編ガイドライン 3-7-7-1<u>[3-7-6-1]</u>) 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、記録を、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければなりません。
- (2)記録を作成する方法(通則編ガイドライン 3-7-7-2<u>【3-7-6-2</u>】)
- ア. 原則(規則 16 条【23 条】 2 項、通則編ガイドライン 3-7-7-2-1【3-7-6-2-1】)

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、記録を作成する場合、原則として、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する都度、速やかに、記録を作成しなければなりません。

なお、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する前に記録を作成することもできます。

# イ. 一括して記録を作成する方法(規則 16 条 【23 条】 2 項、通則編ガイドライン 3-7-7-2-2 【3-7-6-2-2】)

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、一定の期間内に特定の事業者から継続的に又は反復して個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができます。

上記7(3)イ(一括して記録を作成する方法)も参照のこと。

# ウ. 契約書等の代替手段による方法(規則 16 条<u>【23 条</u>】3 項、通則編ガイドライン 3-7-7-2-3【3-7-6-2-3】)

個人情報取扱事業者である提供先の第三者が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、当該本人に係る個人関連情報の提供を受けて個

人データとして取得する場合は、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができます。

仮に、規則 16 条<u>【23 条</u>】3 項の要件を満たさない書面も、記録事項が記載されていれば 記録として認められるが、保存期間の違いに留意する必要があります(下記(4)(記録の 保存期間)参照)。

上記7(3)ウ(契約書等の代替手段による方法)も参照のこと。

- (3) 提供先の第三者における記録事項(規則 17条<u>【24条】</u>関係、通則編ガイドライン 3-7-7-3【3-7-6-3】)
- ア. 提供先の第三者における記録事項(規則 17 条<u>【24 条】</u> 1 項 3 号、通則編ガイドライン 3-7-7-3-1 【3-7-6-3-1】)

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合は、次の項目を記録しなければなりません。

- ①法 26 条の 2【31 条】第1項1号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者については、同項2号の情報提供が行われている旨
- ②当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- ③当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる 事項
- ④当該個人関連情報の項目
- ①「法 26 条の 2【31 条】第1項1号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあっては、同項第2号の規定による情報の提供が行われている旨」

法 26 条の 2 【31 条】第 1 項 1 号の本人の同意の取得及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第 2 号の規定による情報の提供について確認した旨をその方法を含めて記載します。

同意の取得や情報提供について、これを行ったことを示す証跡等がある場合には、当該証 跡等をもって記録とすることもできます。

②「当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名」

提供元の個人関連情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その 代表者の氏名を記録しなければなりません。

③「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる 事項」

「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる 事項」を記録しなければなりません。

なお、例えば「当社が有する全ての個人情報に係る本人」等の記載では、「当該本人を特定するに足りる」ものではないと解されます。

【その他の当該本人を特定するに足りる事項に該当する事例】

事例)本人ごとに番号・ID などを付して個人データの管理をしている場合において、当該番号・ID などにより本人を特定できるときの当該番号・ID

#### ④「当該個人関連情報の項目」

当該記載から、どのような個人関連情報が提供されているか分かる程度に具体的な記載をする必要があります。「当社が有するいずれかの情報」等の記載では、「当該個人関連情報の項目」には該当しないものと解されます。

また、記録・保存が求められているのは「個人関連情報の項目」であって、個人関連情報 そのものを保存する必要はありません。 事例 1) ウェブサイトの閲覧履歴

事例 2) 商品購入履歴

事例 3) 年齢、性別

#### ○提供先の記録事項(ガイドライン通則編 3-7-5-3-1 より)

	提供を受けた年月日	者)の氏名等人関連情報取扱事業	取得の経緯	本人の氏名等	連情報)の項目個人データ(個人関	個人情報保護委員会	本人の同意等(※)
個人関連情報の提供を受けて個人データとして取 得した場合		0		0	0		0
(参考)本人の同意による 第三者提供		0	0	0	0		0
(参考)オプトアウトによる第三者提供	0	0	0	0	0	0	
(参考)私人などからの第 三者提供		0	0	0	0		

<sup>(※)</sup> 個人関連情報の第三者提供について、外国にある第三者への提供にあっては、法 26 条の2第1項2号の規定による情報の提供についても記録する。

#### イ. 記録事項の省略(規則 17条【24条】 2項)

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものです。すなわち、上記(2)の方法により作成した記録(現に保存している場合に限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができます。

令和2年改正法の施行日(2022年4月1日)の前に上記に規定する方法に相当する方法 で作成した記録についても同様です(改正法規則附則3条)。

なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を規則 17 条 【24 条】 2 項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とされます。保存期間については、下記 4 (記録の保存期間)を参照のこと。

(4) 記録の保存期間(法 26 条【30 条】4項、規則 18 条<u>【25 条</u>】、通則編ガイドライン 3-7-7-4 【3-7-6-4】)

## ○記録の保存期間

場合	記録の保存期間
①本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合(契約書等の代替手段の方法により記録を作成した場合)(規則18条 <u>【25条】</u> 1号、16条 <u>【23条</u> 】3項)	最後に当該記録に係る個人データの提供を 受けた日から起算して1年を経過する日ま での間
②当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供(オプトアウトの方法による提供を除く。)を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれる場合(一括して記録を作成する方法により記録を作成した場合)(規則18条【25条】2号、16条【23条】2項ただし書)	最後に当該記録に係る個人データの提供を 受けた日から起算して3年を経過する日ま での間
③上記①・②以外の場合(規則 18 条 <u>【25条</u> 3号)	3年

### 3 改正の背景・経緯

## (1) 個人情報の該当性について(提供元基準)

個人情報保護法では、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものを個人情報として規律の対象としています。情報は、あくまでも集合として意味を成すものなので、単独で評価するのではなく、組み合わせでも評価します。そのため、それ自体で特定の個人を識別できる場合に加えて、当該情報を取り扱う事業者の内部において、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別できる情報も、個人情報に該当することとし、様々なケースを漏らさずとらえることとしています。

この場合、民間事業者における適切な管理を促進し、一方で民間の営業の自由に配慮して 過度に広範な規制を避ける観点から、照合できると判断する範囲は、実務に照らし違和感の ない範囲にとどめ、容易に照合できる、としていますが、近年の組織内外の IT 化の進展に より、**通常の業務従事者の能力で照合できる範囲が格段に拡大しています**。

例えば、組織内に、照合可能なデータベースが存在していれば、普段、分離して使っていたとしても、意図をもって照合しようと思えばできることから、容易に照合できると評価し、 全体として、個人情報としての管理を求めることになります。

個人情報保護法は、それぞれの個人情報取扱事業者が個人情報を適切に取り扱うことを 求めている。このため、外部に提供する際、出す部分単独では個人情報を成していなくても、 当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それによ **り特定の個人を識別することができることとなる**」場合には、提供元に対して、個人情報としての管理の下で適切に提供することを法律は求めています。

これは、提供先で個人情報として認識できないとしても、個人情報を取得した事業者に、一義的に、本人の権利利益を保護する義務を課すという基本的発想から、<u>提供元において、</u>上記のような情報についても個人情報として扱うことを求めています(いわゆる提供元基準)。

平成 29 年 5 月 30 日に施行された個人情報保護法の全面改正にかかる法令やガイドラインにおいては、容易照合性について「提供元判断基準」、「提供先判断基準」のいずれに立つのかは明らかにされていませんでした。

たとえば、岡村久道弁護士の「個人情報保護法(新訂版)」(商事法務・2009 年) 76 頁においては、「Aにとって識別性を具備する情報を、これを具備しないBに提供する場合には、第三者提供の制限(法23条1項)違反とならないものと考えるべきである。Bにとどまらず通常人からみても誰の情報なのか識別できない以上、その提供によって、本法が想定する権利利益侵害のおそれが通常発生すると認められないからである。また、かく解さなければ、本人の権利利益を図るため、特定の個人を識別しうる部分を番号・符号に置き換える方法を用いて匿名化したデータを第三者に提供することすら許容されなくなりかねない。」とされていました。

しかしながら、ガイドラインのパブリックコメント回答において、『ある情報を第三者に提供する場合、当該情報が(個人情報の定義の一つである)「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」かどうかは、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」かどうかで判断します。』(『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(案)」に関する意見募集結果』619番参照)とされ、「提供元判断基準」によることが明らかにされました。

また、個人情報保護委員会は、制度改正大綱において明確に「提供元基準」を採用することを明らかにしています。

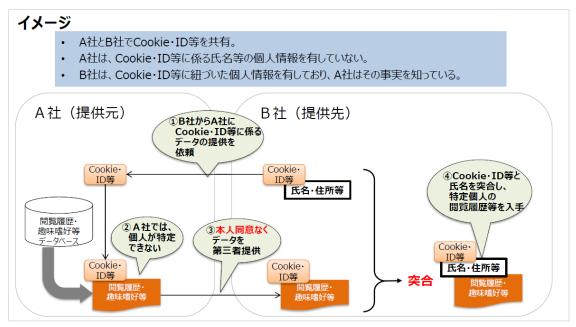
#### (2) 本人の同意なきデータの第三者提供

#### ア 個人情報保護委員会の問題意識

提供元と提供先でデータ共有が行われる等の結果、提供先では、個人情報となることを知りながら、提供元では個人が特定できないとして、本人同意なくデータが第三者提供される事例が存在しています。

\_

<sup>6</sup> https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000151056



出所:個人情報保護委員会「個人情報保護を巡る国内外の動向」(令和元年11月25日)

制度改正大綱にも掲げられているとおり、これは、DMP (Data Management Platform) を利用したターゲット広告などで問題となります。

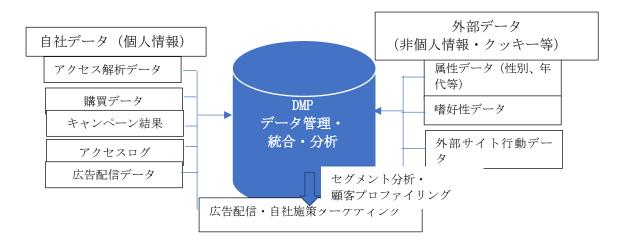
DMPとは、インターネット上の様々なサーバーに蓄積されるデータや自社サイトのログデータなどを一元管理、分析し、最終的に広告配信などを実現するためのプラットフォームのことです。

DMP は「プライベート DMP」と「パブリック DMP」の 2 種類がある。企業が自社で蓄積したデータを活用するために用いる「プライベート DMP」と、DMP を運営する事業者が様々な事業者からユーザーデータを収集し、それに I Dを付した上で統合・分析し、さらには、外部に提供する「パブリック DMP」があります。

「プライベート DMP」は、自社データであり、アクセス解析データ、購買データ、キャンペーン結果、アクセスログ、広告配信データ等が含まれる。<u>自社データであるので、特定の</u>個人を識別できる「個人データ (個人情報)」に該当します。

「パブリック DMP」は、外部データであり、属性データ(性別、年代等)、嗜好性データ、外部サイト行動データ等が含まれます。個人を特定できるデータは含まれておらず、Cookie (クッキー) などで集約されます。

「プライベート DMP」(自社データ) と「パブリック DMP」(外部データ) を紐づけて、セグメント分析や顧客プロファイリングを行い、広告配信や自社の施策のターゲティングに利用されます。



#### イ リクナビ問題

今回の改正の背景には、就職情報サイト「リクナビ」を運営する株式会社リクルートキャリア(以下「リクルートキャリア社」という。)が、いわゆる内定辞退率を提供するサービスに関する問題がある。

「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」(個人情報保護委員会:令和元年 12 月 4 日) 7によれば、以下のとおり、「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報」の提供が本人の同意なしに行われていた。

① 2018 年度卒業生向けの「リクナビ 2019」におけるサービスでは、個人情報である氏名の代わりに Cookie で突合し、特定の個人を識別しないとする方式で内定辞退率を算出し、第三者提供に係る同意を得ずにこれを利用企業に提供していた。 リクルートキャリア社は、内定辞退率の提供を受けた企業側において特定の個人を識別できることを知りながら、提供する側では特定の個人を識別できないとして、個人データの第三者提供の同意取得を回避しており、法の趣旨を潜脱した極めて不適切なサービスを行っていた。

リクナビ問題の詳細については、Q3「いわゆる「リクナビ問題」ではどのようなことが問題となりましたか。」を参照のこと。

# ウ DMP・リクナビ問題で留意すべき問題 (当初の Cookie・I D等の提供は個人データの提供に該当しないか?個人データの取扱いの委託としての整理の可否)

上記アの DMP においては、 利用企業は、DMP 事業者との間で事前に契約を締結し、DMP 事業者に対して Cookie や ID 等の情報を提供している。DMP 事業者側では Cookie や ID 等で特定の個人を識別できないが、利用企業側では特定の個人を識別できる。

また、上記イのリクナビ問題においては、利用企業はリクルートキャリア社との間で事前に契約を締結し、Cookie や ID 等の情報を提供していた。リクルートキャリア社側では Cookie や ID 等で特定の個人を識別できないが、利用企業側では特定の個人を識別できる。

上記ア(1)で説明した「提供元基準」(個人データの提供元において特定の個人が識別できるのであれば、提供先の第三者に対して特定の個人を識別できない形で提供したとしても個人データの提供に該当するとの考え方)によれば、上記ア・イのいずれのケースにお

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> https://www.ppc.go.jp/files/pdf/191204\_houdou.pdf

いても、提供元である利用企業においては、特定の個人が識別できるのであるから、「個人データの第三者提供」に該当することになり、事前に本人の同意を得て提供(法 23 条 1 項)するか、または、オプトアウトの方法により提供(法 23 条 2 項)しなければ、DMP事業者やリクルートキャリア社に提供できないのではないかが問題となります。

この点、DMP 事業者においては、現在、利用企業から「個人データの取扱いの委託」(法23条5項1号)を受けていると整理しているようです。すなわち、「個人データの取扱いの委託」と整理をすれば、利用企業からみて、DMP事業者は「第三者」に該当しないことになり、本人の事前の同意がなくても、DMP事業者に Cookie や ID 等の識別子情報を提供できることになります。そして、DMP事業者が Cookie・ID 等に紐づいた閲覧履歴や趣味趣向等のデータを提供したとしても「個人データの委託」に基づく提供として本人の同意を要しないことになります。

リクナビ問題でも、個人情報保護委員会から指導の対象となった利用企業の一部には、「個人データの取扱いの委託」として整理していた企業もあったようです。そのような理由から、個人情報保護委員会は利用企業からリクルートキャリア社への Cookie 情報の提供については、特にお咎めをしていないのではないかと思われます。(もっとも、個人情報保護委員会がこのような利用企業に対しても「指導」をしたのは、下記③のとおり、Cookie と紐づいた内定辞退率のデータを提供することが「個人データの取扱いの委託」と整理することが困難であると判断したためではないかと思われます。)

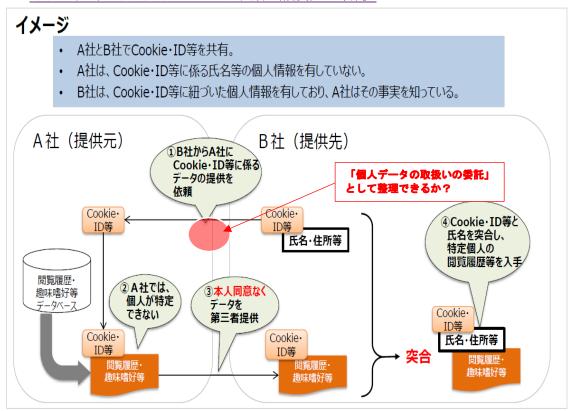
このような整理をするためには、以下の点について留意する必要があります。

- ① 利用企業側では、Cookie や ID 等と氏名を突合し、特定の個人の趣味趣向や閲覧履歴等の情報、すなわち、個人情報として利用することになるため、個人情報の利用目的の範囲内での利用をしなければならなりません(法 16 条 1 項)。
- ② 「個人データの取扱いの委託」とする以上は、利用企業は DMP 事業者について委託先として管理することが求められます(法 22 条)。すなわち、DMP 事業者との契約に、利用企業に対する個人データの取扱いに関する報告義務や監査権限に関する規定を盛り込まなければなりません。
- ③ そもそも、「個人データの取扱いの委託」と言えるのか問題となります。「個人データの 取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人 データの取扱いを行わせることをいい、具体的処理を行うことを委託すること等が想定 されます(個人情報保護法ガイドライン(通則編)3-3-4)。「個人データの取扱いの委 託」とは通常、個人データの「入力」「編集」「保存」などがイメージされるが、Cookie やID等と紐づいた外部データを提供することが果たして「個人データの取扱いの委託」 の範囲と言えるのかという問題があるでしょう。

リクナビ問題において、「個人データの取扱いの委託」と整理していた利用企業においても、Cookie に紐づいた内定辞退率のデータを提供してもらうことが果たして、「委託」として整理できたのかという問題があるでしょう。

なお、改正法の政令案・委員会規則のパブリックコメント回答においては、「一般的に委託(法23条【法27条】第5項第1号)に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、改正後の法第26条の2の規律は適用されないと考えられます。もっとも、委託先で独自に取得した個人関連情報を付加した上で、委託元に返す場合には、改正後の法26条の2の規律が適用されると考えられます。」(パブコメ回答(概要)40番)とされており、個人データの取扱いの委託の形を取っても委託先において独自に取得した個人関連情報を付加した上で、委託元に返す場合には、改正法26条の2の規律が適用されるとしています。

また、個人データの取扱いの委託(法23条【27条】5項1号)において、委託先は、 委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データと本人ご とに突合する処理を行うことはできません。提供先においてかかる処理が行われる場合、 提供元は、原則として、個人データの第三者提供について本人の同意を取得する必要があります (ガイドラインパブコメ回答(概要)22番)。



出所:個人情報保護委員会「個人情報保護を巡る国内外の動向」(令和元年11月25日)

#### (3) 制度改正大綱

今回の改正に関連する制度改正大綱の記述は以下のとおりである。

リクナビ問題や DMP サービスの現状を受けて、「**提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。**」としています。

#### 4 実務上の影響

- 現在、DMP (Data Management Platform)を利用した行動ターゲティング広告を実施する場合、利用企業は、「個人データの取扱いの委託」(法23条5項1号)として、DMP事業者が「第三者」に該当しないものとして、本人の同意を得ずに、CookieやIPアドレス等の情報を提供し、DMP事業者からこれに紐づいた閲覧履歴や趣味趣向のデータを取得し、自社にある、CookieやIPアドレス等に紐づいた氏名・住所等と突合し、個人データとして利用しています。
- 改正により、DMP事業者へのCookieやIPアドレスの提供も利用企業にとって特定の個人が識別できる以上、提供元基準によれば「個人データ」の第三者提供として、本人の同意が必要になる可能性が高いです。
- 改正により、利用企業は、Cookie やIPアドレス等に紐づいた閲覧履歴や趣味趣向な どのデータを個人データとして取得することを認める旨の本人からの同意を事前に取 得することが必要となります。
- DMP 事業者においては、利用企業が閲覧履歴や趣味趣向などのデータを個人データとして取得することを認める旨の本人からの同意を取得したか確認し、記録を作成・保存す

ることが必要となります。

### Q5. いわゆる「リクナビ問題」ではどのようなことが問題となりましたか。

A 令和元年(2019年)12月14日に、個人情報保護委員会は、就職情報サイト「リクナビ」を運営する株式会社リクルートキャリア(以下「リクルートキャリア社」という。)及びその親会社である株式会社リクルート(以下「リクルート社」という。)に対して、いわゆる内定辞退率を提供するサービスに関して、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)に基づく勧告を行いました。また、同サービスの利用企業に対し、同法に基づく指導を行いました。(以下「12月14日勧告等」という。)89

なお、リクルートキャリア社に対しては、8 月 26 日付で勧告等を行っていました<sup>10</sup>が、 当該勧告等の原因となった事項以外にも個人情報保護法に抵触する事実が確認されたため、 改めて勧告を行いました。

#### 第1. リクナビ事件における個人情報保護法上の論点

## 1.12月4日勧告等において認定された「勧告の原因となる事実」

12月4日勧告等において個人情報保護委員会が認定した「勧告の原因となる事実」は以下のとおりです。

- ① 2018 年度卒業生向けの「リクナビ 2019」におけるサービスでは、個人情報である氏名の代わりに Cookie で突合し、特定の個人を識別しないとする方式で内定辞退率を算出し、第三者提供に係る同意を得ずにこれを利用企業に提供していた。 リクルートキャリア社は、内定辞退率の提供を受けた企業側において特定の個人を識別できることを知りながら、提供する側では特定の個人を識別できないとして、個人データの第三者提供の同意取得を回避しており、法の趣旨を潜脱した極めて不適切なサービスを行っていた。
- ② 本サービスにおける突合率を向上させるため、ハッシュ化すれば個人情報に該当しないとの誤った認識の下、サービス利用企業から提供を受けた氏名で突合し内定辞退率を算出していた。ハッシュ化されていても、リクルートキャリア社において特定の個人を識別することができ、本人の同意を得ずに内定辞退率を利用企業に提供していた。
- ③ 「リクナビ 2020」プレサイト開設時(2018年6月)に、本サービスの利用目的が同サイト内に記載されたことをもって、サービス利用企業から提供を受けた氏名で突合し内定辞退率を、算出していた。 しかしながら、プレサイト開設時のプライバシーポリシーには第三者提供の同意を求める記載はなく、2019年3月のプライバシーポリシー改定までの間、本人の同意を得ないまま内定辞退率をサービス利用企業に提供していた。
- ④ 本人の同意なく第三者提供が行われた本人の数は、上記②、③及び前回の勧告の対象となった事実によるもの等を合わせ、26,060人となった。

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190826\_houdou.pdf)

.

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」(個人情報保護委員会: 令和元年12月4日) (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/191204\_houdou.pdf)

<sup>9 「</sup>①利用目的の通知、公表等を適切に行うこと」「②個人データを第三者に提供する場合、組織的な法的検討を行い、必要な対応を行うこと」「③個人データの取扱いを委託する場合、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと」という個人情報保護法 41 条に基づく指導が全 35 社に対して行われた (うち、11 社については①のみの指導)。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 「個人情報の保護に関する法律第 42 条第1項の規定に基づく勧告等について」(個人情報保護委員会:令和元年8月 26日)

上記の①から③までの各勧告に該当する事実につき、リクルートキャリアが公表している『『リクナビ DMP フォロー』に関するお詫びとご説明』<sup>11</sup>を基に検討いたします。

#### 2. 勧告① (アンケートスキーム (2019年2月以前の仕組み))

#### 【勧告①】

2018 年度卒業生向けの「リクナビ 2019」におけるサービスでは、個人情報である氏名の代わりに Cookie で突合し、特定の個人を識別しないとする方式で内定辞退率を算出し、第三者提供に係る同意を得ずにこれを利用企業に提供していた。 リクルートキャリア社は、内定辞退率の提供を受けた企業側において特定の個人を識別できることを知りながら、提供する側では特定の個人を識別できないとして、個人データの第三者提供の同意取得を回避しており、法の趣旨を潜脱した極めて不適切なサービスを行っていた。

#### (1) アンケートスキー $\Delta^{12}$

2019 年 2 月以前に実施していたアンケートスキームにおいては、リクルートキャリアが契約企業から学生の姓名・メールアドレス等の個人情報の提供を受けるのではなく、契約企業が学生向けに実施したウェブアンケートを通じて、リクルートキャリアの委託先である株式会社リクルートコミュニケーションズ(以下「リクルートコミュニケーションズ」という。)が①契約企業固有の応募者管理 ID (契約企業が付与していた応募者の管理 ID)、②Cookie 情報、③選考プロセスにおける辞退・承諾情報を直接取得していました。

また、リクルートコミュニケーションズは、『リクナビ』のウェブサイトを通じて「Cookie 情報」およびリクナビサイト上での「業界ごとの閲覧履歴」を直接取得していました。

そして、リクルートコミュニケーションズは「契約企業固有の応募者管理 ID」とリクナビサイト上での「業界ごとの閲覧履歴」をウェブアンケートとリクナビサイトの「Cookie 情報」によって紐づけ、スコアを算出<sup>13</sup>していました。

これにより、『リクナビ 2019』会員のうち、『リクナビ DMP フォロー』のスコア提供は、契約企業への個人情報の提供とみなすべきところ、アンケートスキーム期のプライバシーポリシーには契約企業への個人情報の提供に必要な同意を得るための文言が盛り込まれていなかったため、これらの情報提供は未同意の状態で行われていた。

13 「スコアの算出」は、契約企業における前年度の「選考参加者/辞退者、または、内定 承諾者/辞退者」の「業界ごとの閲覧履歴」や契約企業から預かった情報から、応募学生 の当該契約企業に対する選考離脱や内定辞退の可能性を予測するためのアルゴリズムを作 成する。そのアルゴリズムを用いて、当該契約企業から提供を受けた今年度の応募学生の 「業界ごとの閲覧履歴」から、当該応募学生の当該契約企業に対する選考離脱や内定辞退 の可能性をスコア化していた。スコア算出において参照していた閲覧履歴は、『リクナ ビ』とリクルートキャリアが提携する就職情報サイトにおける業界ごとの閲覧履歴(ペー

<sup>11</sup> https://www.recruitcareer.co.jp/r-DMPf/pdf/r-DMPf\_20191204.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> リクルートコミュニケーションズ内の『リクナビ DMP フォロー』のスコア算出等を行っていた部署では、広告配信等の『リクナビ DMP フォロー』とは異なるサービスの運用も行っており、これらのサービスにおいて、一部の契約企業から応募者管理 ID と共に個人情報を取得していた実態があった。これらの個人情報を『リクナビ DMP フォロー』において、実際に利用していた事実は把握されていないが、『リクナビ DMP フォロー』において取得していた情報と、別サービスにおいて取得していた情報が同一部署内に存在していたことで、『リクナビ DMP フォロー』において一部の契約企業に納品していた情報が、他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することが可能な状態になっていた。

リクルートコミュニケーションズでは、これらの情報だけでは特定の個人を識別することはできませんでした。

契約企業においては、「応募者管理 ID」は特定の個人の姓名と紐づけられているので、個人を特定してスコアを活用してフォローに利用することが可能でした。

#### (提供データの例)

管理 ID	スコア	内定辞退
		可能性
C333	0.40	**
C444	0. 53	***
C555	0.61	***

#### (2) 評価

『「契約企業固有の応募者管理 ID」に紐づけられたスコア』は、その提供元であるリクルートキャリアにとっては特定の個人が識別できないので、「個人情報」 $^{14}$ (個人情報保護法2条1項1号)に該当しないということは可能かもしれません。

この点、契約企業は、ウェブアンケートを通じて、リクルートキャリア(実際には委託先であるリクルートコミュニケーションズ)に①契約企業固有の応募者管理 ID(契約企業が付与していた応募者の管理 ID)、②Cookie 情報、③選考プロセスにおける辞退・承諾情報を提供しています。

個人情報保護法は、特定の情報が提供先で特定の個人が識別することができず個人情報として認識できないとしても、提供元において、特定の個人であることを識別できる情報については個人情報として扱うことを求めています(いわゆる**提供元基準**)。

この考え方に基づけば、①契約企業固有の応募者管理 ID (契約企業が付与していた応募者の管理 ID)、②Cookie 情報、③選考プロセスにおける辞退・承諾情報という情報は、提供先であるリクルートキャリアにとっては特定の個人の識別はできなくても、提供元の契約企業にとっては特定の個人の識別は可能であるから、「個人情報」に該当していた可能性があります。そうであるとすれば、契約企業においては、本人の事前の同意を得ない個人データの第三者提供として、個人情報保護法 23 条 1 項違反であった可能性もあります。

契約企業から提供を受けた情報がリクルートキャリアにとっても「個人情報」に該当するとすれば(提供元基準を採り、かつ、「個人情報」該当性について相対性を認めない場合)、

ジの閲覧数など)であり、それ以外のデータ(検索エンジンでの検索履歴やサイトの利用履歴など)は参照していない。また、学生がどの企業に応募しているかといったエントリー情報や、志望業種など学生が自らリクナビ内に登録した情報も、スコア算出に一切利用していない。

「リクナビ DMP フォロー」は、契約企業の前年度における「選考参加または内定承諾者」および「選考辞退または内定辞退者」の群のデータ(企業管理応募者 ID、大学、学部、学科、企業独自管理情報、閲覧行動など)の違いを分析し、アルゴリズムを作成する。作成されるアルゴリズムは、各企業ごとに異なるため、スコアに影響を与えるデータは、企業ごとに異なる。

14 個人情報取扱事業者の「個人情報データベース等」(個人情報保護法2条4項)を構成する「個人情報」(同条1項各号)が「個人データ」である(同条6項)。厳密には第三者提供の制限(同法23条)は、「個人データ」について適用され、「個人情報」には適用されないが、リクナビサービスにおける「個人情報」は事業者(リクルートキャリアやリクルートコミュニケーションズおよび契約企業)の個人情報データベース等を構成し、「個人データ」に該当すると考えられるので、本ニュースレターにおいては「個人情報」と「個人データ」を特に区別しない。

『「契約企業固有の応募者管理 ID」に紐づけられたスコア』は「個人情報」に該当し、リクルートキャリアによる契約企業への提供は、応募者本人の事前の同意のない個人データの第三者提供として個人情報保護法 23 条 1 項違反となります。

これに対して、契約企業から受けた情報がリクルートキャリアにとっては、特定の個人が 識別できないのであるから「個人情報」ではないと評価する場合には(提供元判断基準を採 り、「個人情報」の判断の相対性を認める場合)、『「**契約企業固有の応募者管理 ID」に紐づけられたスコア**』についてもリクルートキャリアにとっては特定の個人が識別できないの で、「個人情報」に該当せず、リクルートキャリアによる契約企業への提供は、応募者本人 の事前の同意のない個人データの第三者提供ではなく個人情報保護法 23 条 1 項違反となら ないことになります。

もっとも、契約企業は、「契約企業固有の応募者管理 ID」と特定の応募者個人を識別可能であるから、『「契約企業固有の応募者管理 ID」に紐づけられたスコア』は、個人情報(個人データ)に該当することになります。

勧告①は、後者の立場に立ち、「リクルートキャリア社は、内定辞退率の提供を受けた企業側において特定の個人を識別できることを知りながら、提供する側では特定の個人を識別できないとして、個人データの第三者提供の同意取得を回避しており、法の趣旨を潜脱した極めて不適切なサービスを行っていた。」としている可能性が高いです。

#### 3. 勧告② (アンケートスキーム化におけるイレギュラーケース)

#### 【勧告②】

本サービスにおける突合率を向上させるため、ハッシュ化すれば個人情報に該当しない との誤った認識の下、サービス利用企業から提供を受けた氏名で突合し内定辞退率を算 出していた。ハッシュ化されていても、リクルートキャリア社において特定の個人を識別 することができ、本人の同意を得ずに内定辞退率を利用企業に提供していた。

## (1) アンケートスキーム化におけるイレギュラーケース

2019年2月以前に実施していたアンケートスキームにおいて、一部の契約企業との間で、対象学生のCookie情報を利用した特定(突合)率を向上させる目的で、アンケートスキームとは異なるスキームでスコア算出を実施するケースがありました。このイレギュラーケースにおいては、当該一部の契約企業から氏名等の個人情報の提供を受けていました。

リクルートコミュニケーションズにおいて取扱うデータがハッシュ化されたものであれば、契約企業に提供する際も非個人情報として取扱えるという誤った認識のもと、契約企業から預かった学生の情報とリクナビ会員の情報がハッシュ化された状態で紐づけられており、これを通じて算出したスコアは、学生本人の同意なく当該契約企業に対して第三者提供されていました。

## (2) 評価

「ハッシュ化」とは、元のデータから一定の計算手順に従ってハッシュ値と呼ばれる規則性のない固定長の値を求め、その値によって元のデータを置き換える方法であり、ハッシュ関数と呼ばれる特殊な計算手順により、任意長の長さのデータから固定長の一見ランダムに思えるハッシュ値を得ることができます。<sup>15</sup>

個人情報保護法は、特定の情報が提供先で特定の個人が識別することができず個人情報 として認識できないとしても、提供元において、特定の個人であることを識別できる情報に ついては個人情報として扱うことを求めているという「**提供元基準**」による場合、ハッシュ

63

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 個人情報保護委員会事務局レポート:「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進 と消費者の信頼性確保の両立に向けて」(2017年2月)21頁

<sup>(</sup>https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report\_office.pdf)

化をして、個人データの提供先にとっては特定の個人を識別できなくしても、提供元の個人情報取扱事業者にとっては、個人情報保護法上の「匿名加工情報」としての処理(加工方法等情報の漏洩防止措置等)をしない限りは、「個人情報」に該当することになります。

勧告②が「ハッシュ化すれば個人情報に該当しないとの誤った認識」としているのは「提供元基準」の考え方によるものです。

#### 3. 勧告③ (プライバシーポリシースキーム (2019年3月以降))

#### 【勧告③】

「リクナビ 2020」プレサイト開設時(2018年6月)に、本サービスの利用目的が同サイト内に記載されたことをもって、サービス利用企業から提供を受けた氏名で突合し内定辞退率を、算出していた。しかしながら、プレサイト開設時のプライバシーポリシーには第三者提供の同意を求める記載はなく、2019年3月のプライバシーポリシー改定までの間、本人の同意を得ないまま内定辞退率をサービス利用企業に提供していた。

## (1) プライバシーポリシースキーム (2019年3月以降)

『リクナビ 2020』では、2019 年 3 月に、プライバシーポリシーを『リクナビ DMP フォロー』の提供にあたって、学生が使用する複数の画面においてプライバシーポリシーに同意をしてもらうサイト構成に変更された。この中には、契約企業への第三者提供の同意も含まれていました。

リクルートキャリアは、契約企業の委託先企業として、契約企業より、委託業務に必要な限度で氏名などの個人情報の提供を受けます。その後、当社委託先であるリクルートコミュニケーションズにおいて、提供された個人情報とリクナビに登録された個人情報を紐づけた上で、当該学生のリクナビサイト上での「業界ごとの閲覧履歴」などからスコアを算出していました。

契約企業からは、学生に関する①応募者管理 ID (契約企業が付与していた応募者の管理 ID)、②姓名・メールアドレス、③大学・学部・学科、④選考プロセスにおける辞退・承諾 情報の提供を受けていました。

また、契約企業によって異なる「企業独自管理情報」の提供を受けていた場合もある。一例としては、①契約企業の説明会予約有無、②エントリーシートの記述内容、③契約企業が利用していた適正検査の項目の値、④応募職種が挙げられます。

## (2) プライバシーポリシー更新漏れによる同意取得の不備

『リクナビ 2020』は、学生が使用する複数の画面においてプライバシーポリシーに同意をしてもらうサイト構成になっているが、プレサイト開設時のプライバシーポリシーにおいては第三者提供の同意を求める記載がなく、2019 年3月のプライバシーポリシー改定までの間、本人の同意を得ないまま内定辞退率をサービス利用企業に提供していました。

これにより、『リクナビ 2020』に会員登録されている学生のうち、2019 年 3 月以降にプレエントリー・イベント予約・説明会予約・ウェブテスト受検等の機能を利用していない者で、かつ、『リクナビ DMP フォロー』を導入した企業への応募者の中で 2019 年 3 月以降に『リクナビ DMP フォロー』のスコア提供対象となった者、計 13,840 名の情報が、適切な同意を得られていない状態で企業に提供されていました。

#### (3) 評価

個人データの第三者提供の同意を求めるプライバシーポリシーへの同意をしていない状態で学生(応募者)の個人データが「リクナビ DMP」の対象となっていたという、個人情報保護法 23 条 1 項違反の事態です。

### 第2. リクナビ問題による改正

参議院内閣委員会(令和2年(2020年)6月4日:政府参考人答弁)における政府参考人 答弁においては、「今回の改正法案におきましては、こうした懸念に対して、利用停止権、 消去権の拡充、それから不適正利用の禁止、第三者提供記録の開示、それから提供先において個人データとなることが想定される情報の本人同意、これがリクナビの事件を教訓として盛り込んだ条項でございますけれども、こうした規律を導入することとしてございます。」とされています。

すなわち、改正法のうち、以下の改正がリクナビ問題に基づくものです。

- 個人関連情報の第三者提供の制限(改正 26 条の 2)
- 適正な利用義務(改正16条の2)
- 第三者提供記録の開示義務(改正28条5項)
- ・ 利用停止・消去権の拡充(改正30条5項・6項)

Q6 現行個人情報保護法においては、クッキー (Cookie) の利用・提供について本人の同意が取得されていますか。改正個人情報保護法により、クッキー (Cookie) の利用・提供について同意が必要となりますか。諸外国 (EU・カリフォルニア州) ではどのような扱いがなされていますか。

## A【改正法により行動ターゲット広告におけるクッキー利用は次のように変わります。】 ○現状

事業者のクッキー利用に関するウェブサイト(クッキー利用に関する事前同意は取得してない)から、DMP 事業者等が組織するオプトアウトサイトに遷移し、DMP 事業者による利用・提供をオプトアウトできるようにしています。

#### ○改正後

事業者は、利用者から、①事業者から DMP 事業者に対してクッキーの提供して趣味嗜好 や閲覧履歴のデータを収集させること、および、②DMP 事業者から提供を受ける趣味嗜好 や閲覧履歴のデータを利用して利用企業が有しているデータと突合して個人データとして利用することについて、事前に同意を取得することになります。DMP 事業者は、事業者が事前同意を取得したか否かを確認し、記録を作成・保存する必要があります。

#### 1 クッキー (Cookie) について

### (1) クッキー (Cookie)

#### ア. クッキーとは

Cookie (クッキー) とは、ウェブサイトがブラウザにコンピュータまたはモバイルデバイスに保存するように要求する小さなデータのことです。

Cookie を使用すると、ウェブサイトは個人の行動や嗜好を時間の経過とともに「記憶」することができます。ほとんどのブラウザは Cookie をサポートしているが、ユーザーはブラウザにおいて Cookie を使用しないように設定できます。

#### イ. ウェブサイトにおける Cookie の用途

- ・ ウェブサイトは主に Cookie を、①ユーザーの識別、②ユーザーのカスタム設定の記憶、 ③ユーザーのサイトを閲覧するときにサイトに入らずにタスクを完了できるようにすること、に使用できます。 Cookie は、オンラインの行動ターゲット広告に使用して、 過去にユーザーが検索したものに関連する広告を表示することもできます。
- ウェブページを提供する Web サーバは、ユーザーのコンピュータまたはモバイルデバイス上にクッキーを格納することができます。ファイルをホストする外部 Web サーバは、Cookie を格納するためにも使用できます。これらの Cookie はすべて、http header Cookie と呼ばれます。Cookie を保存する別の方法は、そのページに含まれている JavaScript コードを使用する方法があります。
- ユーザーが新しいページを要求するたびに、Web サーバは Cookie のセットの値を受け 取ることができます。同様に、JavaScript コードは、そのドメインに属する Cookie を 読み取り、それに応じてアクションを実行することができます。

#### ウ. Cookie の種類

#### ①存続期間による分類

- (i) セッション Cookie: ユーザーがブラウザを閉じたときに消去される Cookie
- (ii)永続 Cookie: 事前定義された期間、ユーザーのコンピュータ/デバイスに残る Cookie

#### ②帰属による分類

(i)ファーストタイプ Cookie: Web サーバによって設定され、同じドメインを共有する Cookie

(ii)サードパーティ Cookie:訪問したページのドメインとは別のドメインによって保存された Cookie。この Cookie は、Web ページがそのドメイン外にある JavaScript などのファイルを参照しているときに発生します。

## (2) クッキー (Cookie) は「個人情報」に該当するか?

個人情報保護法上、「個人情報」については次のように定義されています(同法2条1項)。

#### ○個人情報保護法2条1項

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

#### ①1号個人情報

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

#### ②2号個人情報

個人識別符号が含まれるもの

クッキーや IP アドレスは、それ自体では特定の個人を識別することができず(1号)個人情報には該当しません。ただし、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当します。

このように、日本の個人情報保護法においては、原則として、クッキーや IP アドレスのようなオンライン識別子は、個人情報には該当しません。そこで、現状、クッキー利用や第三者提供について、本人の同意は法律上求められていません。

#### 2. GDPR・CCPAにおけるクッキーの利用

#### (1) GDPR (EU一般データ保護規則)

2018年5月25日に施行されたEUのGDPRにおいては、「個人データ」とは、識別された又は識別され得る個人(「データ主体」)に関するあらゆる情報を意味する。識別され得る個人は、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子、又は当該個人に関する物理的、生理的、遺伝子的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに特有な一つもしくは複数の要素を参照することによって、直接的にまたは間接的に、識別され得るものをいう(GDPR4条1項)と定義されています。

したがって、クッキー (Cookie) や I Pアドレスなどのオンライン識別子、位置データなども個人データに該当するとの解釈が有力です。もっとも、EU 加盟国の監督機関の判断においては、Cookie や IP アドレスは他の要素を参照して直接的にまたは間接的に特定のデータ主体が識別され得る場合に個人データに該当するのであり、ePrivacy 指令を国内法化したものを介して個人データと扱われるとするものもあります。

EU では、従前から、ePrivacy 指令 (Directive on privacy and electronic communications (通称、e-Privacy Directive)) 5条3項においては、ユーザーの端末装置に蓄積された情報を保管し、また、それらの情報にアクセスするためには、クッキーの利用目的を分かりやすく説明した上で同意を取得すること(インフォームド・コンセント)が必要とされています。すなわち、ウェブサイトにおいて、ほとんど全ての Cookie や類似の技術(例えば、Webビーコンや Flash Cookie など)を使用する前にユーザーの同意を取得することが必要です。

Cookie についての同意に関しては、①インフォームド・コンセントを必要とする Cookie を使用してウェブサイトの全てのページに Cookie ヘッダーバナーを掲載し、②Cookie 通知のページへのウェブリンクにアクセスできるようにし、③Cookie を使用しているページに

ついて、ユーザーが同意した場合のみコンテンツを表示できるようにすることが考えられます。

## ○Cookie についての同意取得の具体例

#### Cookies

This site uses cookies to offer you a better browsing experience. <u>Find out more</u> on how we use cookies and how you can change your settings.

## I accept cookies

## I refuse cookies

## (日本語訳)

#### クッキー

このサイトでは、ブラウジングの経験を向上させるために Cookie を使用しています。 Cookie の使用方法と設定の変更方法の詳細については、こちらをご覧ください。

#### 私は Cookie を受け取る

私は Cookie を拒否する

2018年5月25日のGDPRの施行後、ウェブサイトにおいてCookieの同意取得に関するヘッダーバナーを表示するウェブサイトが増えました。

これは、上記 ePrivacy 指令による要請に加えて、Cookie がGDPRの「個人データ」に該当すると考えられることから、適法な処理としてのデータ主体の同意(GDPR6条1項 (a))の取得のためであると考えられます。

#### (2) CCPA (カリフォルニア州消費者プライバシー法)

## ア 「個人情報」の範囲

2020 年1月に施行されたカリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA) においては、「個人情報」は以下のとおり定義されています。

#### 第 1798. 140 条 (o) (1)

直接的・間接的に特定の消費者または世帯を識別する、関連付ける、記述する、連想できる、または、合理的に関連付けられる情報をいう。識別子、資産記録、購買記録などの営利情報、インターネット上の閲覧履歴、生体情報、位置情報、雇用情報、消費者の嗜好なども、この定義に該当する場合には、個人情報に該当する。

この定義によれば、Cookie などのオンライン識別子やインターネット上の閲覧履歴、位置情報なども個人情報に該当すると考えられています。

### イ 「販売」の意義

なお、CCPAでは、「個人情報」の「販売」が規制の対象となるが、「販売」の意味は以下のとおり広く定義されている。価値のある対価と引き換えに個人情報 (Cookie などのオンライン識別子を含む)を共有・転送する場合を含むものです。

#### 第 1798. 140 条(t)(1)

「販売する」、「販売すること」、「販売」又は「販売した」とは、金銭又はその他の価値のある対価のために、事業者が他の事業者又は第三者に対して、消費者の個人情報を、販売し、賃貸し、公表し、開示し、広め、利用可能にさせ、移転し、又は、その他口頭で、書面で、電子的若しくはその他の方法により伝えることを意味する。

#### ウ オプトアウト権

CCPAでは、消費者は、当該消費者の個人情報を第三者に販売する事業者に対し、自己の個人情報を販売しないよういつでも指示する権利、すなわち、「オプトアウト権」を有する(第1798.120条(a))。Cookie (クッキー)の第三者への販売もオプトアウトの対象となります。

消費者の個人情報を第三者に販売する事業者は、個人情報が販売される可能性があり、個人情報の販売へのオプトアウト権を有するとの通知を消費者に行わなければなりません (同条(b))。

消費者から、当該消費者の個人情報を販売しないよう指示を受け、または未成年の消費者の個人情報の場合は、当該未成年消費者の個人情報の個人情報の販売に対する同意を得ていない事業者は、消費者の指示を受け取った後、当該消費者の個人情報の販売を禁じられます。ただし、消費者がその後、当該消費者の個人情報の販売に明示的な許可を与えた場合はこの限りではありません。(同条(c))。

消費者が 16 歳未満であることを事業者が実際に知っていた場合には、消費者の個人情報の販売が禁じられます。ただし、消費者が 13 歳以上 16 歳未満の場合は当該消費者が、または消費者が 13 歳未満の場合は当該消費者の親もしくは保護者が、当該消費者の個人情報の販売を積極的に許可したときはこの限りではない。消費者の年齢を故意に無視する事業者は、消費者の年齢を実際に知っていたとみなされます。(同条(d))

オプトアウトの遵守義務を負う事業者は、消費者にとって合理的にアクセスしやすい形式で次の事項を行う必要があります(第1798.135条)。

- (1)事業者のインターネットのホームページに「個人情報の販売お断り」(Do Not Sell My personal Information) と題して、消費者・代理人が当該消費者の個人情報の販売をオプトアウトできるウェブページに向けて、明確で目立つリンクを貼る。事業者は、消費者に対し、個人情報を販売しないよう指示するためのアカウント作成を要求してはならない。
- (2)事業者のプライバシーポリシー、消費者の権利に関するカリフォルニア州独自の説明の中に、「個人情報の販売お断り」のウェブページに向かう別のリンクを用意すると共に、オプトアウト権に関する消費者の権利の説明を記載する。
- (3)事業者のプライバシー実務・コンプライアンスにおいて、消費者からの問い合わせを扱う担当者全員に、オプトアウト権に関する義務と消費者に対する権利行使の案内方法を周知するよう保障する。
- (4)オプトアウト権を行使する消費者については、当該事業者が収集した当該消費者の個人情報の販売を差し控える。
- (5)既にオプトアウトした消費者については、その消費者に対して個人情報の販売を許可するように要請する前に、オプトアウトの決定を少なくとも 12 ヶ月は尊重する。
- (6) オプトアウト請求に関連して消費者から収集した個人情報はオプトアウト請求に従う限り使用する。

## 3. 日本におけるインターネット広告におけるデータの利活用

#### (1) 一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会(JIAA)

現行個人情報保護法の下、日本における行動ターゲット広告の取扱いは、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)が定めるガイドラインによっています。

JIAA は、1999年5月にインターネット広告推進協議会として設立したインターネット広告の業界団体です。2010年4月より一般社団法人に移行し、2015年6月に日本インタラクティブ広告協会と改称しました(会員社数280社(正会員:244社、賛助会員:27社、準会員A:9社))。

インターネット広告 (PC、モバイル等のインターネットを利用して行われる広告活動)の ビジネスに関わる企業 (媒体社、広告配信事業者、広告会社等) 272 社が加盟しています。 インターネット広告の健全な発展、社会的信頼の向上のために、ガイドライン策定、調査研究、普及啓発などの活動を行っています。

2017年1月に米国に本拠地を置く Interactive Advertising Bureau (IAB) のグローバルネットワークに IAB Japan として参画し、国際連携を図りながら活動を推進しています。 加盟会員は、当会の目的および当会が定める「JIAA 行動憲章」と「インターネット広告倫理綱領」に賛同して入会し、適正な広告ビジネス活動を行っています。

#### (2) JIAA におけるガイドラインの取り組み

JIAA の主な活動の一つとして、消費者保護の観点に基づいた広告掲載に関わる基準についての調査・研究、協議を行い、ガイドラインの策定および啓発活動を行っています。

インターネット広告ビジネスにおいて取得・利用される消費者個人に関する情報の取扱いについて、事業者向けの指針として「プライバシーポリシーガイドライン」および「行動ターゲティング広告ガイドライン」を定め、自主的な取り組みにより、消費者が安心してインターネット広告を生活により役立つものとして利用できるよう、信頼性・安全性の確保に努めています。

「プライバシーポリシーガイドライン」は、インターネット広告ビジネスにおいて取得・管理・利用される個人関連情報(個人情報および個人情報以外のユーザーに関する情報)の取扱いに関して、会員社が遵守すべき基本的事項を規定したガイドラインです。

「**行動ターゲティング広告ガイドライン**」は、インターネットユーザーのウェブサイト、アプリケーション、その他インターネット上での行動履歴情報を取得し、そのデータを利用して広告を表示する行動ターゲティング広告に関して、会員社が遵守すべき基本的事項を規定したガイドラインです。

# (3)プライバシーポリシーガイドラインにおける「インフォマティブデータ」と「個人関連情報」

プライバシーポリシーガイドラインでは、個人に関するデータの保護と利活用に対する 社会的関心の高まりを受け、インターネット広告で取扱う個人情報以外の個人に関する情報を「インフォマティブデータ」(インフォマティブ=情報価値を持つ)と独自に定義しています。

「インフォマティブデータ」とは、郵便番号、メールアドレス、性別、職業、趣味、顧客番号、クッキー情報、IP アドレス、端末識別 ID などの識別子情報および位置情報、閲覧履歴、購買履歴といったインターネットの利用にかかるログ情報などの個人に関する情報で、個人を特定することができないものの、プライバシー上の懸念が生じうる情報、ならびにこれらの情報が統計化された情報(「統計情報等」)であって、個人と結びつきえない形で使用される情報を総称していいます。

個人情報保護法上の「個人情報」および「インフォマティブデータ」から「統計情報等」 を除いたものを「個人関連情報」と称し、個人情報以外のデータについてもインターネット 広告ビジネスのために取得、管理、利用する際の取扱い基準を示しています。

改正個人情報保護法の「個人関連情報」は、(ざっくり定義すれば)「インフォマティブデータ」から統計情報を除外したものであり、JIAA ガイドラインの「個人関連情報」とは意味が異なる。JIAA ガイドラインの「個人関連情報」は、個人情報保護法上の「個人情報」および「インフォマティブデータ」から統計情報を除いたものです。

特定の個人を識別しないものの、ブラウザや端末を識別してターゲティング広告等で活用するデータ(「行動履歴情報」を蓄積・分析してクラスターに分類し、クッキー等の識別子情報と結びつけて行動ターゲティング広告の配信に用いるデータ等)は、「インフォティブデータ」「個人関連情報」に含まれます。

「行動履歴情報」とは、ウェブサイトの閲覧履歴や電子商取引サイト上での購買履歴等、 それを蓄積することによって利用者の興味・嗜好の分析に供することができる情報をいい ます

「インフォマティブデータ」が他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の

個人を識別することができることとなる場合は、個人情報保護法上の「個人情報」に含まれます。

### (4) オプトアウトによる対応(行動ターゲティング広告ガイドライン5条)

広告提供事業者(情報取得者・配信事業者)は、利用者に対し、広告提供事業者が行動履歴情報を取得することの可否または広告提供事業者が行動履歴情報を利用することの可否を容易に選択できる手段(オプトアウト)を、自らの告知事項を記載したサイト内のページから簡単にアクセスできる領域で提供することとされています。

媒体運営者(例えば Yahoo! Japan など)は、自らのウェブサイト等の分かりやすい場所に、広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置することにより、利用者に対し、オプトアウトを提供しています。

行動ターゲティング広告ガイドライン (第5条利用者関与の機会の確保)の趣旨に沿って簡便なオプトアウトを提供するため、DDAI (データ・ドリブン・アドバタイジング・イニシアティブ)を組織し、DSP、SSP、DMPなどの広告プラットフォーム事業者が中心になり、ユーザーが広告でのデータ利用 (ターゲティング) の可否を選択するための「統合オプトアウトサイト」の運営や、ターゲティング広告に関する啓発を行っています。

DDAI〈http://ddai.info〉は、(株)サイバー・コミュニケーションズとデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)によって 2013 年に発足した組織で、2016 年 10 月に JIAA に活動母体を移し、特別事業として独立した運営を行っており、JIAA 会員事業者に限らず参加することができます。

また、行動ターゲティング広告ガイドライン(第6条情報提供)に基づき、広告上に JIAA が指定する業界共通の「インフォメーションアイコン」を表示し、データの取り扱いに関する説明やオプトアウトへの導線を設けるプログラムを実施しています。

## 4. Google Analytics

Google Analytics (グーグルアナリティクス) は、Google が無料で提供する Web ページのアクセス解析サービスです。

事業者のウェブサイトにおいて Google Analytics を利用すると、事業者が発行するクッキーをもとにして、Google 社が顧客の当該事業者のウェブサイトの訪問履歴を収集、記録、分析します。

事業者の使用目的は、サイト訪問者の動向を把握することで、訪問者の欲求を知り、サイト内の人気ページや不人気ページ、問題のあるページを知り、サイトを改善することで訪問者の満足を高め、訪問者数を伸ばすことです。商用サイトであれば業務に寄与し、アフィリエイトサイトであれば収益を伸ばすことができます。

利用者と対象サイトを登録して対象サイト内にタグ埋め込むことで、基本的なアクセス情報として以下のものが入手できます。

「訪問者数」「閲覧ページ数」「滞在時間・訪問回数・訪問頻度」「訪問者のサイト内移動経路」「訪問者の検索キーワード」「訪問者の来訪前経由サイト」「訪問者の最初に開いたページと最後に開いたページ」「訪問者の使用 PC 等の画面解像度、ブラウザの種類、回線の種類、プロバイダ、アクセスしてきた国・地域」「広告クリック数と収益」

Google Analytics により収集、記録、分析された<u>顧客お客様</u>の情報には、特定の個人を 識別する情報は一切含まれません。また、それらの情報は、Google 社により同社のプライ バシーポリシーに基づいて管理されます。

事業者の顧客は、ブラウザのアドオン設定でGoogle Analytics を無効にすることにより、当社の Google Analytics 利用によるご自身の情報の収集を停止することも可能です。 Google Analytics の無効設定は、Google 社によるオプトアウトアドオンのダウンロードページで「Google Analytics オプトアウトアドオン」をダウンロードおよびインストールし、

ブラウザのアドオン設定を変更することで実施することができます。なお、顧客が Google Analytics を無効設定した場合、当該顧客が訪問する本サイト以外のウェブサイトでも Google Analytics は無効になりますが、顧客がブラウザのアドオンを再設定することにより、再度 Google Analytics を有効にすることも可能です。

<Google Analyticsの利用規約> http://www.google.com/analytics/terms/jp.html <Googleのプライバシーポリシー> http://www.google.com/intl/ja/policies/privacy/ <Google Analyticsオプトアウトアドオン> https://tools.google.com/dlpage/gaoptout?hl=ja

Google Analytics はファーストパーティクッキーを用いており、当該サイトのパフォーマンスを向上する目的のためのみクッキーを扱っていると思われることから、そのクッキーは当該サイトの通信目的のためのみの技術的なクッキーと捉えられ、GDPR 等のプライバシー法上の対応は不要とする見解が大半でした。

2019年11月、ドイツ連邦のデータ保護監督機関をはじめ、ドイツ各州の複数の監督機関が、Google Analytics を使用しているサイトにおいては、閲覧者のOpt-in 同意を取得しなければGDPR上違法であり、この場合、いわゆるクッキーウォール(ユーザーが同意をしたものとみなす等、ユーザーに自由な同意をする機会を与えないクッキーバナー)はGDPR上不適格である、という文書を一斉に公開しました。

その理由は、Google Analytics を提供する Google 社は、事業者の単なる委託先ではなく、自社の目的のために個人データ (閲覧者の閲覧履歴等) を処理するものなので管理者であり、この場合、Google Analytics を利用しているサイトは Opt-in 同意を取得しなければならないというものです。

今後、日本の個人情報保護法上、Google Analystics がどのように扱われるかについても注目されます。

Q7. 個人情報の適正な利用義務が規定化されるとのことですが、その背景と適用の在り方について教えてください。

A 個人情報取扱事業者は、形式的には個人情報保護法の規定に違反しなくても、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用した場合は、法 16条の2【19条】違反となり、個人情報保護委員会の行政処分の対象となり得ることになります。

#### 1 改正条文

個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはなりません。

すなわち、形式的には個人情報保護法の規定に違反しなくても、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用した場合は、法 16 条の 2 違反となり、個人情報保護委員会の行政処分の対象となり得ます。

なお、「利用」については、個人情報保護法に定義はありませんが、取得及び廃棄を除く 取扱い全般を意味すると考えられます。したがって、保管しているだけでも利用に該当しま す(〇「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい 等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A(個人情報保護委員会)2-3)。

#### 2 改正の背景(制度改正大綱)

制度改正大綱においては、本改正の趣旨について、以下のとおり規定しています。

- 昨今の急速なデータ分析技術の向上等を背景に、潜在的に個人の権利利益の侵害につながることが懸念される個人情報の利用の形態がみられるようになり、消費者側の懸念が高まりつつある。
- そのような中で、特に、<u>現行法の規定に照らして違法ではないとしても、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用するなど、本法の目的である個人の権利利益の保護に照らして、看過できないような方法で個人情報が利用されている事例が、一部にみられる。</u>
- こうした実態に鑑み、<u>個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による、個人情</u>報の利用を行ってはならない旨を明確化することとする。

上記のような記載がありますが、本規定が設けられた直截的の契機は、リクナビ問題において、提供先で個人データになることが想定されたにもかかわらず、本人の同意なくクッキー情報に紐づいた内定辞退率のデータが提供されていたことによるものです。

### 3 適正な利用義務の解釈

## (1)「違法又は不当な行為」(通則編ガイドライン3-2(※1))

法第 16 条の 2【19 条】において助長又は誘発の対象とされている「違法又は不当な行為」とは、個人情報保護法その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、個人情報保護法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいいます。

(具体例)

暴力団員により行われる暴力的要求行為、本人に対して正当な理由なく行われる違法な差別的取扱い等

## (2) 助長又は誘発の「おそれ」(通則編ガイドライン3-2(※2))

「おそれ」の有無は、個人情報取扱事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断されます。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要があります。

### ○「おそれ」が認められると考えられる例

・ 提供先が個人情報を違法に利用していることを認識している等、自己が提供する個人 情報についても、同様に違法に利用されることが予見できるにもかかわらず、当該提供 先に対して個人情報を提供する場合

## ○「おそれ」が認められないと考えられる例

・ 提供先が個人情報の取得目的を偽っており、当該提供先が取得した個人情報を違法に 利用することについて、一般的な注意力をもってしても予見できない状況で、当該提供 先に対して個人情報を提供する場合

#### 3 想定される事例

以下のような事例が不適正利用に該当すると想定されます(通則編ガイドライン 3-2【個人情報取扱事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】)。

事例1) 違法な行為を営むことが疑われる者(例:貸金業登録を行っていない貸金業者)からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該違反事業者の違

法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該<del>違反</del>事業者に当該本人の個人情報を提供する場合。

- 事例 2) 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報(例:官報に掲載される破産者情報)を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合。
- 事例3)暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合。
- 事例4) 個人情報を提供した場合、提供先において法第23条第1項に違反する第三者提供 がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提 供する場合。
- 事例 5) 採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合。
- 事例 6) 広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合。

#### 4 実務上の影響

本改正により、形式的には個人情報保護法の規定に違反しなくても、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用した場合は、法16条の2 違反となり、個人情報保護委員会の行政処分の対象となり得ることになります。

実際に、個人情報保護委員会に執行されることになるのは、上記3のような事例のほか、 相当悪質なケースであると考えられます。 Q8. 個人情報保護法に「仮名加工情報」が新たに設けられますが、どのような情報で、 どのような規律が適用されますか。

A 仮名加工情報は、データ内の氏名等の記述を削除等することで、加工後のデータ単体からは特定の個人を識別できないようにするものです。仮名化された個人情報は、一定の安全性を確保しつつも、匿名加工情報よりも詳細な分析を比較的簡便な加工方法で実施し得るもので、それを利活用しようとするニーズが高まっております。

しかしながら、現行法においては、仮名化された個人情報であっても、通常の個人情報としての取扱いに係る義務が一律に課されることから、企業からは負担の軽減を求める声がありました。

また、仮名化された個人情報は、本人と紐づいて利用されることがない限りは、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低下することになりますので、再識別をしない、内部分析に限定するといった前提で、利用目的の特定、公表を条件といたしまして、開示や利用停止等の個人の各種請求の対象から除外をしたものです。

事業者にとっては、改正法により内部分析の選択肢が増え、ひいては競争力の強化につながることが期待されます。

## 【実務上の影響】

- 現在の個人情報保護法の下では、個人情報取扱事業者が自社内部で個人データを匿名化して活用しようとする場合、「匿名加工情報」の加工基準・加工方法を充たさない限りは、安全管理措置を講じた上で、個人の各種請求(開示・訂正等、利用停止等の請求)に応じなければなりません。これに対して、「仮名加工情報」の加工基準・加工方法を満たす場合においては個人の各種請求に応ずる義務がなくなります。
- 「仮名加工情報」の加工基準・加工方法が厳しく、「匿名加工情報」との差があまりなく、厳格であれば、「仮名加工情報」の利活用は進まない可能性があります。
- 個人情報に該当する「仮名加工情報」については、目的外利用が禁止され、取得にあたって利用目的について公表等が必要となるので、事業者内部で制限なく利用するためには、個人情報に該当しない「仮名加工情報」にする必要があります。
- 仮名加工情報は事業者内部で利用することが想定されており、本人の同意を得て個人データとして提供する場合しか第三者提供はできないので、ビックデータとして広く利用されることにはならないのではないかと考えられます。

#### 1. 改正法の規律

(1)仮名加工情報(法2条9項【5項】各号、仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-1-1)

「仮名加工情報」とは、「**1号個人情報**」(法2条1項1号:氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの)と「**2号個人情報**」(法2条1項2号:個人識別符号が含まれるもの)の区分に応じて、以下の措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいいます(法2条9項【5項】本文)。

① 1号個人情報(法2条1項1号:氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの)

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

② 2号個人情報(法2条1項2号:個人識別符号が含まれるもの) 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元 することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

「削除すること」には、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされています。「復元することのできる規則性を有しない方法」とは、置き換えた記述等から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法です。

なお、法において「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものです。仮名加工情報に求められる「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」という要件は、加工後の情報それ自体により特定の個人を識別することができないような状態にすることを求めるものであり、当該加工後の情報とそれ以外の他の情報を組み合わせることによって特定の個人を識別することができる状態にあることを否定するものではありません。

仮名加工情報は、その加工の程度に応じて、「個人情報である仮名加工情報」と「個人情報でない仮名加工情報」に分かれます。すなわち、仮名加工情報は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないものですが、他の情報と容易に照合でき特定の個人が識別できるものは個人情報に該当しますが、そうでないものは個人情報に該当しないことになります。

### (2) 仮名加工情報データベース等(法2条10項【法16条5項】、令5条【6条】)

「仮名加工情報データベース等」とは、①仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または、②これに含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいいます。

## (3) 仮名加工情報取扱事業者(法2条10項【法16条5項】)

「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人はこれに該当しません(法2条5項参照)。

# (4)仮名加工情報の取扱いに係る義務の考え方(仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-1)

法第4章第2節においては、仮名加工情報を作成する個人情報取扱事業者及び仮名加工情報データベース等を事業の用に供している仮名加工情報取扱事業者が、仮名加工情報を 取り扱う場合等に遵守すべき義務を規定しています。

仮名加工情報取扱事業者において、仮名加工情報の作成の基となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」(法2条1項)に該当します。この場合、当該仮名加工情報取扱事業者は、「個人情報である仮名加工情報の取扱いに関する義務等」を遵守する必要があります。

これに対し、例えば、法35条の2【41条】第6項又は35条の3【42条】第1項若しくは第2項の規定により仮名加工情報の提供を受けた仮名加工情報取扱事業者において、当該仮名加工情報の作成の基となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していない等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それに

より特定の個人を識別することができる」状態にない場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」(法2条1項)に該当しません。この場合、当該仮名加工情報取扱事業者は、「個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務等」を遵守する必要があります。

【仮名加工情報を作成する個人情報取扱事業者が遵守する義務等】

- (1) 適正加工義務(法35条の2【41条】第1項)
- (2)削除情報等の安全管理措置(法第35条の2【41条】第2項)

【個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者が遵守する個人情報である仮名加工 情報の取扱いに関する義務等】

- (1) 個人情報である仮名加工情報の利用目的の制限(法35条の2【41条】第3項)
- (2) 個人情報である仮名加工情報の利用目的の公表(法35条の2【41条】第4項)
- (3) 仮名加工情報である個人データ及び削除情報等の消去の努力義務(法 35 条の2【41 条】第5項)
- (4) 仮名加工情報である個人データの第三者提供の制限(法35条の2【41条】第6項)
- (5) 個人情報である仮名加工情報の他の情報との照合の禁止(法 35 条の 2 【41 条】第7 項)
- (6) 個人情報である仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報の利用の禁止(法 35 条の2【41条】第8項)
- (7) 個人情報である仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データの適用除外規定(については、次の規定を適用しない。(法 35 条の 2 【41 条】第9項)
- (8) 個人情報である仮名加工情報及び仮名加工情報である個人データへの個人情報及び個人データに関する規定の適用(法35条の2【41条】第9項)

【仮名加工情報取扱事業者が遵守する個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務】

- (1) 仮名加工情報の第三者提供の制限((法35条の3【42条】第1項及び2項)
- (2) 個人情報でない仮名加工情報への個人データ及び保有個人データに関する規定の準用 (法35条の3【42条】第3項)
- (5) 仮名加工情報の加工方法・加工基準(法35条の2【41条】第1項、規則18条の7 【31条】)

個人情報取扱事業者は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして下記アに定める加工基準に従い、個人情報を加工しなければなりません。

ア 加工基準 (改正規則 18条の7 【31条】)

仮名加工情報の加工基準は以下のとおりです。

- (a) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を 削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない 方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- (b) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- (c) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること(当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

## (a) 特定の個人を識別することができる記述等の削除 (規則 18 条の 7 【31 条】 第 1 号、 仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-2-1-1)

個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報には、一般に、氏名、住所、生年月日、性別の他、様々な個人に関する記述等が含まれています。これらの記述等は、氏名のようにその情報単体で特定の個人を識別することができるもののほか、住所、生年月日など、これらの記述等が合わさることによって特定の個人を識別することができるものもあります。このような特定の個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除するあるいは他の記述等に置き換えることによって、特定の個人を識別することができないよう加工しなければなりません。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法でなければなりません。他の記述等への置き換えとして、仮 ID を付す場合には、元の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法でなければなりません。

例えば、生年月日の情報を生年の情報に置き換える場合のように、元の記述等をより 抽象的な記述に置き換えることも考えられます。

#### 【想定される加工の事例】

事例 1) 会員 ID、氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報を加工 する場合に次の措置を講ずる。

①氏名を削除する。

事例 2) 氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次 の ① から

- ③までの措置を講ずる。
- ①氏名を削除する。
- ②住所を削除する。又は、○○県△△市に置き換える。
- ③生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。

講ずべき措置は、個別の事例ごとに判断する必要があります。例えば、氏名の削除後、 当該個人情報に含まれる他の記述等により、なお特定の個人を識別することができる場合には、当該記述等によって特定の個人を識別することができなくなるよう加工する必要があります。

# (b) 個人識別符号の削除 (規則 18条の7【31条】第2号、仮名加工情報・匿名加工情報がイドライン 2-2-2-1-2)

加工対象となる個人情報が、個人識別符号を含む情報であるときは、当該個人識別符号単体で特定の個人を識別できるため、当該個人識別符号の全部を削除又は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できないようにしなければなりません。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要があります。

# (c) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除 (規則 18条の7【31条】第3号、仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-2-1-3)

一般的にみて、不正に利用されることにより個人の財産的被害が生じるおそれが類型的に高い記述等については、それが漏えいした場合に個人の権利利益の侵害が生じる蓋然性が相対的に高いと考えられる。そのため、仮名加工情報を作成するに当たっては、当該記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければなりません。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要があります。

#### 【想定される加工の事例】

事例 1) クレジットカード番号を削除する。

事例 2) 送金や決済機能のあるウェブサービスのログイン ID・パスワードを削除す

3

規則 18 条の 7 【31 条】第 3 号における「財産的被害が生じるおそれ」の有無は、個人情報に含まれる記述等が不正に利用されることにより財産的被害が生じる蓋然性を考慮して判断されるため、例えば、ある記述等について不正に利用されることにより財産的被害が生じる可能性が理論上は否定できない場合であっても、その可能性が相当程度低いものである場合には、同号に基づく加工は求められません。

したがって、口座番号それ自体やクレジットカード番号の下4桁それ自体が不正に利用されることにより直ちに財産的被害が生じるおそれがあるとはいえないと考えられるので、口座番号それ自体や、クレジットカード番号の下4桁それ自体については、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」には該当しないと考えられます。もっとも、口座番号やクレジットカード番号の下4桁についても、その部分を何らかの分析等に利用する必要性がないのであれば、削除又は置換することが望ましいと考えられます。(ガイドラインパブコメ回答(概要)58番)

### イ 仮名加工情報と匿名加工情報の加工基準の差異

仮名加工情報と匿名加工情報の加工基準には以下のような差異があります。

## ○仮名加工情報と匿名加工情報の加工基準の差異

		要 A 加 T 体 却
	仮名加工情報	匿名加工情報
定義	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報 (改正法2条9項)	特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を <u>復元することができない</u> ように加工された個人に関する情報( <del>改正</del> 法2条11項)
	特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換(規則 18 条の7 【31条】第1号)	特定の個人を識別することができる記述等の全部 又は一部の <u>削除又は置換</u> (規則 19条【34条】1号)
	個人識別符号の全部の削除又は置換(規則 18 条 の7【31条】第2号)	個人識別符号の全部の <u>削除又は置換</u> (規則 19条 <u>【34条】</u> 2号)
加工基準	_	個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を <u>連結する符号の削除又は置換</u> (規則 19 条 【34 条】 3 号)
	_	<u>特異な記述等の削除又は置換</u> (規則 19 条 <u>【34 条</u> 4 号)
	_	<u>その他の</u> 個人情報データベース等の性質を勘案した適切な措置 (規則 19 条【34 条】 5 号)
	不正利用されることにより、財産的被害が生じる おそれのある記述等の削除又は置換(規則 18 条 の7【31 条】第3号)	— ※クレジットカード番号は、通常、1号又は5号の 基準に基づき削除されると考えられる。

出所:個人情報保護委員会資料

仮名加工情報は匿名加工情報と異なり、「個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号(メールアドレス、電話番号、広告 I D、MACアドレス等)の削除又は置換」(規則 19 条 [34 条] 3 号参照)は加工基準として求められていません。メールアドレス、電話番号、広告 I D、MACアドレス等はそれ自体により、または他の記述等との組み合わせにより、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物との同一性を認めるに至ることができるものでない限り、必ずしも加工は求められません。この場合でも、加工前の個人情報に係る本人を識別するために、仮名加工情報を他の情報と照合することは禁止されており(改正 35 条の 2 第 7 項、35 条の 3 第 3 項により読み替えて準用される法 35 条の 2 第 7 項)、また、本人に連絡等をするために仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用することが禁止されていること(改正 35 条の 2 第 8 項、35 条の 3 第 3 項甲により準用される法 35 条の 2 第 8 項)等に鑑み、仮名加工情報にメールアドレス、電話番号、広告 I D、MACアドレス等が含まれることによるリスクは、一定程度低減されていると考えられます(パブコメ回答(概要)56 番)。

また、仮名加工情報は匿名加工情報と異なり、「特異な記述の削除又は置換」(規則 19 条 【34 条】4 号参照)は求められていません。仮名加工情報は、その定義上、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できること自体は許容されているので、加工前の個人情報に含まれる「特異な記述」が、当該個人情報に含まれる記述等以外の情報と組み合わせない限り、特定の個人を識別できない場合には、当該「特異な記述」は、必ずしも加工が求められ線。ただし、加工前の個人情報に含まれる「特異な記述」が、それ自体により、または他の記述等との組み合わせにより、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物との同一性を認めるに至ることができるものである場合には、当該「特異な記述」は、「特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報」(改正規則 18 条の7 【31 条】第1号)により加工の対象となります(パブコメ回答(概要)57番)。

ウ 「作成するとき」の意義(仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-2-1(※2)) 法 35 条の2【41条】第1項の「作成するとき」とは、仮名加工情報として取り扱うため に、当該仮名加工情報を作成するときのことをいいます。

したがって、仮名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、個人情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を作成して得られたものには、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。

## (6) 削除情報等の安全管理措置(法35条の2【41条】第2項、規則18条の8【32条】)

「**削除情報等**」とは、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等および個人識別符号ならびに法 35 条の2【41 条】第1項(上記(5))により行われた加工の方法に関する情報をいいます。

個人情報取扱事業者は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。)を作成したとき、または仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る「削除情報等」を取得したときは、「削除情報等」の漏えいを防止するために必要なものとして以下の基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければなりません

## 【削除情報等に係る安全管理措置の基準】 (規則 18条の8【32条】)

- ① 削除情報等(<u>仮名加工情報の加工の方法に関する情報に関しては、その情報を用いて</u> <u>仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。</u>以下 同じ。)を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- ② 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- ③ 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止する ために必要かつ適切な措置を講ずること。

それぞれの安全管理措置については、以下のような具体的な措置を講ずることが求められます(仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-2-2)。

#### ○削除情報等の安全管理で求められる措置の具体例

講じなければならない措置	具体例
削除情報等を取り扱う者の権限及び責任の明確化	・ 削除情報等の安全管理措置を講ずるための組織体制の整備
(ア)削除情報等の取扱いに関する規程類の整備、 (イ)当該規程類に従った適切な取扱い、 (ウ)削除情報等の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施	<ul> <li>削除情報等の取扱いに係る規程等の整備とこれに従った運用</li> <li>従業員の教育</li> <li>削除情報等の取扱状況を確認する手段の整備</li> <li>削除情報等の取扱状況の把握、安全管理措置の評価、見直し及び改善</li> </ul>
削除情報等を取り扱う正当な権限を有 しない者による削除情報等の取扱いを 防止するために必要かつ適切な措置	<ul> <li>・ 削除情報等を取り扱う権限を有しない者による閲覧等の防止</li> <li>・ 機器、電子媒体等の盗難等の防止</li> <li>・ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止</li> <li>・ 削除情報等の削除並びに機器、電子媒体等の廃棄</li> <li>・ 削除情報等へのアクセス制御</li> <li>・ 削除情報等へのアクセス者の識別と認証</li> <li>・ 外部からの不正アクセス等の防止</li> <li>・ 情報システムの使用に伴う削除情報等の漏えい等の防止</li> </ul>

匿名加工情報に係る加工方法等情報の安全管理措置と、仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置は、目的(当該情報の漏洩による個人の権利利益の侵害を防止すること)、及び対象(加工前の個人情報から削除した情報や加工の方法に関する情報)が共通していることから、仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置の基準(規則 18 条の8 【32 条】)は、匿名加工情報に係る加工方法等情報の安全管理措置の基準(規則 20 条 【35 条】)と同様の内容とされています。ただし、講ずべき安全管理措置の具体的な内容については、当該情報が漏えいした場合におけるリスクの大きさを考慮し、当該情報の量や性質等に応じた内容とする必要があることから、匿名加工情報に係る加工方法等情報について講ずべき安全管理措置の具体的な内容と、仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置の具体的な内容は、情報の性質に応じて異なり得るものと考えられます(パブコメ回答(概要)58番)。

# 【削除情報等が漏えいした場合】(衆議院内閣委員会(令和2年(2020年)5月22日)政府参考人答弁)<sup>16</sup>

削除情報が漏えいした場合ですけれども、これは、安全管理措置義務を履行する観点からも、当該仮名加工情報に含まれるIDなど、そのつなぐものを振り直すことなどによって、仮名加工情報を新たにつくり直す必要があると考えられます。すなわち、元の仮名加工情報を使い続けることはできないのではないと考えられます。

したがって、仮名加工情報に係る削除情報が漏えいした場合において、その漏えいが起きた事業者においては、その仮名加工情報をそのまま継続して利用することは原則として許容されないと考えられます。

なお、仮名加工情報の作成に用いた個人情報のみが漏えいした場合には、その仮名加工情報および削除情報の安全管理措置義務の履行が確保されている限り、必ずしも直ちにそのまま継続して利用することができないとは限らないというケースもあると考えられます。

# (7) 個人情報である仮名加工情報の利用目的の制限(法 35条の2【41条】第3項、仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン2-2-3-1-1)

仮名加工情報取扱事業者 (個人情報取扱事業者である者に限る。) は、法 16 条 【法 18 条】

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/00022012020052201 3.htm

<sup>16</sup> 

の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、法 15 条【17 条】第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。)を取り扱ってはなりません。

すなわち、「個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者」は、「個人情報である仮名加工情報」について、法 15条【17条】1項において特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならず、以下の取扱いが認められません。

- ① 「個人情報である仮名加工情報」について本人の事前の同意を得て目的外利用をすること(法16条1項参照)
- ② 「法令に基づく場合」(法 16 条【18 条】3項1号)以外の公益的理由による目的外利用をすること(以下参照)
  - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(法 16 条【18 条】 3 項 2 号)
  - ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(法 16 条【18 条】 3 項 3 号)
  - 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。(法 16 条 【18 条】 3 項 4 号)

「法令に基づく場合」以外の場合において、法 15 条【17 条】1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、あらかじめ利用目的を変更する必要があります。なお、仮名加工情報については、利用目的の変更の制限に関する法 15 条【17 条】2 項の規定は適用されないため、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更も認められます(下記(13)参照)。

利用目的を変更した場合には、原則として変更後の利用目的を公表しなければなりません(下記(8)参照)。

なお、反対解釈として、個人情報ではない仮名加工情報については、目的外利用の禁止の 適用はないものと考えられます。

- (8) 個人情報である仮名加工情報の取得に際しての利用目的の公表等(法 35 条の 2 【41条】第4項の準用する法 18条【21条】)
- ① 仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。)は、仮名加工情報(個人情報に限る。)を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければなりません。(法 35 条の2【41 条】第4項による法 18 条【21 条】1項の準用・読み替え)
- ② 仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。)は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の仮名加工情報(個人情報に限る。)を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の仮名加工情報(個人情報に限る。)を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではありません。(法35条の2【41条】第4項による法18条【21条】2項の準用)
- ③ 仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。)は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について公表しなければなりません。(法 35 条の2 【41 条】第4項による法18条【21条】3項の準用)
- ④ 上記の①利用目的の公表、②書面により直接取得する場合の利用目的の明示、③利用目的の変更に係る規定について、以下の場合は適用されません(改正 35 条の2【41 条】第4項による法 18 条【21 条】4項の準用・読み替え)

- (i) 利用目的を公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利 利益を害するおそれがある場合
- (ii) 利用目的を公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益 を害するおそれがある場合
- (iii) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (iv) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

なお、反対解釈として、仮名加工情報取扱事業者は、個人情報ではない仮名加工情報を取得するにあたっての利用目的の公表等をする必要はないものと考えられます。

(9) 仮名加工情報である個人データ及び削除情報等の消去の努力義務(法 35 条の 2 【41 条】第5項、仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-3-2)

仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。)は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第19条の規定は、適用しない。

#### ○参考

(データ内容の正確性の確保等)

第19条【22条】 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、 個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったとき は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

【仮名加工情報である個人データについて利用する必要がなくなったときに該当する事例】 事例)新商品の開発のため、仮名加工情報である個人データを保有していたところ、当該新商品の開発に関する事業が中止となり、当該事業の再開の見込みもない場合

【削除情報等について利用する必要がなくなったときに該当する事例】

事例) 仮名加工情報についての取扱いを終了し、新たな仮名加工情報を作成する見込みもない場合

(10) 仮名加工情報である個人データの第三者提供の規律(法 35 条の2【41 条】第6項) ア 第三者提供が認められる場合(法 35 条の2【41 条】第6項が準用する法 23 条【27 条】 1項・2項、24条【28条】1項)

仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。) は、法令に基づく場合 を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはなりません。

すなわち、通常の個人データの第三者提供において認められる以下の方法による提供は 認められません。

- 本人の事前の同意(法23条【27条】1項)
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(法 23 条【27 条】 1 項 2 号)
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、 本人の同意を得ることが困難であるとき。(法 23 条【27 条】 1 項 3 号)
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより

当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。(法23条【27条】1項4号)

- オプトアウト手続(法23条【27条】2項)
- 外国にある第三者への提供を認める旨の同意(法24条【28条】1項)

なお、仮名加工情報の原データ(保有個人データ)を本人の同意を得ること等により第三者に提供することは可能であると考えられます。また、あらかじめ本人の同意を得ること等により、仮名加工情報の原データのほか、原データを仮名加工情報としたものを、個人データとして、第三者に提供することも可能であると考えられます。(制度改正大綱参照)

## 第4節 データ利活用に関する施策の在り方

- 2. 「仮名化情報 (仮称)」の創設
- また、「仮名化情報(仮称)」は、事業者内部における分析のために用いられることに鑑み、「仮名化情報(仮称)」それ自体を第三者に提供することは許容しないこととする。その場合であっても、「仮名化情報(仮称)」の作成に用いられた原データ(保有個人データ)を、本人の同意を得ること等により第三者に提供することは可能である(脚注7)。

(脚注7)あらかじめ本人の同意を得ること等により、原データのほか、原データを仮名化したデータを、(現行法における)個人データとして、第三者に提供することも可能である。

イ 第三者に該当しない提供(法35条の2【41条】第6項が準用する法23条【27条】5項各号、仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン2-2-3-3)

**仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。)** は、以下の場合は、「第 三者」に該当しないものとして、(本人の同意なしに) 仮名加工情報である個人データの提 供ができます。

通常の個人データの提供と同様に、以下の場合が認められます。これらの要件を満たす場合には、仮名加工情報である個人データの提供先は個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、提供主体の個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者には該当しないものとして仮名加工情報である個人データを提供することができることとしたものです。

- ① 仮名加工情報である個人データの取扱いの委託(法35条の2【41条】第6項が準用する法23条【27条】5項1号)
- ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って仮名加工情報である個人データが提供 される場合(法35条の2【41条】第6項が準用する法23条【27条】5項2号)
- ③ 仮名加工情報である個人データの共同利用の場合(法 35 条の 2【41 条】第 6 項が準用する法 23 条【27 条】 5 項 3 号)

「①仮名加工情報である個人データの取扱いの委託」については、提供主体の個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者には、法22条【25条】により、委託先に対する監督責任が課されます。個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者は、委託先に対する監督義務、及び仮名加工情報である個人データの安全管理措置を講ずる義務(法20条【23条】)の履行の観点から、委託先が提供を受けた仮名加工情報を取り扱うに当たり、法35条の2【41条】又は法35条の3【42条】に違反する事態が生じることのないよう、委託先に対して、提供する情報が仮名加工情報である旨を明示しなければなりません。

「②事業の承継」については、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、 相手会社から自社の調査を受け、自社の仮名加工情報である個人データを相手会社へ提供 する場合も、法 35条の2【41条】第6項により読み替えて適用される法 23条【27条】5項2号に該当し、仮名加工情報である個人データを提供することができますが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければなりません。

「③仮名加工情報である個人データの共同利用」については、特定の者との間で共同して利用される仮名加工情報である個人データが当該特定の者に提供される場合で、その旨並びに共同して利用される仮名加工情報である個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該仮名加工情報である個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人については、その代表者の氏名について、あらかじめ公表している場合に共同利用が認められます。(法 35 条の2【41 条】第6項が準用する法 23 条【27 条】5 項 3 号)

仮名加工情報である個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について公表しなければなりません。(法 35 条の 2 【41 条】第 6 項が準用する法 23 条 6 項)

通常の個人データの共同利用の場合(変更の場合を含む)(法 23条【27条】5項3号、6項)については、「本人に通知し、又は容易に知り得る状態に置く」ことが求められるが仮名加工情報である個人データの共同利用の場合(変更の場合を含む)については、「公表」のみが認められます。

# ウ 仮名加工情報である個人データの第三者提供に係る確認・記録の作成・保存義務(法35条の2【41条】第6項が準用する法25条【29条】・法26条【30条】)

法 35 条の 2【41 条】第 6 項の第 2 文においては、法 25 条【29 条】(第三者提供に係る記録の作成等)及び 26 条【30 条】(第三者提供を受ける際の確認等)の読み替えが行われています。

上記アのとおり、仮名加工情報は内部利用が原則であり、仮名加工情報取扱事業者 (個人情報取扱事業者である者に限る。)は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工 情報である個人データを第三者に提供してはならないこととされています(法 35 条の 2【41条】第6項が準用する法23条【27条】1項)。

法 35 条の 2 【41 条】第 6 項により読み替え後の法 25 条【29 条】 1 項及び法 26 条【30 条】 1 項においては、仮名加工情報である個人データの第三者提供が唯一認められる場合である「法令に基づく場合」(上記ア参照)及び「第三者に該当しない場合」である「法 25 条【29 条】 5 項各号の場合」(上記イ参照)には、仮名加工情報である個人データの第三者提供に係る確認・記録の作成・保存義務がないこととされていることに鑑みれば、仮名加工情報である個人データの第三者提供に係る確認・記録の作成・保存義務が必要な場合はないと考えられます。

なお、仮名加工情報の原データ(保有個人データ)を本人の同意を得ること等により 第三者に提供することは可能であると考えられます。また、あらかじめ本人の同意を得 ること等により、仮名加工情報の原データのほか、原データを仮名加工情報としたもの を、個人データとして第三者に提供する場合には、当然ながら法 25 条及び法 26 条の 適用があります。

# (11) 個人情報である仮名加工情報の他の情報との照合禁止(法 35 条の 2 【41 条】第 7 項、仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-3-4)

仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。)は、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。)を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられ

た個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはなりません。「他の情報」に限定はなく、本人を識別する目的をもって行う行為であれば、個人情報、個人関連情報、仮名加工情報及び匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止されます。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問いません。

## 【識別行為に当たらない取扱いの事例】

- 事例 1) 複数の仮名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること。
- 事例 2) 仮名加工情報を個人と関係のない情報(例:気象情報、交通情報、金融商品等の取引高)とともに傾向を統計的に分析すること。

## 【識別行為に当たる取扱いの事例】

- 事例 1) 保有する個人情報と仮名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること。
- 事例 2) 仮名加工情報を、当該仮名加工情報の作成の基となった個人情報と照合すること。

# (12) 個人情報である仮名加工情報に含まれる情報の流用の禁止(法 35 条の 2 【41 条】第8項、仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-3-5)

仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。)は、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。)を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者による信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは「電磁的方法」を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはなりません。

「電磁的方法」として認められるのは、以下の①から③までの方法です(改正規則 18 条の 9 33 条 8号)。

- ① 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録の相手方の使用に係る携帯として使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)(同条1号)
- ② 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)(同条2号)
- ③ ②のほか、その受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信 (電気通信法2条1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託 して行う場合を含む。)(同条3号)

【受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法に該当 する事例 (上記③)】

- 事例 1) いわゆる SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法
- 事例 2) CookieID を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容のインターネット広告を表示する方法

## (13) 仮名加工情報(個人情報であるものに限る。)、仮名加工情報である個人データおよび 仮名加工情報である保有個人データに適用がない規定(法35条の2【41条】第9項)

以下の規定は、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。)、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データには適用されません。

- ・利用目的の変更の範囲(法 15条【17条】 2項)
- ・漏えい等の報告等(法22条の2【26条】)
- ・保有個人データに関する事項の公表等、及び保有個人データの開示・訂正等・利用停止等 への対応等(法 27 条【32 条】から34 条【39 条】まで)

(14) 個人情報でない仮名加工情報の第三者提供の制限(法 35条の3【42条】第1項、同条2項の準用する法 23条【27条】5項・6項)

ア 第三者への提供の制限(法35条の3【42条】第1項)

仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。) を第三者に提供してはなりません。

個人データでない仮名加工情報であるので、法23条【27条】1項の適用はありませんが、 仮名加工情報である個人データの第三者提供の場合(35条の2【41条】第6項)の場合(上記(10)ア参照)の場合と平仄を合わせて、仮名加工情報の第三者提供の制限をしています。

なお、仮名加工情報の原データ(保有個人データ)を本人の同意を得ること等により第三者に提供することは可能であると考えられます。

また、あらかじめ本人の同意を得ること等により、仮名加工情報の原データのほか、原データを仮名加工情報としたものを、個人データとして、第三者に提供することも可能であると考えられます。

#### 第4節 データ利活用に関する施策の在り方

- 2. 「仮名化情報(仮称)」の創設
- また、「仮名化情報(仮称)」は、事業者内部における分析のために用いられることに鑑み、「仮名化情報(仮称)」それ自体を第三者に提供することは許容しないこととする。その場合であっても、「仮名化情報(仮称)」の作成に用いられた原データ(保有個人データ)を、本人の同意を得ること等により第三者に提供することは可能である(脚注7)。

(脚注7) あらかじめ本人の同意を得ること等により、原データのほか、原データを仮名化したデータを、(現行法における)個人データとして、第三者に提供することも可能である。

# イ 第三者に該当しない場合(法35条の3【42条】第2項の準用する法23条【27条】5項・6項)

仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。)の提供をする場合においては、以下の各場合は第三者への提供には該当せず、(本人の同意なしに)提供することができます。(法 35 条の 3【42 条】第 2 項の準用する法 23 条【27 条】 5 項各号)

- ① 仮名加工情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において仮名加工情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該仮名加工情報が提供される場合
- ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って仮名加工情報が提供される場合
- ③ 特定の者との間で共同して利用される仮名加工情報が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される仮名加工情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該仮名加工情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ公表しているとき。(いわゆる共同利用)

上記③の共同利用の場合、仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報の管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について公表しなければなりません。(法 35 条の3【42 条】第2項の準用する法23条【27条】6項)

個人データでない仮名加工情報であるので、法23条【27条】1項の適用はないが、上記 アのとおり、仮名加工情報である個人データの第三者提供の制限の例外として第三者に該 当しない場合(法 35 条の2【41 条】第6項が準用する法 23 条【27 条】5項各号)(上記(10) イ参照)の場合と平仄を合わせて、第三者に該当しない場合を規定しています。

# (15) 個人情報ではない仮名加工情報への個人データに関する規定等の準用(法 35 条の 3 【42 条】第 3 項)

個人情報ではない仮名加工情報にも、以下の個人データに関する規定が準用して適用されます。

- 安全管理措置(法 20 条【23 条】):漏えいの防止のみ問題となる(滅失・毀損の防止は問題とならない)。
- 従業者の監督(法21条【24条】)
- 委託先の監督(法 22 条【25 条】)
- 苦情の処理(法35条【40条】)
- 削除情報等・仮名加工情報の他の情報との照合禁止(法35条の2【41条】第7項)
- 仮名加工情報に含まれる情報の流用禁止(法35条の2【41条】第8項)

なお、個人情報ではない仮名加工情報については、目的外利用の禁止の適用はなく、また、仮名加工情報取扱事業者は、個人情報ではない仮名加工情報を取得するにあたっての利用目的の公表等をする必要はないものと考えられます。(上記 (7)・(8) 参照)

また、個人情報ではない仮名加工情報であるので、保有個人データに関する規律(法 27 条【32 条】から法34 条【39 条】まで)の適用はありません(上記(13)参照)。

## (15)『個人情報(個人データ)である仮名加工情報』と『個人情報でない仮名加工情報』 に適用される規律の比較

下記図参照

## 『個人情報(個人データ)である仮名加工情報』と『個人情報でない仮名加工情報』に適用される規定の比較

個人情報(個人データ)である仮名加工情報	個人情報(個人データ)である仮名加工情報	個人情報でない仮名加工情報
利用目的の特定(法 15 条【17 条】)	法 15 条【17 条】 1 項(利用目的の特定)は適用あり 法 15 条【17 条】 2 項(利用目的の範囲の変更)は適用なし(法 35 条の 2 【41 条】第 9 項)	準用なし
目的外利用の禁止(法 16 条【18 条】)	適用あり(法 35 条の 2 【41 条】第 3 項の準用する法 16 条【18 条】) ➡本人の同意があっても目的外利用不可	準用なし
取得に際しての利用目的の公表等(法 18条 【21条】)	取得に際しての利用目的の公表 (法 35 条の 2 【41 条】第 4 項の準用する法 18 条【21 条】): 公表のみ	準用なし
データ内容の正確性の確保等(法 19条【22条】) :消去の努力義務	法 19 条【22 条】は適用なし: 仮名加工情報である個人データ及び削除情報等の消去の努力義務(法 35 条の 2【41 条】 第 5 項)	準用なし
安全管理措置(法 20 条【23 条】)	適用あり	準用あり (法 35 条の 3 【42 条】第 3 項の準用する法 20 条):漏えいのみ対象
従業者の監督 (法 21 条【24 条】)	適用あり	準用あり(法35条の3【42 条】第3項の準用する法21 条)
委託先の監督(法 22 条【25 条】)	適用あり	準用あり(法35条の3【42 条】第3項の準用する法22 条)
漏えい等の報告等 (法 22 条の 2 【26 条】)	適用なし(法35条の2第9項)	準用なし
第三者提供の制限(法23条【27条】) 外国にある第三者への提供の制限(法24条 【28条】)	・法令に基づく場合のみ提供可(法35条の2【41条】第6項の準用する法23条【27条】1項) ・第三者に該当しない場合(法35条の2【41条】第6項の準用する法23条【27条】5 項・6項)	・法令に基づく場合(法35条 の3【42条】第1項) ・第三者に該当しない場合(法 35条の3【42条】第2項)
第三者提供に係る記録の作成等(法 25 条【29 条】)	第三者提供に係る記録の作成等(法 35 条の 2 【41 条】第 6 項が準用する法 25 条 1 項):事実上空振り規定か?	準用なし

第三者提供を受ける際の確認等(法 26 条【30 条】)	仮名加工情報である個人データの第三者提供を受ける際の確認等(法 35 条の 2 【41 条】 第 6 項が準用する法 26 条【30 条】 1 項): 事実上空振り規定か?	準用なし
保有個人データに関する事項の公表等(法 27 条【32条】)	適用なし (法 35 条の 2 【41 条】第 9 項)	準用なし
開示 (法 28 条【33 条】)	適用なし (法 35 条の 2 【41 条】第 9 項)	準用なし
訂正等 (法 29 条【34 条】)	適用なし(法35条の2【41条】第9項)	準用なし
利用停止等(法30条【35条】)	適用なし(法35条の2【41条】第9項)	準用なし
理由の説明(法 31 条【36 条】)	適用なし(法35条の2【41条】第9項)	準用なし
開示等の請求手続等に応じる手続(法32条 【37条】)	適用なし (法 35 条の 2 【41 条】第 9 項)	準用なし
手数料 (法 33 条【38 条】)	適用なし(法35条の2【41条】第9項)	準用なし
事前の請求(法 34 条【39 条】)	適用なし (法 35 条の 2 【41 条】第 9 項)	準用なし
仮名加工情報(法2条9項【5項】各号)	適用あり	適用あり
仮名加工情報データベース等(法2条10項 【16条5項】)	適用あり	適用あり
仮名加工情報取扱事業者(法2条10項【16条 5項】)	適用あり	適用あり
仮名加工情報の加工方法・加工基準(法35条の2【41条】第1項)	適用あり	適用あり
削除情報等の安全管理措置(法35条の2【41 条】第2項)	適用あり	適用あり
他の情報との照合禁止(法35条の2【41条】 第7項)	適用あり	準用あり(法 35 条の 3 【42 条】第 3 項)
仮名加工情報に含まれる情報の流用(法35条 の2【41条】第8項)	適用あり	準用あり(法 35 条の 3 【42 条】第 3 項)

#### 2 改正の背景 (GDPR)

「仮名化」(Pseudonymisation) とは、E U の GDPR (General Data Protection Regulations: EU 一般データ保護規則)において認められている個人データの取り扱いです。

「仮名化」とは、追加的な情報が分離して保管されており、かつ、その個人データが識別された自然人又は識別可能な自然人に属することを示さないことを確保するための技術上及び組織上の措置の下にあることを条件として、その追加的な情報の利用なしには、その個人データが特定のデータ主体に属することを示すことができないようにする態様で行われる個人データの処理をいいます(GDPR 4条 5項)。

## 【仮名化の要件】

- ① 追加的な情報が分離して保管されていること
- ② その個人データが識別された自然人又は識別可能な自然人に属することを示さないことを確保するための技術上及び組織上の措置の下にあること
- ③ ①の追加的な情報の利用なしには、その個人データが特定のデータ主体に属することを示すことができないようにする態様で行われること

GDPR 上、個人データについて特定の個人が識別可能な追加の情報が削除された「匿名化」 (Anonymization) 情報については、GDPR 自体の適用を受けないけれども、「仮名化された 個人データ」は追加の情報を使用することにより、自然人が識別可能であるので、依然として「個人データ」として GDPR の規制を受けることになります(前文 26 項)。

もっとも、管理者(Controller:事業者)が、「仮名化」によって、データ主体(個人)を 識別する立場にないことを証明できる場合で、データ主体にそれを通知した場合には、GDPR 上、管理者が個人データについて適用の受ける以下の規制が免除されます(GDPR11条2項)。

- 第15条 データ主体によるアクセスの権利
- 第16条 訂正の権利
- 第17条 消去の権利(「忘れられる権利」)
- 第18条 処理の制限の権利
- 第19条 個人データの訂正若しくは消去又は処理の制限に関する通知義務
- 第20条 データポータビリティの権利

また、GDPR 上、「仮名化」は、適切な技術的・組織的な安全管理措置として位置づけられています(GDPR25条1項、32条1項(a))。

#### 3 実務上の影響

- 現在の個人情報保護法の下では、個人情報取扱事業者が自社内部で個人データを匿名 化して活用しようとする場合、「匿名加工情報」の加工基準・加工方法を充たさない限 りは、安全管理措置を講じた上で、個人の各種請求(開示・訂正等、利用停止等の請求) に応じなければなりません。これに対して、「仮名加工情報」の加工基準・加工方法を 満たす場合においては個人の各種請求に応ずる義務がなくなります。
- 「仮名加工情報」の加工基準・加工方法が厳しく、「匿名加工情報」との差があまりな く、厳格であれば、「仮名加工情報」の利活用は進まない可能性があります。
- 個人情報に該当する「仮名加工情報」については、目的外利用が禁止され、取得にあたって利用目的について公表等が必要となるので、事業者内部で制限なく利用するためには、個人情報に該当しない「仮名加工情報」にする必要があります。
- 個人データ同様、本人の事前の同意がなければ第三者提供は制限されるので、ビックデータとして広く利用されることにはならないのではないかと考えられます。

Q9. 個人情報の漏えい等報告及び本人への通知が義務化されるとのことですが、GD PRと同様に、72時間以内の当局への報告等が求められることになるのですか。

A 改正法により、委員が言及いただきましたように、漏えいが発生した場合には委員会への報告が義務づけられます。

その要件については、漏えいした個人データの性質、それから漏えいの態様、それから漏 えいの事態の規模など、複数の観点から、個人の権利利益を害するおそれが大きい事態を 定めることが予定されています。

具体的には、例えば、センシティブな要配慮個人情報の漏えい、それから不正アクセスによる漏えい、それから経済的な損失を伴うこととなるおそれのあるようなデータの漏えいといったもの、その他、これらには該当しなくても、一定数以上の大規模な漏えいなどを報告の対象とすることが検討されています。

#### 【改正条文】

(漏えい等の報告等)

- 第 22 条の2【26 条】 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知したときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

## 1. 改正の背景

- 諸外国においては、多くの国で漏えい等報告が義務とされています(EU のみならず、 米国・中国においても)。一方、<u>我が国では、制度上は努力義務で</u>すが、漏えい等報告 について、多くの企業でしっかり対応されています。
- 漏えい等報告が個人情報の本人、個人情報取扱事業者、監督機関それぞれにとって多く の意義があること、国際的な潮流になっていること等を勘案し、改正法により<u>漏えい等</u> 報告について、法令上の義務として明記することとされました。

## 2. 「漏えい等」の考え方(通則編ガイドライン 3-5-1)

## (1)「漏えい」の考え方(通則編ガイドライン 3-5-1-1)

個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいいます。

#### 【個人データの漏えいに該当する事例】

- 事例 1) 個人データが記載された書類を第三者に誤送付した場合
- 事例 2) 個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合
- 事例 3) システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合
- 事例4) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合
- 事例 5)不正アクセス等により第三者に個人データを含む情報が窃取された場合

なお、個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、個人情報取扱事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合(※)は、漏えいに該当しないません。

(※)個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、原則としてあらかじめ本人の同意を取得する必要があります。

また、以下の場合は漏えいに該当ません(ガイドラインパブコメ回答(概要)4番)。

- ・個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合において、当該第三者が当該メールを削除するまでの間に当該メールに含まれる個人データを閲覧していないことが確認された場合
- ・システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合において、閲覧が不可能な状態とするまでの間に第三者が閲覧していないことがアクセスログ等から確認された場合

ただし、これらの場合において誤送信先の取扱いやアクセスログ等が確認できない場合には、漏えい(又は漏えいのおそれ)に該当し得ます。

#### (2)「滅失」の考え方(通則編ガイドライン 3-5-1-2)

個人データの「滅失」とは、個人データの内容が失われることをいいます。

#### 【個人データの滅失に該当する事例】

- 事例 1) 個人情報データベース等から出力された氏名等が記載された帳票等を誤って廃棄 した場合(※1)
- 事例 2) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等を社内で紛失した場合(※2)

なお、上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しません。また、個人情報取扱事業者が合理的な理由により個人データを削除する場合は、滅失に該当しません。

- (※1) 当該帳票等が適切に廃棄されていない場合には、個人データの漏えいに該当する 場合があります。
- (※2) 社外に流出した場合には、個人データの漏えいに該当します。

#### (3)「毀損」の考え方

個人データの「毀損」とは、個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容

を保ちつつも利用不能な状態となることをいいます。

### 【個人データの毀損に該当する事例】

事例 1) 個人データの内容が改ざんされた場合

事例 2) 暗号化処理された個人データの復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合

事例 3) ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合 (※) なお、上記の<u>事例 2) 及び事例 3) の</u>場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は毀損に該当しません。

(※) 同時に個人データが窃取された場合には、個人データの漏えいにも該当します。

### 3. 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置(通則編ガイドライン 3-5-2)

個人情報取扱事業者は、漏えい等又はそのおそれのある事案(以下「漏えい等事案」という。)が発覚した場合は、漏えい等事案の内容等に応じて、次の(1)から(5)に掲げる事項について必要な措置を講じなければなりません。

### (1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講じなければなりません。

#### (2) 事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講じなければなりません。

#### (3) 影響範囲の特定

上記(2)で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講じます。

### (4) 再発防止策の検討及び実施

上記(2)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講じなければなりません。

#### (5) 個人情報保護委員会への報告及び本人への通知

下記4 (個人情報保護委員会への報告)、<u>通則編ガイドライン</u>3-5-4 (本人への通知)を参照のこと。なお、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましいです。

# 4. 個人情報保護委員会への報告 (法 22 条の 2 【26 条】第1項、通則編ガイドライン 3-5-3)

# (1)報告の対象となる事態(法 22条の2【第 26条】1項、規則6条の2<u>【7条</u>】、通則編ガイドライン 3-5-3-1)

個人情報取扱事業者は、次のアから工までに掲げる事態(以下「報告対象事態」といいます。)を知ったときは、個人情報保護委員会に報告しなければなりません。

- ア. 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれが ある事態(規則6条の2【7条】第1号)
- イ. 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい 等が発生し、又は発生したおそれがある事態(規則6条の2【7条】第2号)
- ウ. 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(規則6条の2【7条】第3号)
- エ. 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(規則6条の2【7条】第4号)

ただし、上記アからエのいずれの事態でも、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じた個人データ」については、漏えい等報告が不要です(規則 6条の2【7条】第1号)。

なお、報告対象事態に該当しない漏えい等事案であっても、個人情報取扱事業者は個人情報保護委員会に任意に報告することができます。

上記アからエのいずれの場合も「**個人データ**」の「**漏えい、滅失または毀損**」(「**漏えい等**」)が「**発生した事態**」、又は「**発生したおそれがある事態**」が対象となっています。

上記アからウまでの場合は、<u>1件以上</u>の個人データの漏えい等またはその発生したおそれがある場合でも漏えい等報告の対象となります。これに対して、上記工の場合は、<u>1000件</u>以上の漏えい等またはその発生したおそれがある場合に漏えい等報告の対象となります。

報告対象事態(上記アからエ)における「**おそれ**」については、その時点で判明している 事実関係に基づいて個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断することになります。漏えい 等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑 われるものの漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当します。

なお、本人通知が必要となる場合も個人情報保護委員会への報告を要する事態が生じた場合であり同一です(規則22条の2第2項)。

## ○漏えい等報告・本人通知が必要となる場合

C 1,11. — 1 17. —	. ,		
事態の類型	漏えい等報告・本人通知が必要となる場合	件数	例外
個人データの性質	要配慮個人情報の漏えい(おそれも)(1号)	1件以上	高度な暗号化そ
個人データの内容	財産的被害が発生するおそれがある場合(例:		の他の個人の権
	クレジットカード番号やインターネットバン		利利益を保護す
	キングの I D・パスワード等)(おそれも)(2		るために必要な
	号)		措置を講じた個
漏えい等の態様	不正目的のおそれによる漏えい(例:不正アク		人データ
	セスや従業員による持ち出し等)(おそれも)		
	(3号)		
大規模な漏えい	個人データの性質・内容、漏えい等の態様を問	1000 件以	
	わず、大規模な個人データの漏えい(おそれも)	上	
	(4号)		

# ア. 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(規則6条の2【7条】第1号)

機微性は様々ですが、特に要配慮個人情報は、その取扱いによっては差別や偏見が 生じるおそれがあり、漏えい等による個人の権利利益に対する影響が大きいため報告 対象事態とされました。

#### 【報告を要する事例】

事例 1)病院における患者の診療情報や調剤情報を含む個人データを記録した USB メモリーを紛失した場合

事例 2) 従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合

## イ. 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等 が発生し、又は発生したおそれがある事態(規則6条の2第2号)

漏えい等によってクレジットカード番号等が不正利用される事案は、従前から大きな問題となっています。このように、財産的被害が発生するおそれがある場合(例:クレジットカード番号やインターネットバンキングの ID・パスワード等)は、個人の権利利益に対する影響が大きいため報告対象事態とされました。

財産的被害が生じるおそれについては、対象となった個人データの性質・内容等を 踏まえ、財産的被害が発生する蓋然性を考慮して判断します。

#### 【報告を要する事例】

事例 1) EC サイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合

事例 2) 送金や決済機能のあるウェブサービスのログイン ID とパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合

「不正に利用されることにより財産的害が生じるおそれがある」とは、漏えい等した個人データを利用し、本人になりすまして財産の処分が行われる場合が想定されています。

<u>したがって、以下の個人データの漏えいは、直ちに「財産的被害が生じるおそれがあ</u>る漏えい等」に該当しないと考えられます(ガイドラインパブコメ回答(概要)6番)。

- ・個人データである銀行口座情報のみが漏えいした場合
- ・購買履歴のみが漏えいした場合

これに対して、個人データであるクレジットカード番号のみの漏えいは、これだけでも暗証番号やセキュリティコードが割り出されるおそれがあるため、財産的被害が生じるおそれがあると考えられます。

個人データであるクレジット番号のうち、下4桁のみとその有効期限の組合せが漏えいした場合や個人データである 購買履歴が漏えいした場合は、直ちに「財産的被害が生じるおそれがある漏えい等」に該当しないと考えられます。

ウ. 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生 したおそれがある事態(規則6条の2【7条】第3号)

過失により生じたものと故意により生じたものでは、個人の権利利益に対する影響が異なり、故意によるもの(例:不正アクセスや従業員による持ち出し等)は、類型的に二次被害が発生するおそれが大きいため報告対象事態とされました。

「不正の目的をもって」漏えい等を発生させた主体には、第三者のみならず、従業者も含まれます。

#### 【報告を要する事例】

- 事例 1) 不正アクセスにより個人データが漏えいした場合
- 事例 2) ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合
- 事例3)個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合
- 事例 4) 従業者が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合

「事例 1) 不正アクセスにより個人データが漏えいした場合」に関連して、サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の(ア)から(エ)が考えられます。

- (ア)個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末に おいて外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合
- (イ) 個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合
- (ウ) マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制御するサーバ (C&C サーバ) が使用しているものとして知られている IP アドレス・FQDN (Fully Qualified Domain Name の略。サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ (サーバ等)を特定するもの。)への通信が確認された場合

(エ) 不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第 三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合

「事例 4) 従業者が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合」に関連して、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられます。

# エ. 個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(規則6条の2【7条】第4号)

上記アからウまでに該当しない事案であっても、一定数以上の大規模な漏えい等については、安全管理措置の観点から特に問題があると考えられるとされています。「「大規模の漏えい等」の「一定数以上」については、これまでに発生した漏えい等事案について、件数の分布や事案の傾向等を踏まえて、基準が検討されました。そして、過去の漏えい等事案の件数の分布と、件数別の事案の傾向(1,000 人を超える事案では、安全管理措置に大きな問題がある傾向にある)を踏まえて、1,000 人が報告対象事態の基準とされました。

「個人データに係る本人の数」は、当該個人情報取扱事業者が取り扱う個人データのうち、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数をいいます。

「個人データに係る本人の数」について、事態が発覚した当初 1,000 人以下であっても、その後 1,000 人を超えた場合には、1,000 人を超えた時点で規則 6条の 2  $\boxed{7}$  条  $\boxed{1}$  第 4号に該当することになります。本人の数が確定できない漏えい等において、漏えい等が発生したおそれがある個人データに係る本人の数が最大 1,000 人を超える場合には、規則 6条の 2  $\boxed{7}$  条  $\boxed{1}$  第 4 号に該当します。

「大規模な漏えい」事案は、過去の漏えい等事案の件数の分布と、件数別の事案の傾向(1,000人を超える事案では、安全管理措置に大きな問題がある傾向にある)を踏まえて、1,000人を基準とすることが考えられることから「1,000人」が基準とされました。。

事例)システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える場合

#### オ. 報告を要しない場合

上記アからエのいずれの報告対象事態に該当する場合であっても、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じた個人データ」については、漏えい等報告が不要です(規則6条の2【7条】第1号)。

暗号化については、漏えい等が発生した場合においても、権限のない第三者が見読することを困難にする措置として有効であり、現行の告示に基づく報告制度においても、「高度な暗号化等の秘匿化」がされた個人データは報告の対象外とされています。また、改正法において、「仮名加工情報である個人データ」は、漏えい等報告の対象外となっています。

そこで、高度な暗号化等の秘匿化がされた個人データについては、漏えい等報告・本 人通知の対象外とされました。

### (2) 個人情報保護委員会への報告義務の主体(通則編ガイドライン 3-5-3-2)

漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う個人情報取扱事業者です。

個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負います。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができます。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除されます(法 22条の2【26条】第1項ただし書、下記(4)参照)。

また、個人データの取扱いを委託している場合であっても、委託元が委託先にその取扱いを委託しておらず、委託元のみが取り扱っている個人データについては、報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになります。

## (3) 個人情報保護委員会への報告(法22条の2【26条】第1項、規則6条の3【8条】)

#### ○速報・確報

_	3 12 1 P 1 P			
Ī	報告の種類	報告期限	報告内容	
Ī	速報	速やかに(概ね3 <sup>~</sup> 5日)	その時点で把握している事項	
Ī	確報	原則:事態を知った日から30日	報告が求められる事項について全	
		※不正の目的をもって行われた行	て報告をする	
		為による漏えい等については、事態		
		を知った日から 60 日		

## ア 報告事項(規則6条の3【8条】第1項、通則編ガイドライン3-5-3-3)

規則6条の3<u>【8条</u>】第1項各号では以下の①から⑨までの事項が個人情報保護委員会への報告事項とされています。報告書の様式(規則の「別記様式第一(第六条の三第三項関係)」)では、それぞれの報告事項について更に下記の細目を定めています。

### ① 概要 (1号)

当該事態の概要について、(i)発生日、(ii)発覚日、(iii)発生事案、(iv)発見者、(v)規則6条の2<u>【7条</u>】各号該当性、(vi)委託元及び委託先の有無、(vii)事実経過(概要、発覚の経緯・発覚後の事実経緯(概要・発覚の経緯・発覚後の事実経緯(時系列))、(viii)外部機関による調査の実施状況(規則6条の2<u>【7条</u>】第3号に該当する場合のみ記載)を記載します。

- ② 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目(2号)
  - 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目について、媒体(紙、電子媒体、その他)、種類(顧客情報、従業員情報、その他の別等)、項目(氏名、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、クレジットカード情報、パスワード、その他)とともに報告します。
- ③ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数 (3号) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数 (人数/うちクレジットカード情報を含む人数) について報告します。
- ④ 原因(4号)

当該事態が発生した原因について、(i)主体(報告者、委託先、不明)、(ii)原因(不正アクセス(攻撃箇所・攻撃手法)、誤交付、誤送信(メールを含む)、誤廃棄、紛失、盗難、従業員不正、その他)、(iii)詳細について報告します。

- ⑤ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容(5号)
  - 当該事態に起因して発生する(i)二次被害の有無(不明の場合はその旨)、(ii)詳細について報告します。
- ⑥ 本人への対応の実施状況 (6号)

当該事態を知った後、本人に対して行った措置(通知を含む)の(i)実施状況(対応済(対応中)/対応予定/予定なし)、(ii)詳細(予定なしの場合は理由を記載)について報告します。

## ⑦ 公表の実施状況 (7号)

当該事態に関する公表の実施状況について報告します。具体的には、(i)事案の公表 (実施済(公表日))、(ii)実施予定(公表予定日)、(iii)公表の方法(ホームページ に掲載/記者会見/報道機関への資料配布/その他)、(iv)公表文について報告しま す。

## ⑧ 再発防止のための措置(8号)

漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置について、実施済みの措置、 今後実施予定の措置(長期に講ずる措置・完了時期を含む)に分けて報告します。

### ⑨ その他参考となる事項(9号)

上記①から⑧までの事項を補完するため、個人情報保護委員会が当該事態を把握する上で参考となる事項を報告します。

個人情報保護委員会への漏えい等報告については、上記①から⑨までに掲げる事項を、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行います。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足ります。

## イ 速報 (規則 6条の 3 【8条】第1項、通則編ガイドライン 3-5-3-3)

個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、個人情報保護委員会に報告しなければなりません。個人情報保護委員会が法 44 条 1 項の規定により報告を受理する権限を事業所管大臣に委任している場合には、当該事業所管大臣に報告しなければなりません。事業所管大臣に報告する場合、報告期限は個人情報保護委員会に報告する場合と同様です。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されますが、個人情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とします。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3~5日以内です。個人情報保護委員会が事態を早急に把握する観点から、「概ね3~5日以内」という記載の「3~5日以内」には、土日・祝日が含まれています(ガイドラインパブコメ回答(概要)13番)。

## ウ 確報 (規則 6条の3 【8条】第2項、通則編ガイドライン3-5-3-4)

個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知った日から 30 日以内(「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」(規則6条の2【7条】第3号、上記(1)ウ)を知った場合には60日以内)に、当該事態に関する報告事項(上記アの①から⑨の事項)を個人情報保護委員会(個人情報保護委員会が法44条1項の規定により報告を受理する権限を事業所管大臣に委任している場合には、当該事業所管大臣)に報告しなければなりません。30 日以内又は60 日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましいです。

「30 日以内」とされているのは、個人情報保護委員会へのこれまでの報告実績を踏まえたものです。これに対して、「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」について「60 日以内」とされているのは、不正アクセス事案等の不正の目的をもって行われた行為による漏えい等については、専門的な調査が必要となることから、他の事案よりも時間的猶予を認めたものです。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、個人情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定に当たっては、その時点を1日目とします。速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、1回の報告で速報と確報を兼ねることができます。確報の報告期限(30日以内又は60日以内)の算定に当たっては、土日・祝日も含めます。ただし、30日目又は60日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日(12月29日~1月3日)の場合は、その翌日を報告期限とします(行政機関の休日に関する法律2条)。

「確報」においては、上記アの①から⑨までの報告事項について<u>全て報告をする必要</u>があります。

確報を行う時点(報告対象事態を知った日から 30 日以内又は 60 日以内)において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとします。

## 

委託先の個人情報取扱事業者は、報告対象事態(規則6条の2<u>【7条</u>】各号)を知った後、速やかに、個人情報保護委員会(個人情報保護委員会が法44条1項の規定により報告を受理する権限を事業所管大臣に委任している場合には、当該事業所管大臣)への報告義務を負っている委託元の個人情報取扱事業者に対して、報告対象事項(上記(3)アの①から⑨の事項)のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告対象義務が免除されます。

委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければなりません。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によりますが、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね 3~5 日以内です。

この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになります。委託元は、通常、 遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告 を行わなければなりません。

なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、 必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められます。

## 5. 本人への通知(法22条の2【26条】第2項)

(1) 通知対象となる事態(規則 6条の52 【7条】、6条の25 【10条】、通則編ガイドライン 3-5-4-1)

個人情報取扱事業者は、報告対象事態(規則6条の2<u>【7条</u>】各号、上記4(1)参照)が生じた場合(上記2(2)ア参照)には、本人に対しても通知を行う必要があります。

#### 【本人通知が必要となる場合】

- ① <u>要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい、滅失若しくは毀損</u>(以下「<u>漏えい等</u>」 という。) が発生し、又は発生したおそれがある事態(規則 6 条の 2 【 7 条】第 1 号)
- ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(例:クレジットカード番号やインターネットバンキングのID・パスワード等の漏えい等の発生またはその発生のおそれ)(同条2号)
- ③ <u>不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生</u>し、又は<u>発生し</u>たおそれがある事態(例:不正アクセスや従業員による持ち出し等)(同条3号)
- ④ <u>個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい</u>等が発生し、又は<u>発生したおそれがあ</u>る事態(同条4号)

ただし、上記①から④のいずれの場合も、「**高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じた個人データ**」については、本人通知は不要とされています。

また、上記4(4)の「**委託元への通知の例外**」(<del>改正</del>法 22条の2<u>【26条】</u>第1項ただし書)に該当する場合も本人への通知は不要です。

#### (2) 通知の主体(通則編ガイドライン 3-5-4-1)

通知義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う個人情報取扱事業者です。

個人データの取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に報告事項(規則6条の3<u>【8条</u>】、上記4(3)アの①から⑨までに掲げる事項)のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除されます。

## (3) 通知のタイミング (規則6条の5 【10条】、通則編ガイドライン3-5-4-2)

個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、**当該事態の状況に応じて速やか**に、本人への通知を行わなければなりません。

「**当該事態の状況に応じて速やかに**」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断します。

以下の事例1)・事例2) については、その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられます。「当該事態の状況に応じて速やかに」本人への通知を行うべきことに変わりはありません。

- 事例 1) インターネット上の掲示板等に漏えいした複数の個人データがアップロードされており、個人情報取扱事業者において当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合
- 事例 2) 漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる 見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

#### (4) 通知事項(規則6条の5【10条】、通則編ガイドライン3-5-4-3)

本人への通知事項は、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において以下の 事項(個人情報保護委員会への報告事項(規則6条の3<u>【8条】</u>、上記4(3)ア①から⑨ までに掲げる自己う)の一部)を通知(規則6条の5【10条】)することとされています。

- ① 概要(規則6条の3【8条】第1号)
- ② 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目(同条2号)
- ③ 原因 (同条4号)
- ④ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容(同条5号)
- ⑤ その他参考となる事項(同条9号)

「その他参考となる事項」(規則6条の3<u>【8条</u>】第9号、上記⑤)とは、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられます。

これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというものではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要があります(上記(3)参照)。

本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであります。

また、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要です。

### 【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】

- 事例 1) 不正アクセスにより個人データが漏えいした場合において、その原因を本人に通知 するに当たり、個人情報保護委員会に報告した詳細な内容ではなく、必要な内容を 選択して本人に通知すること
- 事例 2) 漏えい等が発生した個人データの項目が本人ごとに異なる場合において、当該本人 に関係する内容のみを本人に通知すること

#### (5) 通知の方法(通則編ガイドライン 3-5-4-4)

「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人データの 取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなけれ ばなりません。また、漏えい等報告と異なり、本人への通知については、その様式が法令上 定められていませんが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましいです。

#### 【本人への通知の方法の事例】

- 事例 1) 文書を郵便等で送付することにより知らせること
- 事例 2) 電子メールを送信することにより知らせること
- (6) 通知の例外(法 22 条の2【26 条】第2項ただし書、通則編ガイドライン 3-5-4-5) 本人への通知を要する場合であっても、本人への通知が困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずることによる対応が認められます。

#### 【本人への通知が困難な場合に該当する事例】

- 事例 1) 保有する個人データの中に本人の連絡先が含まれていない場合
- 事例 2) 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合

#### 【代替措置に該当する事例】

事例 1) 事案の公表 (※1・※2)

- 事例 2) 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにすること
- (※1)代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、当該事態の内容等に応じて、 二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましいです。
- (※2)公表すべき内容は、個別の事案ごとに判断されますが、本人へ通知すべき内容を基本とします。

#### 6. マイナンバー(特定個人情報)の漏えい等

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)上は特定個人情報(個人番号(マイナンバー)を含む個人情報)の漏えい等報告の規定は現在もありますが(同法29条の2)が、令和2年改正法により、報告対象事案が個人情報保護法に平仄を合わせる形で明確化されるとともに、本人への通知の規定が追加されます(同条2項)。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等する報告等に関する規則」において報告対象事案(2条)・報告対象事項・時期(3条)、他の個人番号利用事務等実施者への

通知(4条)、本人に対する通知(5条)、報告の様式(別記様式)が定められます。また、 改正後の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に具体的な事 例や体制整備について規定されています。

## (1)報告対象事案

個人番号については、①不正の目的をもって行われた行われたおそれのある特定個人情報の漏えい等が発生又は発生するおそれのある事態のほか、②不正の利用の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態、③不正の目的をもって、特定個人情報が提出され、又は提出されたおそれがある事態といった、特定個人情報の不正利用目的の「漏えい等(おそれ)」のほか「利用・提供(おそれ)」も「1人」の特定個人情報に関しても報告対象事案となります。

不正の目的がない場合でも「**100人**」を超える①特定個人情報の漏えい等の発生又は発生のおそれのある事態、②番号法9条に違反して利用又は利用のおそれのある事態、③番号法19条に違反して提供又は提供のおそれのある事態が報告対象事案となります。

さらに、保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により「**不特定多数の者**」に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態も報告対象事案となります。

個人データの場合と同様に、上記のいずれの事態においても、「**高度な暗号化その他の個 人の権利利益を保護するために必要な措置を講じた場合**」は報告対象事態となりません。

#### ○個人情報保護委員会への報告対象事態

○個人情報保護委員会への報告対象事態			
対象人数	個人データ	特定個人情報	
1人でも対象となる事態	1 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 2 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 3 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態	1 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、 又は発生したおそれがある事態 2 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態 3 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態	
100 人を超え る場合に対 象となる事 態		(不正の目的がない場合でも) 1 特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 2 特定個人情報が法9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある事態 3 特定個人情報が法19条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある事態	
1000 人を超 える場合に 対象となる 事態	(1人でも対象となる事態以外の)個人 データの漏えい等が発生し、又は発生し たおそれがある事態	_	
不特定多数	該当なし	個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態	

※上記のいずれの事態においても、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を 講じた場合」は報告対象事態とならない。

## (2)個人データと同じ手続・措置

漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置 (3参照)、個人情報保護委員会への報告義務の主体 (2) 参照)、個人情報保護委員会への報告(報告時期(速報・確報)・報告事項) (4) (3) 参照)、本人への通知 (5) 参照)、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置は、個人データと同じです。

なお、確報のうち、「事態を知った日から 60 日以内」(※原則は 30 日以内) に提出することを要する事態は、①不正目的をもって個人データ/特定個人情報が漏えい等された場合又はそのおそれがある場合、②不正目的をもって特定個人情報が漏えい等、利用、第三者提供された場合又はそのおそれがある場合です。

Q10. オプトアウト制度が強化されるとのことですが、どのような内容となりますか。 また、個人データの共同利用の制度はどのように変わりますか。

A 平成27年改正により、名簿屋対策の観点でオプトアウトによる個人データの第三者提供が厳格化しました。今回の改正は、さらに、その執行を実行化あらしめるためで、①オプトアウト手続を利用する個人情報取扱事業者について氏名・名称、住所、法人の代表者などが個人情報保護委員会への届出事項として追加されるとともに、②不正な手段で取得した個人情報を含む個人データやオプトアウト手続で取得した個人データについて、オプトアウト手続が利用できなくなります。また、オプトアウトによる第三者提供に限りませんが、第三者提供の記録が開示義務の対象となります。

個人データの共同利用についても、オプトアウトと同様に、責任者の住所・法人の代表者に ついてあらかじめ通知または知り得る状態にすることが求められるようになります。

## 第1. オプトアウト制度に関する改正

## 1 オプトアウトの対象となる個人データの限定(法23条【27条】2項)

現行法では、要配慮個人データに該当する個人データがオプトアウトの対象外とされています。

改正法では要配慮個人データに該当する個人データに加えて、以下の個人データがオプトアウトの対象外とされます(法 23 条【27 条】 2 項ただし書)。

- 不正な手段で取得(同法17条【20条】) した個人情報を含む個人データ
- オプトアウト手続で取得した個人データ

個人情報保護委員会が行った実態調査において明らかとなった課題は、適正に取得していないと思われる個人データをオプトアウト規定により流通させる等、個人の権利利益保護の観点から問題のある取扱いです。

具体的には、名簿屋の個人情報の取得については、判明している限りにおいて、第三者から提供を受けて取得するケースが大半を占めています。名簿屋に持ち込まれる名簿の中には、本人が提供した覚えのない形で流通しているような名簿が含まれている実態があり、提供者が違法に持ち出したり、不正の手段で取得している名簿も含まれているとみられます。名簿を取得する名簿屋においても、提供者が不正の手段で取得していることを知り、又は容易に知り得るケースがあるものとみられます。

また、いわゆる名簿屋同士で名簿が取引されることもあります。平成29年度に委員会が実施した個人情報の第三者提供事業等に係る実態調査では、オプトアウト届出を行っている事業者約30者を対象としてヒアリング等を行ったところ、<u>半数近い事業者が同業者間で個人情報の取引を行っている</u>ことが判明しました。

さらに、名簿屋を含むオプトアウト届出事業者は、個人データの第三者提供の際、又は第三者提供を受ける際に確認・記録義務を負うところ(法第25条【29条】、第26条【30条】)、その義務を履行していない事業者もありました。

このように、名簿の流通により本人の関与が困難となっている現状を踏まえ、制度改正大綱では、オプトアウト届出事業者によって個人情報が不適切に取得されることがないよう、個人の権利利益を保護する観点から、<u>オプトアウト規定に基づいて本人同意なく第三者提供できる個人データの範囲をより限定していくこととされました。</u>

なお、オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる再提供の禁止や、不正取得された個人データのオプトアウトによる提供の禁止については、当該個人データの全部又は一部を複製・加工したものについても適用があるため、注意を要します(通則編ガイドライン(通則編ガイドライン3-6-2-1(※7))。

#### 2 本人への通知等事項・届出対象事項の追加

#### (1) 追加事項

令和2年改正法では、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出るべき事由が以下のとおりとなる(法23条【27条】 2項各号、規則7条【11条】4項各号)。下線を引いているものが改正により追加されるものです。追加事項は、下記の①・④・⑧・⑨です。

- ① 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、 その代表者又は管理人)の氏名(法23条【27条】2項1号)(新設)
- ② 第三者への提供を利用目的とすること。(同項2号)
- ③ 第三者に提供される個人データの項目(同項3号)
- ④ 第三者に提供される個人データの取得の方法(同項4号)(新設)
- ⑤ 第三者への提供の方法(同項5号)
- ⑥ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。(同項6号)
- ⑦ 本人の求めを受け付ける方法(同項7号)
- <u>⑧</u> <u>第三者に提供される個人データの更新の方法(同項8号、規則9条【13条】4項</u> 1号)(新設)
- 9 <u>9</u> 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日(法23条1項8号、 規則7条【11条】4項2号)(新設)

オプトアウト届出に関しては、現行法上、事業者の住所等の基本的な事項が法定の届出事項となっていないことから、届出後、一定期間経過後に住所変更等により連絡がつかなくなる場合があります。個人情報保護委員会によれば、平成31年4月に委員会が実施したオプトアウト届出事業者の実態調査において、同年3月31日時点の全158者に調査票を郵送したところ、所在不明により6者の事業者とは連絡がとれなかったとのことです。

そこで、適正な執行の確保等といった観点から、<u>事業者の名称や住所といった基本的事項を届出事項として追加するとともに、変更があった場合の届出を求め、委員会がオプトアウト届出事業者の所在を把握できるようにすることとされました(上記①)。</u>

「④第三者に提供される個人データの取得の方法」は、オプトアウトにより第三者に提供される個人データについて取得元(取得源)と取得方法を示す必要があります(通則編ガイドライン 3-6-2-1(4))。たとえば、「新聞・雑誌・書籍・ウェブサイトの閲覧による取得」や「官公庁による公開情報からの取得」と記載します。

「⑧第三者に提供される個人データの更新の方法」は、第三者に提供される個人データを どのように更新しているか記載します(通則編ガイドライン3-6-2-1(8))。

「⑨当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日」は、新規の届出の場合には、オプトアウトによる第三者提供を開始する予定日を記入します。変更届の場合には、変更届に基づいて第三者提供を開始する予定日を記入します(通則編ガイドライン 3-6-2-1(9))。

### (2) 変更方法

令和2年改正法の施行日(令和4年4月1日)以前は、上記(1)のうち、③・⑤・⑦に関する事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならないとされています(令和2年改正法による改正前の法23条【27条】3項)。

 ようとするときは「あらかじめ」、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければなりません(法 23 条  $\boxed{27}$  条  $\boxed{3$  項)。

## 3 第三者提供記録義務の開示義務化

(1) 第三者提供記録の開示義務

個人データの第三者提供をする場合は、「個人データの第三者提供に係る記録」(法 25 条 【29 条】1 項) および「個人データの第三者提供を受ける際の確認の記録」(法 26 条 3 項)を必ず作成する必要があります。

改正法では、「個人データの第三者提供に係る記録」(法 25 条【29 条】1 項) および「個人データの第三者提供を受ける際の確認の記録」(法 26 条【30 条】3 項)(第三者提供記録)が開示義務の対象とされます。(法 28 条【33 条】5 項)

平成27年改正法においては、第三者提供に係る確認記録が義務付けられることとなりました。この確認義務は、①不正の手段によって取得された個人情報が転々流通することを防止し、また、②記録の作成・保存の義務により、個人情報の流通に係るトレーサビリティの確保を図るものです。しかしながら、この「個人情報の流通に係るトレーサビリティ」は、あくまでも監督機関から見たトレーサビリティの確保であって、本人からみたトレーサビリティは担保されませんでした。

個人情報の流通に係るトレーサビリティについては、本人にとって利用停止権や請求権を行使する上で、必要不可欠な要素です。実際、委員会が設置している相談ダイヤルには、個人情報の取得元の開示を求めることはできないかという相談や、取得元の開示を求める制度を作るべきであるという意見が多く寄せられました。

そこで、改正法では、第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象 とすることとされました。

なお、第三者提供時の確認記録の開示義務化は、条文上はオプトインの同意の場合も適用され得ますが、この場合は、個人情報保護委員会の『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)』において、「2-2 解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供」に該当するものとして、そもそも確認記録を作成しない場合が多いです。

- (2) 第三者提供記録の開示義務の例外
- 以下の場合は開示義務の対象となる第三者提供記録から除外されます(令9条<u>【11条</u>】 各号)。
- ① 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
  - 事例) 犯罪被害者支援や児童虐待防止を目的とする団体が、加害者を本人とする個人データの提供を受けた場合に作成された記録
- ② 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
  - 事例) 暴力団等の反社会的勢力による不当要求の被害等を防止するために、暴力団等の反社会的勢力に該当する人物を本人とする個人データの提供を受けた場合に作成された記録
- ③ 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは 国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益 を被るおそれがあるもの
  - 事例)要人の警備のために、要人を本人とする行動記録等に関する個人データの提供を受けた場合に作成された記録
- ④ 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の

安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

事例) 警察の犯罪捜査の協力のために、事前に取得していた同意に基づき、犯罪者を本人 とする個人データの提供を行った場合に作成された記録

(3) 第三者提供記録の開示の方法(法 28 条【33 条】5 項、同条 1 項、規則 18 条の 6 <u>【30</u>条】、通則編ガイドライン 3-8-3-2)

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法のうち本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該第三者提供記録を開示しなければなりません。

個人情報取扱事業者が第三者提供記録を本人に開示するに当たっては、法において記録 事項とされている事項を本人が求める方法により開示すれば足り、それ以外の事項を開示 する必要はありません。例えば、契約書の代替手段による方法で記録を作成した場合には、 当該契約書中、記録事項となっている事項を抽出した上で、本人が求める方法により開示す れば足り、契約書そのものを開示する必要はありません。

(4) 第三者提供記録の不開示事由等(法 28 条【33 条】5 項、同条 2 項・3 項、通則編ガイドライン 3-8-3-3)

第三者提供記録を開示することにより次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、 その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたと き又は請求に係る第三者提供記録が存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しな ければなりません。また、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本 人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行わなければなりません。

- ア 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれる場合 第三者提供記録を本人に開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産そ の他の権利利益を害するおそれがある場合は、当該第三者提供記録の全部又は一部を 開示しないことができます。
  - 事例 1) 第三者提供記録に個人データの項目として本人が難病であることを示す内容が 記載されている場合において、当該第三者提供記録を開示することにより、患者本人 の心身状況を悪化させるおそれがある場合
- 事例 2) 企業の与信判断等に用いられる企業情報の一部として代表者の氏名等が提供され、第三者提供記録が作成された場合において、当該第三者提供記録を開示することにより、提供を受けた第三者が与信判断、出資の検討、提携先・取引先の選定等を行っていることを含む秘密情報が漏えいするおそれがある場合
- イ 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 第三者提供記録を本人に開示することにより、個人情報取扱事業者の業務の適正な 実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、当該第三者提供記録の全部又は一部 を開示しないことができます。他の事業者と取引関係にあることが契約上秘密情報と されている場合であっても、記録事項そのものを開示することについては、直ちにこれ に該当するものではなく、個別具体的に判断する必要があります。
  - 事例) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、 事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくな る等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ウ 他の法令に違反することとなる場合

第三者提供記録を本人に開示することにより、他の法令に違反することとなる場合は、当該第三者提供記録の全部又は一部を開示しないことができます。

事例 ) 刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 134 条 (秘密漏示罪) に違反することとなる場合

#### 4. 施行期日・経過規定

本規定は、原則どおり、令和4年(2022年)4月1日に施行されます。

ただし、令和3年(2021年)10月1日以降に、以下の事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができます。この場合、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなされます。(令和2年改正法附則2条、改正規則附則1条3号)

- 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名・名称、住所、法人の場合はその代表 者の氏名(法23条【27条】2項1号)
- 第三者に提供される個人データの取得の方法(法23条【27条】2項4号)
- その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で 定める事項(法23条【27条】2項8号)
- 個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人の代表者の氏名に関する事項(法23条【27条】5項3号)について、施行日前に、本人に通知されているときは、 当該通知は、同号の規定により行われたものとみなされる(令和2年改正法附則3条)。

## 5. 執行の強化

オプトアウト規定については、平成27年改正法により改正前の手続に加え、個人情報保護委員会への届出義務が創設された。制度としては一定程度有効に機能しているものと評価されます。

しかしながら、これまで委員会が行った実態調査では、<u>確認・記録義務の履行が不十分な業者や未だ届出のない事業者が存在する</u>ことが分かりました。また、本人がオプトアウトの要否を判断する手がかりとなる、<u>オプトアウト手続に関する委員会への届出の内容と実際の業況が異なる業者が存在する</u>ことも判明しています。さらに、本人が、第三者提供後の用途を考慮しオプトアウト手続をとる上で必要十分な具体性のある内容が提供されているかどうかという点で、懸念があります。

制度改正大綱では、このような実態を踏まえ、委員会においては、届出を行っている全事業者に対し、届出書の記載内容の確認を求め、必要に応じて再届出を行わせています。<u>今後</u>も指導等を行った事業者の業務実態や未届事業者の把握を継続的に行うなど、執行による名簿屋対策の徹底を進め、個人情報保護法に適合しない形で名簿等が取り扱われている場合には必要な措置をとっていくこととされています。

# 第2. 個人データの共同利用に関する改正

## 1. あらかじめ本人に通知し、本人が容易に知り得る状態に置く事項の追加

令和2年改正法の施行日(令和4年4月1日)以降は、個人データの共同利用(法23条【27条】5項3号)について、あらかじめ本人に通知し、本人が容易に知り得る状態に置く事項として、個人データの管理について責任を有する者の「住所」、「(法人の場合は)代表者の氏名」が追加されます。

【改正後の共同利用にあたって本人に通知・知り得る状態に置く事項】

- ①特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される旨
- ②共同して利用される個人データの項目
- ③共同して利用する者の範囲
- ④利用する者の利用目的

⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び<u>住所並びに法人にあ</u>っては、その代表者の氏名(下線部追加)

## 2. 変更方法

令和2年改正法の施行日(令和4年4月1日)以前は、個人情報取扱事業者は、「共同利用する者の利用目的」又は「個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称」を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならないこととされています(令和2年改正法による改正前の法23条【27条】6項)。

令和2年改正法の施行日(令和4年4月1日)以降は、個人情報取扱事業者は、個人データを共同利用する場合において、「個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があったときは「**遅滞なく**」、当該変更後の内容について、「共同利用する者の利用目的」又は「当該責任を有する者」を変更しようとするときは「**変更する前**」に、変更しようとする内容について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならなくなります(法 23 条【27 条】6項、通則編ガイドライン 3-6-3(3))。

なお、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することができます。

## Q11. 域外適用に関してはどのような改正がなされますか。

A 改正法では、外国事業者に対しても個人情報保護委員会からの報告徴収、命令ができるようになり、国内事業者とのイコールフッティングを図られます。

## 【改正の方向性】

- GDPRのような代理人の設置義務は求められていない。
- ・ 日本国内にある者に係る個人情報、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報を 取り扱う外国の事業者を、罰則によって担保された報告徴収及び命令の対象とする。
- 事業者が命令に従わなかった場合には、その旨を個人情報保護委員会が公表できることとする。
- 個人情報保護委員会による外国の事業者に対する立入検査を可能とする。
- ・ 外国主権との関係から、他国の同意がない限り、他国領域内における公権力の行使は できないため、必要に応じて、外国当局との執行協力を行っていく。
- ・ 内外の事業者に対して実効的に権限を行使し、かつ、適正手続を担保するため、領事 送達・公示送達等の送達に関する手続を具体化している。

## 1. 法文上の規律

# (1)域外適用(法75条【166条/171条】、通則編ガイドライン5-1)(改正)

#### ア総論

個人情報保護法は、「個人情報取扱事業者等」が、国内にある者に対する物品又は役務の 提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されること となる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工 情報を、外国において取り扱う場合についても、適用されます(法75条)。

「個人情報取扱事業者等」とは、個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者をいいます(法 40 条 1 項)。

本規定は、平成27年改正で設けられましたが、今回の改正により、外国にある「個人関連情報取扱事業者」および「仮名加工情報取扱事業者」に関する規律についても域外適用されることになります。

法 75 条【166 条/171 条】により法の適用を受ける外国事業者が、法に違反した場合には、個人情報保護委員会が指導、助言、勧告又は命令等を行うことができます。

#### イ 「外国にある個人情報取扱事業者」

外国にのみ活動拠点を有する個人情報取扱事業者等(日本から海外に活動拠点を移転した個人情報取扱事業者等を含む。)に限られず、例えば、日本に支店や営業所等を有する個人情報取扱事業者等の外国にある本店、日本に本店を有する個人情報取扱事業者等の外国にある支店や営業所等も含まれます。

#### ウ 「物品又は役務の提供」

「物品又は役務の提供」の対象となる「国内にある者」と「個人情報」の本人である「国内にある者」については、必ずしも同一である必要はありません。例えば、外国にある個人情報取扱事業者が、国内にある者 A を本人とする個人情報が記載された名簿を国内にある者 B に販売することに関連して、当該個人情報を取り扱う場合、域外適用の対象となります。

「物品又は役務の提供」に対して、本人から対価が支払われるか否かは問われません。

#### エ 適用場面

通則編ガイドライン 5-1 には以下のとおり、「域外適用の対象となる事例」及び「域外適用の対象とならない事例」が記載されています。

#### 【域外適用の対象となる事例】

- 事例 1) 外国のインターネット通信販売事業者が、日本の消費者に対する商品の販売・配送 に関連して、日本の消費者の個人情報を取り扱う場合
- 事例 2) 外国のメールサービス提供事業者が、日本の消費者に対するメールサービスの提供 に関連して、日本の消費者の個人情報を取り扱う場合
- 事例 3) 外国のホテル事業者が、日本の消費者に対する現地の観光地やイベント等に関する 情報の配信等のサービスの提供に関連して、日本にある旅行会社等から提供を受け た日本の消費者の個人情報を取り扱う場合
- 事例 4) 外国の広告関連事業者が、日本のインターネット通信販売事業者に対し、当該インターネット通信販売事業者による日本の消費者に対するキャンペーン情報の配信等のサービスの提供に関連して、当該インターネット通信販売事業者が保有する日本の消費者の個人データと結び付けることが想定される個人関連情報を提供する場合
- 事例 5) 外国のアプリ提供事業者が、日本の消費者に対するサービスの提供に関連して、新 サービスの開発のために、日本の消費者の個人情報を用いて作成された仮名加工情 報を取り扱う場合
- 事例 6) 外国のインターネット通信販売事業者が、日本の消費者に対する商品の販売又はサービスの提供に関連して、傾向分析等を行うために、日本の消費者の個人情報を用いて作成された匿名加工情報を取り扱う場合

#### 【域外適用の対象とならない事例】

- 事例) 外国にある親会社が、グループ会社の従業員情報の管理のため、日本にある子会社の 従業員の個人情報を取り扱う場合(※)
  - (※)日本にある子会社が外国にある親会社に対して従業員の個人データを提供するためには、法24条【28条】に従い、本人の同意を取得するなど外国にある第三者に個人データを提供するための措置を講ずる必要があります。

#### (2) 報告及び立入検査(法 40条【143条/146条】1項)(改正)

個人情報保護委員会は、前三節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、「個人情報取扱事業者等」<u>その他の関係者</u>に対し、個人情報、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等<u>その他の関係者の事務所</u>その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができます(下線部が改正箇所)。

改正法により、(外国にある者も含め)「個人関連情報取扱事業者」および「仮名加工情報 取扱事業者」による「個人関連情報」および「仮名加工情報」の取扱いも報告・立入検査の 対象となります。

また、「その他関係者」に対して報告・資料の提出を求め、「その他の関係者の事務所」も立入検査の対象となります。

「その他の関係者」には個人情報取扱事業者である外国事業者の役職員が含まれ、「その他の関係者の事務所」には個人情報取扱事業者である外国事業者の国外の本支店が含まれるものと考えられます。制度改正大綱では、個人情報保護委員会による外国の事業者に対する立入検査を可能とするとされているところです。

### (3) 命令違反の公表(法 42条【145条/148条】4項)(新設)

個人情報保護委員会は、法 42 条 2 項または 3 項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等 (個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者) がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

# (3) 送達等の規定の整備(法 58条の2【158条/161条】から法 58条の5【161条/164条】まで)

内外の個人情報取扱事業者等に対して実効的に権限を行使し、かつ、適正手続を担保する ため、領事送達・公示送達等の送達に関する手続が規定されました。

- 第58条の2【158条/161条】(送達すべき書類)
- 第58条の3【159条/162条】(送達に関する民事訴訟法の準用)
- 第58条の4【160条/163条】(公示送達)
- 第58条の5【161条/164条】(電子情報処理組織の使用)

# (5) 国際約束の誠実な履行等(法78条の2【168条/173条】)(新設)

個人情報保護法の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければなりません。

制度改正大綱において、外国主権との関係から、他国の同意がない限り、他国領域内における公権力の行使はできないため、必要に応じて、外国当局との執行協力を行っていくとされていることに鑑みて置かれた規定であると考えられます。

# (6) 施行期日

上記(1)から(5)までの改正は、原則通り、令和3年(2022年)4月1日に施行されます(令和2年改正法附則1条本文)。

## 2. 政府参考人答弁(衆議院内閣委員会(令和2年(2020年)5月22日))

今回の改正では、御紹介いただきましたとおり、外国事業者に対しても委員会からの報告徴収、命令ができるようになりまして、国内事業者とのイコールフッティングを図るものでございます。

外国事業者が報告徴収や命令に違反した場合には罰則の適用もあり得ますけれども、 日本の当局が外国で立入検査や取調べを行うことは、外国主権との関係でも困難な場合 もございます。

そのような場合に備えまして、今回の改正におきましては、事業者が命令に違反した場合には委員会がその旨を公表できるということにしておりまして、公表によって命令の 実効性を担保することとしております。

また、法律上、外国当局との執行協力もできることになっておりまして、こういったツールを使って監督の実効性を上げていきたいというふうに思います。

これまでも委員会では外国事業者に対する指導や監督も行ってきておりまして、引き続きしっかり実効的な監督に取り組んでいきたいというふうに思います。

#### 3. 代理人の設置義務

改正法では、GDPR のように、域外適用の場合、外国事業者に日本国内に代理人を置くような義務は設けられていません。

Q12. 越境データ移転(外国にある第三者への個人データの提供の制限)に関してはどのような改正がなされますか。

A 平成27年改正により、越境データ移転のための規律として、外国にある第三者への個人データの提供の制限に関する規律が設けられました。改正法は、越境移転を行う事業者において移転先の環境を認識してもらうために、提供する事業者に、外国の個人情報保護制度につきまして、参考となる情報を提供することを義務付けるものです。

#### 【改正の方向性】

- ・ 中国のサイバーセキュリティ法のように、国内サーバ保存の義務付けはなされない。
- ・ 移転元となる個人情報取扱事業者に対して 本人の同意を根拠に移転する場合は、 移 転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個 人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める。
- ・移転先事業者において継続的な適正取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合には、本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供を行うことが求められることになる。具体的には、法 24 条【28 条】の「個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準」の要件を満たす場合には、人情報保護法 24 条【28 条】ではなく、同法 23 条【27 条】が適用され、「個人データの海外の取扱いの委託先」や「海外の個人データの共同利用先」には、個人情報保護法 23 条【27 条】5項1号(個人データの取扱いの委託)・3号(個人データの共同利用)に基づき、「第三者」には該当しないものとして、本人の同意なく提供が可能となるが、当該「個人データの海外の取扱いの委託 先」や「海外の個人データの共同利用先」に関する情報提供を求める改正であると考えられる。
- ・ 過重な負担とならないように、提供する情報の内容や提供の方法等について具体的に 検討される。

#### 1. 改正の背景

平成 27 年改正法による改正前の法 23 条は、第三者に対する個人データの提供に関する ルールを定めてはいたが、が、第三者が国内にあるのか、外国にあるのかの区別をしていま せんでした。

しかし、経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増加しており、外国への個人データの移転について一定の規律を設ける必要性が増大してきたこと、また個人情報の保護に関する国際的な枠組み等との整合を図ること(GDPR による十分性制の認定を取得する等)を理由に、平成27年改正法による改正後の法24条に新たに外国にある第三者に対する個人データの提供に関する規定が設けられました。

さらに、海外への業務委託の一般化やビジネスモデルの複雑化が進み、個人情報の越境移転の機会が広がる中、個人データの越境移転に伴うリスクも変化しつつあります。

これまで、データ保護関連法制については、多くの国々で、OECDプライバシー・ガイドラインに準拠する形で行われてきたが、近年、データ保護関連法制が途上国を含め世界に広がる中で、一部の国において国家管理的規制がみられるようになっています。データの国内での保存等を義務付けるデータ・ローカライゼーション(中国のサイバーセキュリティ法やロシアの連邦法 152-FZ(個人情報保護法)等)や、民間のデータに対する制限のないガバメント・アクセスに係る海外の立法例(中国の国家情報法等)はその一例と考えられます。

個人情報の越境移転の機会が広がる中で、こうした国や地域における制度の相違は、個人やデータを取り扱う事業者の予見可能性を不安定なものとし、個人の権利利益の保護の観点からの懸念も生じる。例えば、データ・ローカライゼーション政策との関係から、本人による個人データの消去の請求に越境移転先の事業者が対応することができないおそれや、外国政府による無制限なガバメント・アクセスによって、我が国で取得され越境移転された個人データが不適切に利用されるおそれがあります。こうした国家管理的規制は、個人の権利利益の保護の観点から看過しがたいリスクをもたらすおそれがあります。

このようなリスクの変化に対応する観点から、令和2年改正法により、個人データの越境 移転に関する本人への情報提供の充実等が求められることとなりました。

具体的には、令和2年改正法による改正後は、移転元となる個人情報取扱事業者に対して本人の同意を根拠に移転する場合は、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求めることになります (法 24 条【28 条】 2 項、 3 項)。また、移転先事業者において継続的な適正取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合にあっては、本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供を行うことになります。

# 2. 総論

個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者に提供するに当たっては、法第24条【28条】1項に従い、次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要があります。

- ア. 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則で定める国にある場合(令和2年改正により、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならなくなります。)
- イ. 当該第三者が、個人データの取扱いについて法第4章第1節<u>【第2節】</u>の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(「相当措置」)を

継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合(令和2年改正により、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならなくなります。)

- ウ. 次の①から④までのいずれかに該当する場合(法23条【27条】1項各号関係)
  - ①法令(※日本の法令に限られる)に基づいて個人データを提供する場合(同条1号)
  - ②人(法人を含む。)の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるお それがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同 意を得ることが困難である場合(同条2号)
  - ③公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(同条3号)
  - ④国の機関等が法令(日本の法令に限られる)の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合(同条4号)

すなわち、外国にある第三者への個人データの提供の場合には、法 23 条【27 条】に おいて認められる以下の第三者提供の方法は原則として認められません。

# 【外国にある第三者への提供において原則として認められない個人データの提供方法】

- ① (外国にある第三者への提供か明確ではない単なる)本人の事前の同意(法 23 条【27 条】1項)
- ② オプトアウトの方法を利用する場合(法23条【27条】2項~4項)
- ③ 個人情報保護法23条5項各号に該当する場合(法23条【27条】5項各号)
- (i)個人データの取扱いの全部又は一部の委託 (1号)
- (ii)合併等の事業の承継に伴って個人データが提供される場合(2号)
- (iii)個人データを特定の者との間で一定の条件の下共同して利用する場合(3号)

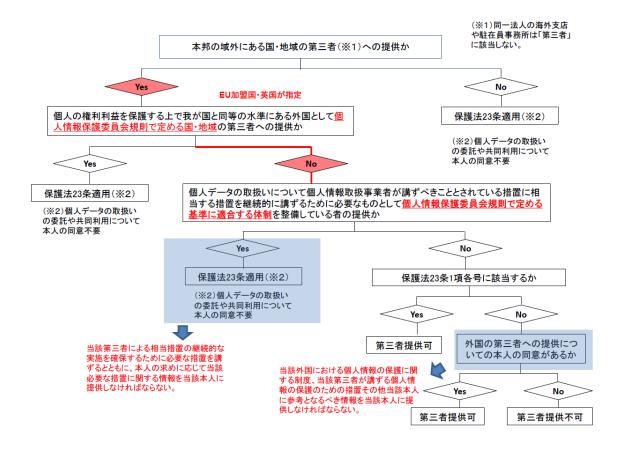
あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得た場合、及び、上記ウの①から④までに該当する場合(法23条【27条】1項各号)には、外国にある第三者への提供が認められることになります。

上記ア及びイに該当する場合には、これだけで外国にある第三者への提供が認められることにはならず、法 24条【28条】ではなく、法 23条【27条】の規律が適用されることになります。

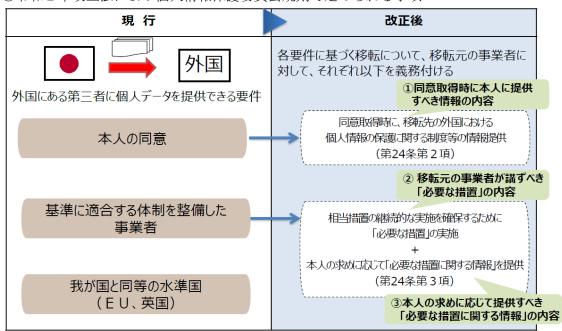
すなわち、上記アの場合、当該第三者が所在する国は、法 24 条 1 項における「外国」に該当しないことになります。また、上記イの場合、当該第三者は、法 24 条 【28 条】 1 項における「第三者」に該当しません。したがって、これらの場合には、法 24 条 【28 条】 1 項の適用がないため、個人情報取扱事業者は、当該第三者への個人データの提供に際して、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要はありません。ただし、当該第三者への個人データの提供に当たっては、法 23 条 【27 条】の規定による次の(ア)から(エ)のいずれかの方法による必要があります。

- (ア) 本人の同意に基づき提供する方法(法 23 条【27 条】1 項柱書)
- (イ) 法23条【27条】1項各号に掲げる場合により提供する方法
- (ウ) オプトアウトにより提供する方法(法23条【27条】2項)
- (エ)委託、事業承継又は共同利用に伴って提供する方法(法 23 条【27 条】5 項各号)

# ○外国にある第三者への個人データの提供



○令和2年改正法により個人情報保護委員会規則で定められる事項



※この他、「法令に基び場合」等の例外要件あり。 出所:個人情報保護委員会規則

3. 同意取得時に、移転先の外国における個人情報に関する制度等の情報を提供した上で外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意がある場合(法 24 条【28 条】1 項・2 項)

「あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意がある場合」は、個人情報取扱事業者は外国にある第三者に対して個人データを提供することができます(法 24 条 【26 条】 1 項)。

個人情報取扱事業者は、この外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、①当該外国の名称、②適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、③当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について当該本人に提供しなければなりません(法 24 条【28 条】 2 項、規則 11 条の 3【17 条】第 2 項)。(令和 2 年改正法での追加要件)

(1) 外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意(法 24 条【28 条】 1項)

ここでいう「本人の同意」とは、本人の個人データが、個人情報取扱事業者によって外国 にある第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいいます。

法 23 条【27 条】 1 項の「本人の同意」がある場合でも、「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」がなければ外国にある第三者には個人データを移転することはできません。

「本人の同意を得(る)」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりません。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、 成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権 者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

令和2年改正法により、外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際に、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護

のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならなくなります(法24条【28条】2項)。

この情報を提供を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法 その他の適切な方法によります(規則11条の3【17条】第1項)。規則11条の3【17条】 第2項から第4項までの規定により求められる情報(下記(3)から(5)参照)が掲載されたWebページが存在する場合に、当該WebページのURLを自社のホームページに 掲載し、当該URLに掲載された情報を本人に閲覧させる方法も、「適切な方法」に該当す ると考えられます。この場合、例えば、当該URLを本人にとって分かりやすい場所に掲載 した上で、同意の可否の判断の前提として、本人に対して当該情報の確認を明示的に求める など、本人が当該URLに掲載された情報を閲覧すると合理的に考えられる形で、情報提供 を行う必要があると考えられます。(ガイドラインパブコメ回答(概要)46番)

## (2) 外国にある第三者(外国第三者提供編ガイドライン2-2)

「外国にある第三者」の「第三者」とは、個人データを提供する個人情報取扱事業者と当該個人データによって識別される本人以外の者であり、外国政府などもこれに含まれる。具体的には、次のように該当性が判断されます。

法人の場合、個人データを提供する個人情報取扱事業者と別の法人格を有するかどうかで「第三者」に該当するかを判断します。

例えば、日本企業が、外国の法人格を取得している当該企業の現地子会社に個人データを 提供する場合には、当該日本企業にとって「外国にある第三者」への個人データの提供に該 当しますが、現地の事業所、支店など同一法人格内での個人データの移動の場合には「外国 にある第三者」への個人データの提供には該当しません。

事例) 外資系企業の日本法人が外国にある親会社に個人データを提供する場合、当該親会社は「外国にある第三者」に該当する。

# (3) 同意取得時に本人に提供すべき情報の内容(法 24 条【28 条】 2 項、規則 11 条の 3 【17 条】第 2 項、外国第三者提供ガイドライン編 5-2)

法24条【28条】1項の規定により外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、本人に対し、次の①から③までの情報を提供しなければなりません。

- ① 当該外国の名称
- ② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- ③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

法 24 条【28 条】 2 項の趣旨は、移転先の外国における個人情報の保護に関する制度や移転先の第三者による個人情報の取扱いを含む移転先の状況の多様性等に起因する、個人データの越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めることにあります。

# ア. 当該外国の名称 (規則 11条の 2 【16条】第 2 項 1 号) (上記①)

提供先の第三者が所在する外国(本邦の域外にある国又は地域<u>をいい、我が国と同等</u>の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるもの(現時点では EU 加盟国及び英国)を除く。)の名称をいいます。必ずしも正式名称を求めるものではありませんが、本人が自己の個人データの移転先を合理的に認識できると考えられる名称でなければなりません。

ここでいう「外国の名称」の情報提供においては、提供先の第三者が所在する外国の 名称が示されていれば足り、それに加えて、当該第三者が所在する州等の名称を示すこ とまでは求められません。もっとも、個人データの越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨を踏まえると、例えば、州法が主要な規律となっている等、州法に関する情報提供が本人の予測可能性の向上に資する場合には、本人に対して、提供先の外国にある第三者が所在する州を示した上で、州単位での制度についても情報提供を行うことが望ましいです。

外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得する際に、 提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合の取扱いについては、下記4(提供 先の第三者が所在する外国が特定できない場合)を参照のこと。

# イ.「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」(規則11条の3【17条】第2項2号)(上記②)

## (I)「適切かつ合理的な方法」

「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものでなければなりません。

# 【適切かつ合理的な方法に該当する事例】

事例 1) 提供先の外国にある第三者に対して照会する方法

事例 2) 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法

## (II)「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」

個人データの越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという 制度趣旨に鑑み、「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、 提供先の第三者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度と我が国の法 (個人情報の保護に関する法律)との間の本質的な差異を本人が合理的に認識でき る情報でなければならず、具体的には、次の(ア)から(エ)までの観点を踏まえる 必要があります。

なお、ここでいう「当該外国における個人情報の保護に関する制度」は、当該外国における制度のうち、提供先の外国にある第三者に適用される制度に限られ、当該第三者に適用されない制度は含まれません。

#### (ア) 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無

提供先の第三者が所在する外国における制度に、当該第三者に適用される個人情報の保護に関する制度が存在しない場合、そのこと自体が個人データの越境移転に伴うリスクの存在を示すものであることから、個人情報の保護に関する制度が存在しない旨を本人に対して情報提供しなければなりません。

提供先の第三者が所在する外国において、個人情報の保護に関する制度が存在する場合には、当該制度に係る法令の個別の名称を本人に情報提供することは求められませんが、本人の求めがあった場合に情報提供できるようにしておくことが望ましいです。

(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在 提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度について、個人情報 の保護の水準等に関する客観的な指標となり得る情報が存在する場合、当該指標とな り得る情報が提供されることにより、個人データの越境移転に伴うリスクについての 本人の予測可能性は一定程度担保されると考えられます。したがって、この場合には、 当該指標となり得る情報を提供すれば足り、次の(ウ)に係る情報の提供は求められ ません。

なお、当該指標となり得る情報の提供を行う場合、当該指標となり得る情報が個人 データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについても、本人 に対して情報提供を行うことが望ましいです。 【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例】

- 事例 1) 当該第三者が所在する外国が GDPR45 条に基づく十分性認定の取得国である こと
- 事例 2) 当該第三者が所在する外国が APEC の CBPR システムの加盟国であること

# (ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在

0ECD プライバシーガイドラインは、①収集制限の原則 (Collection Limitation Principle)、②データ内容の原則 (Data Quality Principle)、③目的明確化の原則 (PurposeSpecification Principle)、④利用制限の原則 (Use Limitation Principle)、⑤安全保護措置の原則 (Security Safeguards Principle)、⑥公開の原則 (Openness Principle)、⑦個人参加の原則 (Individual Participation Principle)、⑧責任の原則 (Accountability Principle) の8原則を、基本原則として定めています。

提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利が存在しない場合には、当該事業者の義務又は本人の権利の不存在は、我が国の法(個人情報の保護に関する法律)との本質的な差異を示すものであることから、その内容について本人に情報提供しなければなりません。

なお、提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務及び本人の権利が全て含まれる場合には、その旨を本人に情報提供すれば足ります。

【OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在に該当する事例】

- 事例 1) 個人情報について原則としてあらかじめ特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない旨の制限の不存在
- 事例 2) 事業者が保有する個人情報の開示の請求に関する本人の権利の不存在

### (エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在

提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への個人データの越境移転に伴い当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度が存在する場合には、当該制度の存在について本人に情報提供しなければなりません。

【本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に該当する事例】

- 事例 1) 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度
- 事例 2) 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

事例1)に関しては、中国の国家情報保護法7条に基づく中国の「組織」及び「公民」の国家情報活動への協力義務がこれに該当しないか問題となり得ます。

事例 2) に関しては、中国のサイバーセキュリティ法 37 条において「個人データ」及び「重要データ」を中国国内に保管する義務を課していることや、ロシアの連邦法 152-FZ (個人情報保護法) が個人データをロシア連邦内に所在するデータベースに保管等することを求めていることがこれに該当しないか問題となります。

# ウ.「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」(規則 11 条の3

# [17条] 第2項3号)(上記③)

個人データの越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨に鑑み、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」は、当該外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置と我が国の法(個人情報の保護に関する法律)により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければなりません。

具体的には、当該外国にある第三者において、OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する措置(本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を含む。)を講じていない場合には、講じていない当該措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報が提供されなければなりません。

なお、提供先の外国にある第三者が、OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じている場合には、その旨を本人に情報提供すれば足ります。

外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得する際に、 提供先の外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供 できない場合の取扱いについては、下記(5)(提供する第三者が講ずる個人情報の保 護のための措置に関する情報を提供できない場合)を参照のこと。

【提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供に該当する事例(提供先の第三者が利用目的の通知・公表を行っていない場合)】

事例)「提供先が、概ね個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じているものの、取得した個人情報についての利用目的の通知・公表を行っていない」旨の情報提供を行うこと

# (4)提供する当該外国の名称を特定できない場合(規則11条の3<u>【17条】</u>第3項、外国 第三者提供ガイドライン編5-3-1)

個人情報取扱事業者は、法 24 条 1 項の規定による本人の同意を得ようとする時点において、「①当該外国の名称」が特定できない場合には、「①当該外国の名称」及び「②適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければなりません。

- ①当該外国の名称が特定できない旨およびその理由
- ②当該外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

なお、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましいです。

【提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合に該当する事例】

- 事例 1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、<u>治験責任医師等が被験者への説明及び同意取得を行う時点では、被験者への説明及び同意取得を行う時点では、被験者への説明及び同意取得を行う時点では、</u>最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データを移転する外国を特定できない場合
- 事例 2) 日本にある保険会社が保険引受リスクの分散等の観点から外国の再保険会社に再保険を行う場合において、日本にある保険会社による顧客からの保険引受及び同意取得の時点では、最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定であり、 当該顧客の個人データを移転する外国を特定できない場合

### ア. 特定できない旨及びその理由 (規則 11 条の 3 【17 条】第3 項1号)

個人情報取扱事業者は、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合であって

も、個人データの越境移転に伴うリスクに関する本人の予測可能性の向上という趣旨 を踏まえ、提供先の第三者が所在する外国を特定できない旨及びその理由を情報提供 しなければなりません。

なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましいです。

# イ. 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報(規則 11 条の3【17条】第3項2号関係)

提供先の第三者が所在する外国が特定できないとしても、提供先の第三者が所在する 外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報についても本人に提供しなければなりません。

「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」の該当性は、本人への情報提供が求められる制度趣旨を踏まえつつ、個別に判断する必要がありますが、例えば、移転先の外国の範囲が具体的に定まっている場合における当該範囲に関する情報は、ここでいう「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」に該当します。

【提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報に該当する事例】

事例) 本人の同意を得ようとする時点において、移転先となる外国の候補が具体的に定まっている場合における当該候補となる外国の名称

# (5)提供する第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を提供できない場合(規則11条の3【17条】第4項、外国第三者提供ガイドライン編5-3-2)

個人情報取扱事業者は、法24 条1項の規定により外国にある第三者への個人データの 提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする時点において、提供先の外国にある第三 者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合には、当該情 報に代えて、当該情報を提供できない旨及びその理由について情報提供しなければなりません。

なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を 行うかについて、具体的に説明することが望ましいです。

また、事後的に当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が可能となった場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましいです。

【提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない 場合に該当する事例】

- 事例 1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、<del>被験者への説明及び同意取得を行う時点では、</del>治験責任医師等が被験者への説明及び同意取得を 行う時点では、 最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、 当該被験者の個人データの提供先を特定できない場合
- 事例 2) 日本にある保険会社が保険引受リスクの分散等の観点から外国の再保険会社に 再保険を行う場合において、日本にある保険会社による顧客からの保険引受及び 同意取得の時点では、最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定であり、 当該顧客の個人データの提供先を特定できない場合
- 4. 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国(法 24条【28条】1項)

「法 24 条【28 条】の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」に該当する場合には、法 24 条【28 条】の規律ではなく、法 23 条【27 条】の規律が適用されることになります。

すなわち、当該第三者が所在する国又は地域は、法 24 条【28 条】1 項における「外国」に該当しないことになり、法 24 条【28 条】1 項の適用がないため、個人情報取扱事業者は、当該第三者への個人データの提供に際して、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要はありません。ただし、当該第三者への個人データの提供に当たっては、法 23 条【27 条】の規定による次の(ア)から(エ)のいずれかの方法による必要があります。

- (ア) 本人の同意に基づき提供する方法(法23条【27条】1項柱書)
- (イ) 法23条【27条】第1項各号に掲げる場合により提供する方法
- (ウ) オプトアウトにより提供する方法(法23条【27条】2項)
- (エ) 委託、事業承継又は共同利用に伴って提供する方法(法 23 条【27 条】5 項各号)

「法 24 条【28 条】の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」は、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとされています(規則 11 条 【15 条】 1 項)。

- ① 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること
- ② 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること
- ③ 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること
- ④ 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること
- ⑤ 前①から④までに定めるもののほか、当該外国を法24条の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」(平成 31 年個人情報保護委員会告示第1号) においては、「EU 加盟国」及び「英国」が、個人情報保護委員会が定める外国とされています。

「EU」及び「英国」の指定は、日・EU 間で相互の円滑な個人データ移転を図るために、欧州委員会による日本への十分性認定(GDPR45 条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定をいう。)に併せて行ったものです。

令和2年改正法では、本提供方法に関しての改正はありません。

5. 個人データの取扱いについて法第4章第1節<u>【第2節】</u>の規定(法15条【17条】から35条【40条】まで)により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(「相当措置」)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合(法24条【28条】1項、3項)

#### (1)総論

当該第三者が、「個人データの取扱いについて法第4章第1節<u>【第2節】</u>の規定(法15条から35条まで)により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措

置(「相当措置」)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合」(法 24 条【28 条】1項)には、法 24 条【28 条】の規律ではなく、法 23 条【27 条】の規律が適用されることになります。この場合、令和 2年改正法により、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならなくなります(法 24 条【28 条】3項)。

すなわち、当該第三者は、法 24 条【28 条】1項における「第三者」に該当しません。したがって、これらの場合には、法 24 条【28 条】1項の適用がないため、個人情報取扱事業者は、当該第三者への個人データの提供に際して、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要はありません。ただし、当該第三者への個人データの提供に当たっては、法 23 条【27 条】の規定による次の(ア)から(エ)のいずれかの方法による必要があります。

- (ア) 本人の同意に基づき提供する方法(法23条【27条】1項柱書)
- (イ) 法23条【27条】1項各号に掲げる場合により提供する方法
- (ウ) オプトアウトにより提供する方法(法23条【27条】2項)
- (エ)委託、事業承継又は共同利用に伴って提供する方法(法23条【27条】5項各号)

# (2) 個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準(法24条【28条】1項、規則11条の2【16条】)

法24条【28条】1項の「個人データの取扱いについて法第4章第1節<u>【第2節</u>】の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(「相当措置」)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準」としては、以下の2つの基準が定められています(規則11条の2【16条】各号)。

- ①個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者に おける当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第 1節【第2節】の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。(1号)
- ②個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認 定を受けていること。(2号)

上記の各基準については、令和2年改正法による変更はありませんが、上記①の「法第4章第1節<u>【第2節</u>】の規定の趣旨に沿った措置」に関しては外国第三者提供編ガイドライン4-2で求められる体制整備が追加されます。

上記②の「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」とは、国際機関等において合意された規律に基づき権限のある認証機関等が認定するものをいい、当該枠組みは、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることのできるものである必要があります。これには、提供先の外国にある第三者が、APEC のCBPR システムの認証を取得していることが該当します(外国第三者提供編ガイドライン 4-3)。

(3) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、「適切かつ合理的な方法」により、「法第4章第1節<u>【第2節】</u>の規定の趣旨に沿った措置」の実施が確保されていること(規則11条の2【16条】第1号)

# ア. 適切かつ合理的な方法 (規則 11 条の 2 【16 条】第 1 号、外国第三者提供編 4-1)

「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに判断されるべきですが、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされてい

る措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要があります。

例えば、次の事例が該当します。

事例 1) 外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合

提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等

事例 2) 同一の企業グループ内で個人データを移転する場合

提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等

また、アジア太平洋経済協力(APEC)の越境プライバシールール(CBPR)システム(※)の認証を取得している事業者は、その取得要件として、当該事業者に代わって第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、当該事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備している必要があることとされています。したがって、提供元の個人情報取扱事業者が CBPR の認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該個人情報取扱事業者に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当該個人情報取扱事業者が CBPR の認証の取得要件を充たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解されます。

(※)「OPEC CBPR システム」とは、事業者の APEC プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度です。APEC の参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウンタビリティエージェント (AA) を登録する。この AA が事業者について、その申請に基づき APEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証します。

# イ. 法第4章第1節<u>【第2節】</u>の規定の趣旨に沿った措置(規則 11 条の2<u>【16 条</u>】第1号、 外国第三者ガイドライン編 4-2)

法 24 条【28 条】の「この節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置」に該当するものとして規則 11 条の 2 【16 条】第 1 号に「法第 4 章 第 1 節【第 2 節】の規定の趣旨に沿った措置」と規定されています。

「法第4章第1節<u>【第2節</u>】の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により個人データが取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構 (OECD) におけるプライバシーガイドラインや APEC におけるプライバシーフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案します。

具体的には、「法第 4 章第 1 節<u>【第 2 節</u>】の規定の趣旨に沿った措置」として 外国第三 者提供編ガイドライン 4-2-1 から 4-2-20 までに記述する事項について、「適切かつ合理的 な方法」(上記ア参照)に記述する方法によって担保されていなければなりません。

個人情報取扱事業者は、契約等に 外国第三者提供編ガイドライン 4-2-1 から 4-2-20 までに記述する全ての事項を規定しなければならないものではなく、「法第4章第1節<u>【第2節】</u>の規定の趣旨」に鑑みて、実質的に適切かつ合理的な方法により、外国にある第三者に提供された個人データに係る本人の権利利益の保護に必要な範囲で、「措置」の実施が確保されていれば足ります。

外国第三者提供編ガイドライン 4-2-1 から 4-2-20 までにおいては、外国にある第三者への個人データの提供に関する典型的な事例として、【事例 1】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合、及び【事例 2】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合を挙げ、外国にある第三者又は提供元である日本にある個人情報取扱事業者が講ずべき措置の具体例を示されています。

「法第4章第1節【第2節】の規定の趣旨に沿った措置」は、以下の規定に関して講ずる

```
第15条【17条】
          利用目的の特定
第 16 条【18 条】
          利用目的による制限
第16条の2【19条】
            不適正な利用の禁止
第17条【20条】
          適正な取得(除く要配慮個人情報の取得の規律(2項))
第 18 条【21 条】
          取得に際しての利用目的の通知等
第19条【22条】
          データ内容の正確性の確保等
第 20 条【23 条】
          安全管理措置
第21条【24条】
          従業者の監督
第22条【25条】
          委託先の監督
第22条の2【26条】
             漏えい等の報告等
第 23 条【27 条】
          第三者提供の制限(除くオプトアウト手続(2項、3項)
第24条【28条】
          外国にある第三者への提供の制限
第 27 条【32 条】
          保有個人データに関する公表等(第三者提供記録の開示関連手続)
第 28 条【33 条】
          開示(除く第三者提供記録の開示関連手続)
第29条【34条】
          訂正等
第30条【35条】
          利用停止等
第 31 条【36 条】
          理由の説明(除く第三者提供記録の開示関連手続)
第 32 条【37 条】
          開示等の請求等に応じる手続(除く第三者提供記録の開示関連手続)
第 33 条【38 条】
          手数料(除く第三者提供記録の開示関連手続)
          個人情報取扱事業者による苦情の処理
第 35 条【40 条】
```

要配慮個人情報の取得に関する規律(法 17 条【20 条】 2 項)、オプトアウトによる個人 データの第三者提供(法 23 条【27 条】 2 項及び 3 項)、第三者提供時の確認・記録義務(法 25 条【29 条】及び第 26 条【30 条】)、個人関連情報の第三者提供に関する規律(法 26 条の 2 【31 条】)、並びに第三者提供記録の開示(法 28 条【33 条】 5 項)及びそれに関連する その他の手続等(法 27 条【32 条】及び 31 条【36 条】から 33 条【38 条】までのうち、第 三者提供記録の開示に関連する手続等)については、ここでいう「法第 4 章第 1 節【第 2 節】の規定の趣旨に沿った措置」として外国にある第三者等が講ずべき措置には含まれません。日本にある個人情報取扱事業者から個人データの提供を受けた外国にある第三者が法 75 条【166 条/171 条】の要件を満たし、域外適用の対象となる場合であっても、これにより直ちに規則 11 条の 2 【16 条】の基準を満たすこととなるわけではなく、同条の基準を満たすためには、別途、当該個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備することが必要です。この場合、当該外国にある第三者は、法 75 条【166 条/171 条】に基づき、上記の「法第 4 章第 1 節【第 2 節】の規定の趣旨に沿った措置」として講ずべき措置に含まれない規律も含め、法の規定に従って当該個人データを取り扱う義務を負うことになります。

(4)「当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」及び「本人の求めに応じて提供することを要する当該必要な措置に関する情報」(法 24 条【28 条】 3項)

#### ア.総論(外国第三者提供編ガイドライン6)

個人情報取扱事業者は、規則 11 条の 2 【16 条】に定める基準に適合する体制(以下「基準適合体制」という。)を整備している外国にある第三者(上記(3)参照)に対して個人データを提供した場合には、当該第三者による相当措置(個人データの取扱いについて法第4 章第1 節 【第2節】の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置をいう。以下同じ。)の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずる

とともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければなりません(法 24 条【28 条】 3 項)。

法24条<u>【28条</u>】3項は、提供先が基準適合体制を整備していることを根拠として外国にある第三者に個人データを提供した場合、個人情報取扱事業者には、その後も当該第三者による当該個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。そのため、個人情報取扱事業者は、当該第三者において当該個人データの取扱いが継続する限り、法24条【28条】3項に基づく措置等を講ずる必要があります。

なお、委託元が国内にある事業者である委託先に対して法23条【27条】5項1号に基づき個人データの取扱いを委託し、当該委託先が委託に伴って取得した当該個人データを、外国にある事業者に対して再委託に伴って再提供した場合において、委託先である国内にある事業者と再委託先である外国にある事業者との間の契約等により、規則11条の2【16条】第1号の基準を満たすための「法第4章第1節【第2節】の規定の趣旨に沿った措置」の実施が確保されている場合には、改正後の法24条【28条】3項の義務は、原則として委託先に課されると考えられます。ただし、この場合でも、委託元は委託先に対する監督義務を負うため(法22条【25条】)、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているか等について、適切に把握し監督する必要があります。(ガイドラインパブコメ回答(概要)51番)

ただし、上記の制度趣旨に鑑み、例えば、個人情報取扱事業者が、本人の同意を根拠として外国にある第三者に個人データを提供した場合には、当該第三者が基準適合体制を整備していると認められる場合であっても、法 24 条 【28 条】 3 項に基づく措置等は求められません。

法 24 条 <u>【28 条</u> 3 項の規定は、個人情報取扱事業者が令和 2 年改正法の施行日以後に同項に規定する外国にある第三者に個人データを提供した場合について適用されます(令和 2 年改正法附則 4 条 2 項)。

# イ.「相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」(規則 11 条の 4 $\boxed{18$ 条 $\boxed{18}$ 第 1 項、外国第三者提供編ガイドライン 6-1)

個人情報取扱事業者は、提供先が基準適合体制を整備していることを根拠として外国に ある第三者に個人データを提供した場合、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確 保するために「必要な措置」として、次の①及び②の措置を講じなければなりません。

- ①当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。(規則11条の4【18条】第1項1号)
- ③ ②当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ(法第 26 条の2第2項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報)の当該第三者への提供を停止すること。(規則11条の4【18条】第1項2号)
- ①当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること(規則 11 条の4【18条】第1項1号)

個人情報取扱事業者は、個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の 実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無 及び内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認しなければなりません。

ここでいう「定期的に確認」とは、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認することを

いいます。

相当措置の実施状況は、外国にある第三者に提供する個人データの内容や規模に応じて、適切かつ合理的な方法により確認する必要がありますが、例えば、個人データを取り扱う場所に赴く方法、書面により報告を受ける方法又はこれらに代わる合理的な方法(口頭による確認を含む。)により確認することが考えられます。

なお、提供先である外国にある第三者において相当措置を実施すべき対象は、個人情報 取扱事業者が実際に提供を行った「個人データ」であることから、相当措置の実施状況の 確認においても、提供先で取り扱っている他の個人情報の取扱いについてまで確認するこ とが求められているものではありません。

### 【相当措置の実施状況の確認に該当する事例】

- 事例 1) 外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供 先間の契約を締結することにより、当該提供 先の基準適合体制を整備している場合 は、当該契約の履行状況を確認すること
- 事例 2) 同一の企業グループ内で個人データを移転する場合において、提供元及び提供先に 共通して適用されるプライバシーポリシーにより、当該提供先の基準適合体制を整 備している場合は、当該プ ライバシーポリシーの履行状況を確認すること

外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の 有無及び内容は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認する必要があ りますが、例えば、当該第三者に対して照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公 表している情報を確認する方法が考えられます。

#### 【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する事例】

- 事例 1) 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が 保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度
- 事例 2) 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存 義務に係る制度
- 事例1)に関しては、中国の国家情報保護法7条に基づく中国の「組織」及び「公民」の 国家情報活動への協力義務がこれに該当しないかが問題となり得ます。
- 事例 2) に関しては、中国のサイバーセキュリティ法 37 条において「個人データ」及び「重要データ」を中国国内に保管する義務を課していることや、ロシアの連邦法 152-FZ(個人情報保護法)が個人データをロシア連邦内に所在するデータベースに保管等することを求めていることがこれに該当しないかが問題となります。
- ②当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ(法第26条の2第2項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報)の当該第三者への提供を停止すること。(規則11条の4【18条】第1項2号)

個人情報取扱事業者は、個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の 実施に支障が生じたときは、当該支障の解消又は改善のために必要かつ適切な措置を講じ なければなりません。

## 【支障発生時の必要かつ適切な措置に該当する事例】

事例)日本にある個人情報取扱事業者が提供先である外国にある事業者との間で委託契約 を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合で、当該提 供先が当該委託契約上の義務の一部に違反して個人データを取り扱っている場合に、

#### これを是正するよう要請すること

「必要かつ適切な措置」の一環として、当該提供先による相当措置の継続的な実施の確保 が困難となり、既に提供された個人データについて、我が国の個人情報取扱事業者により個 人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護の確保が困難となっ <u>た場合には、提供元の事業者は、当該</u>提供先に対し、当該個人データの返還又は削除を求め る必要があると考えられます。なお、提供元の事業者が、当該提供先に対して法 23 条【27 条】5項第1号に基づいて個人データの提供を行っている場合、当該提供先に対する監督義 務を負うので(法 22 条【25 条】)、当該提供先による当該個人データの安全管理の確保が困 難となっているにもかかわらず、提供元の事業者が当該提供先に対して当該個人データの 返還又は削除を求めない場合には、提供元の事業者の監督義務違反となる可能性がありま す。(ガイドラインパブコメ回答(概要)52番)

また、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合、当該 第三者は、実質的に、基準適合体制を整備しているとはいえないと考えられることから、そ れ以降、当該第三者への個人データの提供を停止しなければなりません。

## 【相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合に該当する事例】

- 事例 1) 日本にある個人情報取扱事業者が提供先である外国にある事業者との間で委託契約 を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合で、当該提 供先が当該委託契約上の義務の一部に違反して個人データを取り扱っている場合に、 これを是正するよう要請したにもかかわらず、当該提供先が合理的な期間内にこれ を是正しない場合
- 事例 2) 外国にある事業者において日本にある個人情報取扱事業者から提供を受けた個人デ ータに係る重大な漏えい等が発生した後、同様の漏えい等の発生を防止するための 必要かつ適切な再発防止策が講じられていない場合

# ウ.「相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供」(規則 11 条 の4【18条】第2項・3項、外国第三者提供編ガイドライン 6-2)

個人情報取扱事業者は、規則 11 条の 2 【16 条】に定める基準に適合する体制(以下「基 準適合体制」という。)を整備している外国にある第三者(上記(3)参照)に対して個人 データを提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者に よる相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずる(上記イ参照)とともに、 本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければなりません。

(ア) 情報提供の方法(規則11条の4【18条】第2項、外国第三者提供編6-2-1)

本人に対する情報提供は、規則 11 条の4【18条】第3項の規定により本人への提供 が求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行う必要があ ります。なお、提供する情報は本人にとって分かりやすいものであることが重要です。 【適切な方法に該当する事例】

- 事例 1) 必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法
- 事例 2) 必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法
- 事例 3) 必要な情報を本人に口頭で説明する方法
- 事例 4) 必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法
- (イ) 提供すべき情報 (規則 11 条の4 [18条] 第3項、外国第三者提供編 6-2-2) 個人情報取扱事業者は、法 24 条【28 条】3 項の規定による本人の求めを受けた場合 には、遅滞なく、次の①から⑦までの情報を本人に提供しなければなりません。
  - ①当該第三者による法24条【28条】1項に規定する体制の整備の方法
  - ②当該第三者が実施する相当措置の概要

- ③規則11条の4<u>【18条</u>】第1項1号の規定による確認(当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。)の頻度及び方法
- ④当該外国の名称
- ⑤当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の 有無及びその概要
- ⑥当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
- ⑦上記⑥の支障に関して規則 11 条の 4 【18 条】第 1 項第 2 号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要(必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ(法 26 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報)の当該第三者への提供を停止すること。)

ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができます。

【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に 著しい支 障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】

- 事例) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ①「当該第三者による法第 24 条【28 条】第 1 項に規定する体制の整備の方法」(規則 11 条の 4 【18 条】第 3 項 1 号)

個人データの提供先である外国にある第三者が基準適合体制を整備する方法について情報提供しなければなりません。

【基準適合体制を整備する方法についての情報提供に該当する事例】

日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者に個人データの取扱いを委託 する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先 の基準適合体制を整備している場合

事例)「提供先との契約」である旨の情報提供を行うこと

②「当該第三者が実施する相当措置の概要」(規則 11 条の4 【18 条】第3項2号) 個人データの提供先である外国にある第三者が実施する相当措置の概要について情報提供しなければなりません。

提供すべき情報は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、当該外国にある第三者において、法第4章第1節<u>【第2節】</u>の規定の趣旨に沿った措置がどのように確保されているかが分かるような情報を提供する必要があります。

なお、個人情報取扱事業者が当該外国にある第三者との間で締結している契約等の全ての規定の概要についての情報提供を求めるものではありません。

# 【相当措置の概要についての情報提供に該当する事例】

日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者に個人データの取扱いを委託 する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先 の基準適合体制を整備している場合

事例)「契約において、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、不

適正利用の禁止、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する 必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、漏えい等が発生した場合には 提供元が個人情報保護委員会への報告及び本人通知を行う旨、個人データの 第三者提供の禁止等を定めている」旨の情報提供を行うことと

③「規則 11 条の4<u>【18 条</u>】第1項第1号の規定による確認の頻度及び方法」(規則 11 条の4【18 条】第3項3号)

個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認に関して、 その方法及び頻度について情報提供しなければなりません。

なお、外国にある第三者による相当措置の実施状況の確認の方法及び頻度と、当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認の方法及び頻度が異なる場合には、それぞれについて情報提供する必要があります。

#### 【確認の方法及び頻度についての情報提供に該当する事例】

事例) ①外国にある第三者による相当措置の実施状況についての確認の方法及び 頻度

「毎年、書面による報告を受ける形で確認している」旨の情報提供を行うこと ②当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容 の確認の方法及び頻度

「毎年、我が国の行政機関等が公表している情報を確認している」旨の情報 提供を行うこと

④「当該外国の名称」(規則11条の4【18条】第3項4号)

個人データの提供先の第三者が所在する外国(本邦の域外にある国又は地域<u>をいい、</u>我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるもの(現時点では EU 加盟国及び英国)を除く。)の名称について情報提供しなければなりません。必ずしも正式名称を求めるものではありませんが、本人が自己の個人データの移転先を合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要があります。

ここでいう「外国の名称」の情報提供においては、提供先の第三者が所在する外国の名称が示されていれば足り、それに加えて、当該第三者が所在する州等の名称を示すことまでは求められません。もっとも、本人が外国にある第三者における自己の個人データの取扱状況等について把握できるようにするという制度趣旨を踏まえると、例えば、州法において外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度が存在する等、州法に関する情報提供が本人による当該第三者における個人データの取扱状況等の把握に資する場合(たとえばカリフォルニア州の消費者プライバシー法等)には、当該第三者が所在する州を示した上で、当該制度についても情報提供を行うことが望ましいです。

⑤「当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の 有無及びその概要」(規則 11 条の4【18 条】第3項5号)

個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼす おそれのある当該外国の制度の有無及びその概要について情報提供しなければなりま せん。

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の概要についての情報提供に該当する事例】

- 事例 1)「事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、 事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能とな る制度が存在する」旨の情報提供を行うこと
- 事例 2)「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の 国内保存義務に係る制度が存在する」旨の情報提供を行うこと

事例1)に関しては、中国の国家情報保護法7条に基づく中国の「組織」及び「公民」の国家情報活動への協力義務がこれに該当しないかが問題となり得ます。

事例 2) に関しては、中国のサイバーセキュリティ法 37 条において「個人データ」及び「重要データ」を中国国内に保管する義務を課していることや、ロシアの連邦法 152-FZ (個人情報保護法) が個人データをロシア連邦内に所在するデータベースに保管等することを求めていることがこれに該当しないかが問題となります。

⑥「当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要」(規則 11 条の 4【18 条】第3項6号)

日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備しているものの、当該提供先が当該契約において特定された利用目的の範囲を超えて、当該個人データを取り扱っていた場合

事例)「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱 いを行っていた」旨の情報提供を行うこと

個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合において、当該支障の解消・改善のために提供元の個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要について情報提供しなければなりません。

【相当措置の実施に関する支障に関して個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要についての情報提供に該当する事例】

日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備しているものの、当該提供先が当該契約において特定された利用目的の範囲を超えて、当該個人データを取り扱っていた場合

- 事例 1)「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請した」旨の情報提供を行うこと
- 事例 2)「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請したものの、これが合理的期間内に是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、〇年〇月〇日以降、個人データの提供を停止した上で、既に提供した個人データについて削除を求めている個人データの提供を停止した」旨の情報提供を行うこと
- エ. 情報提供しない旨の決定を行った際の通知等(規則 11 条の 4  $\boxed{18$  条  $\boxed{18}$  第 4 項・5 項、外国第三者提供編ガイドライン 6-2-3)

個人情報取扱事業者は、法 24 条【28 条】3 項の規定による本人の求めに係る情報の全部

又は一部について情報提供しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければなりません(規則 11 条の 4 18 条 9 第 4 項)。

この場合、個人情報取扱事業者は、本人に対し、情報提供をしない理由を説明するよう努めなければなりません(同条5項)。

Q13. いわゆる LINE 問題が個人情報保護法の越境データ移転に関する法制に与える影響について教えてください。

A. 中国の拠点(委託先)から国内ユーザのデータにアクセスでき、データガバナンスの点では問題がありましたが、法 24 条【28 条】の「基準適合体制」を整備するための措置は概ね講じられており、個人情報保護法違反とまでは言えない状況です。今後、令和2年改正法による改正後の法 24 条【28 条】による基準適合体制の整備及び本人に対する情報提供の充実が重要となるとともに、データガバナンスの観点で海外への個人データの移転が妥当か検討する必要があります。

### 1. 報道で批判された LINE の対応

報道機関による LINE 株式会社(以下「LINE」といいます。)の対応への批判はおおよそ 以下のとおりです。

- ・LINE はシステム開発や管理業務をグループ内外の企業に委託している。各社には作業に 応じて情報アクセス権を与えるが、本来は慎重に判断しなければならない中国企業にまで 閲覧権が渡っていた。(日経新聞 2020 年 3 月 21 日社説)
- ・中国側では利用者の氏名、電話番号のほか、投稿や写真の一部も見ることができた。LINE はこうした詳細を規約に明記しておらず、説明や管理体制に不備があったのは明らか。(日経新聞 2020 年 3 月 21 日社説)
- ・(中国では) 2017 年には国家情報法を施行し、民間企業や個人にも情報活動への協力を義務づけた。国家による民間データ利用の懸念がどこまでも残るのが中国である。(日経新聞 2020 年 3 月 21 日社説)
- ・データを適切に管理する「データガバナンス」の基準では、個人情報などの重要データは 国内のみで管理運用するのが鉄則とされる。これに対し、LINE は動画や決済情報を韓国の サーバーに保管している。(日経新聞 2020 年 3 月 21 日社説)
- ・LINE は中国の関連会社の従業員 4 人が国内にサーバーがある利用者データにアクセスできる状態にしていた。個人情報保護委の福浦裕介事務局長は 3 月 19 日の衆院内閣委員会で、中国の 4 人が日本国内のサーバーに計 32 回アクセスしたと説明した。「中国共産党から情報提供を求められたことはなく自ら提出したことはないと説明を受けている」と述べた。(日経新聞 2020 年 3 月 19 日)

#### 2. LINE の対応

以下は、LINE 株式会社(以下「LINE」といいます。)が 2021 年 3 月 17 日に公表した「ユーザーの個人情報に関する一部報道について」<sup>17</sup>を参照しています。

## (1) 総論

「LINE」に対して外部からの不正アクセスや情報漏えいが発生したということはありません。ユーザーの「LINE」でのトークテキストやプライバシー性の高い個人情報(名前・

<sup>17</sup> https://linecorp.com/ja/pr/news/ja/2021/3675

電話番号・メールアドレス・LINE ID・トークテキストなど、それひとつでユーザー個人を 特定できるもの、または金銭的被害が発生する可能性があるもの)は、原則として日本国内 のサーバーで安全に管理しています。

「LINE」の日本国内ユーザーの一部の個人情報に関して、LINE のグローバル拠点から日々の開発・運営業務上の必要性からアクセスを行っていることについて、ユーザーへの説明が十分でなかった点が問題でした。

### (2) 国内ユーザのデータ管理

### ア、日本のデータセンターで保管されているデータ

LINE 株式会社(以下「LINE」といいます。)においては、ユーザーのトークテキストおよび会員登録情報などプライバシー性の高い個人情報(具体例は下記)は日本国内のサーバーで管理されており、日本の法規法令に基づく当社のデータガバナンス基準に準拠して適切に取り扱っています。

(具体例)

トークテキスト・LINE ID・電話番号・メールアドレス・友だち関係・友だちリスト・位置情報・アドレス帳・LINE Profile+(氏名、住所等)、音声通話履歴(通話内容は保存されません。)、LINE 内サービスの決済履歴 等

# イ. 韓国のデータセンターで保管されているデータ

他方、画像や動画などのデータは、韓国のデータセンターにて適切なセキュリティ体制のもとで管理が行われています。

(具体例)

画像・動画・Keep・アルバム・ノート・タイムライン・LINE Pay の取引情報(ただし氏名・住所など本人確認に必要な情報は国内に保管されてています。)

### (3) 暗号化(Letter Sealing)の状況

ユーザー間のトークテキストや通話の内容については暗号化を行っており、データベースへアクセスするだけではデータの中身を確認することはできません。

暗号化は、LINE が開発した「Letter Sealing」というエンドツーエンド暗号化プロトコルを用いて暗号化されています。「Letter Sealing」によって暗号化されたテキストは、当社のサーバー管理者であっても閲覧することはできません。「Letter Sealing」はデフォルトの設定でオンとなっており、ユーザーが明示的にオフにしない限り有効です。

トークテキスト・画像・動画データ等に関しては「Letter Sealing」の設定状況に関わらず、通信経路上で暗号化してサーバーに送信されます。

画像・動画データについては複数のサーバーにファイルを分散化して保管を行っています。

LINE のセキュリティチームがネットワーク上のトラフィックを常時監視し、LINE の安全性を脅かす可能性のある全ての動きの分析を実施し、即座に必要な対応を行います。

画像・動画を保管するサーバーに関しては、今後の各国の法制度等の環境変化に合わせて、2021年半ば以降、段階的に国内への移転を行う計画を進めています。

### (4) 国内ユーザのデータへの国外拠点からのアクセス

「LINE」は日本を含む世界 230 以上の国と地域で月間 1 億 8,600 万人に使用されている

サービスです。LINE は日本、韓国、インドネシア、ベトナム、中国、タイ、台湾の7カ国 に開発および運営拠点を持ち、拠点を問わず、LINE グループ内で統一のルール、ガバナン スのもと開発・運営を行っています。

サービスの開発・提供・運営に関しては、各国の拠点やサービス提供者と一体となって対応しているため、海外での開発やモニタリングといった処理が発生することがあります。

国外のグループ会社の拠点や委託先において、一部の機能や内部ツールの開発およびタイムラインとオープンチャットのモニタリング業務を行っています。

各拠点での業務に伴うデータベースへのアクセス権限については、当社のセキュリティ 方針に則り、責任者による承認を経た上で適切な権限付与を行い、厳格に管理を行っていま す。

モニタリングにおいては、ユーザーが「公開」設定で投稿したコンテンツおよびユーザー 自身が「通報」機能を利用して報告を行ったコンテンツのみが対象となります。

## (5) 報道において言及されている国外での開発・運用業務

# ア. 各開発・運用拠点における業務内容

# (ア) 開発業務

中国においては、LINE の子会社 LINE Plus Corporation の子会社である LINE Digital Technology (Shanghai) Limited (大連) と、NAVER Corporation の中国法人であり、LINE の業務委託先である NAVER China (北京) の 2 拠点で開発業務を行っています。LINE Digital Technology (Shanghai) Limited (大連) では、内部ツール、AI 機能、LINE アプリ内から利用できる各種機能の 3 つの開発業務を行っています。

中国拠点で開発しているプログラムに関しては、当社管轄下のサーバー、ネットワーク、PC端末等を監視し、不正アクセスを検知できる体制をとっています。また、ソフトウェア開発の過程においては、LINEのセキュリティチームによるソースコードのチェックおよびセキュリティテストによって、不正なプログラムの混入を防止する対策を行っています。

NAVER China (北京) においては、「LINE」の国内ユーザーのデータは取り扱っておらず、LINE の主要 4 か国である日本・台湾・タイ・インドネシア以外のユーザーから「通報」されたトークテキストや LINE 公式アカウントおよびタイムラインのコンテンツのモニタリングなどを実施しています。

#### (イ)モニタリング業務

LINE の子会社 LINE Fukuoka の外部委託先(大連)において、一部公開コンテンツおよびユーザーから「通報」されたトークテキストのモニタリング業務を行っています。

LINE Fukuoka の外部委託先(大連)においては、タイムライン、オープンチャットのコンテンツのモニタリングを実施しています。当該モニタリング業務は、タイムラインにおいて約1万8千件/日、オープンチャットにおいては約7万4千件/日の処理を行っています。本業務は、国内大手業務代行業者のグループ会社の中国現地法人への委託であり、LINE Fukuoka のセキュリティチームにてセキュリティ体制の点検を行っています。

#### イ. 各開発・運用拠点からのデータアクセスコントロールの強化

LINEでは、国・拠点・職種・業務内容に関わらず、プライバシー性が高いと考えられる情報へアクセスするための権限は、必要最小限の範囲にとどめるべきであるとの考えのもと、各社員からの事前申請を義務付け、責任者の承認を経て発行しています。そのうえで、中国での近年の新法制定や、日本の個人情報保護法の改正等を含む環境変化に合わせた対

応、また経営統合を踏まえて個人情報保護にかかる国際的外部認証の取得を検討していく中で、より一層セキュリティレベルを高めるための対応として2021年2月から3月にかけて、アクセスコントロールの強化を行いました。

上記の対応においては、LINE Digital Technology (Shanghai) Limited の一部の開発業務でアクセスできた以下のデータへのアクセス権限の削除を行いました。これらのアクセス権限は、開発業務においてリリース時の検証または不具合発生時の原因追跡のために、適切に付与されたものです。

- ・ LINE の捜査機関対応業務従事者用 CMS の開発(名前・電話番号・メールアドレス・ LINE ID・トークテキスト(※通報によらないトークテキストの扱いについては、捜査 機関への実務対応を行うためのツール開発保守であり、当該拠点においてユーザーの 実データへのアクセスは行われていません。)
- ・ LINE のモニタリング業務従事者用 CMS の開発 (通報によりモニタリング対象となったトークのテキスト・画像・動画・ファイル、および、通報または公開によりモニタリング対象となった LINE 公式アカウントとタイムラインの投稿)
- ・ 問い合わせフォームの開発(名前・電話番号・メールアドレス)
- ・ アバター機能、LINE アプリ内の OCR 機能の開発(同機能の利用において明示的に当 社のデータ活用について同意した顔写真)
- ・ Keep 機能の開発 (ユーザーが同機能を利用して保存したテキスト・画像・動画・ファイル)

### 3. 個人情報保護委員会の行政上の対応

2021年(令和3年)4月23日に個人情報保護委員会は、LINEに対する「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応」<sup>18</sup>を公表しました。

個人情報保護委員会は、LINE等に対して、同年3月19日に法40条1項に基づく報告徴収を行うとともに、同年3月31日に立入検査を実施ししました。

立入検査は係属中ですが、LINEが委託等した個人データは秘匿性が高く、数量も多いことから、不適切な取扱いが生じた場合の影響も大きく、LINEには、それに応じた高い安全管理措置が必要であり、この観点から改善を要する事項が認められるとして、法41条に基づく指導を行いました。

指導の内容及び現在の確認事項は以下のとおりです。

# (1) 法41条【144条/147条】に基づく指導の内容

- ア. 個人データの取扱いを委託する場合には、法 22 条 <u>【25 条</u> に基づき委託先に対する必要かつ適切な監督を行う義務があるところ、法 20 条 <u>【23 条</u> に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、例えば次のような手法により必要かつ適切な監督を行うこと。
  - ○委託先(再委託先を含む。以下同じ。)のシステム開発者に個人データへのアクセス権限を付与する場合には、その必要性及び権限付与の範囲を組織的に検討した上、必要な技術的安全管理措置を講ずること。
  - ○委託先のシステム開発者に個人データへのアクセス権限を付与する場合には、不正閲 覧等を防止するため、アクセスしたデータの適切な検証を可能とするログの保存・分析 など組織的安全管理措置を検討した上、必要な措置を講ずること。

<sup>18</sup> https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210423\_houdou.pdf

- ○委託先における個人データの取扱状況を把握するため、定期的に監査を行うなど、委託 契約の実施状況を調査した上で、委託内容等の見直しの検討を含め、適切に評価する措 置を講ずること。
- イ. LINE サービスの提供に関してメッセージ等の個人情報を取得する場合には、取得する 個人情報の範囲を分かりやすく通知するとともに、通知内容が適切に表示されているか 確認する体制を整備すること。

## (2) 現在の確認の状況

- ア. 法 22 条の委託先の監督については、上記 (1). アのとおり一部改善を要する事項があり、改善を求めました。
- イ. 法24 条の外国にある第三者への提供の制限
  - ○「基準適合体制」については、一部改善を要する事項はあるものの、基準適合体制を整備するための措置が概ね講じられていた。
  - ○「本人の同意」については、プライバシーポリシーにおいて、利用者の個人情報の利用 目的(サービスの提供・改善、コンテンツの開発・改善、不正利用防止等)及び業務委 託先の外国の第三者へ提供することが明記されており、利用者にとって外国にある第 三者に提供する場面を特定できなかったとは言い難い。

#### 4. 私見

- ・ LINE の海外の開発業務・モニタリング業務の委託先は、個人データの取扱いの委託に 該当します。
- ・ 法 24 条 【28 条】の「基準適合体制」が備わっている場合には、法 23 条 【27 条】 5 項 1 号の「個人データの取扱いの委託」に該当し、「第三者」への提供ではなく、本人の 同意なく個人データの提供が認められます。
- ・ これに対して、法 24 条 【28 条】の「基準適合体制」が備わっていない場合は、法 24 条の「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」(EU 加盟国・英国のみ現在は指定)に該当しない限り、ユーザー(個人)から同条の「外国にある第三者に提供する旨の事前の同意」(移転先の国・地域も明示する必要があると解されている。)を取得する必要があります。
- ・ 「基準適合性体制」の一つとして、通則編ガイドラインで求められる技術的安全管理措置が適用されます。技術的安全管理措置としては、①アクセス制御、②アクセス者の識別と認証、③外部からの不正アクセス等の防止、④情報システムの仕様に伴う漏えい等の防止が求められます。LINE Digital Technology (Shanghai) Limited (大連) において上記の安全管理措置が講じられていれば「基準適合体制」を満たすものと考えられます。
- ・ LINE Digital Technology (Shanghai) Limited (大連) に国内の情報に対するアクセス権 限があったことだけをもってして、法 24 条【28 条】の「基準適合体制」を整備してい なかったとまでは言えないと思われます。また、必要ないアクセス権限があったとして も、直ちに法 22 条【25 条】の委託先の監督違反とまでは言えないと思われます。した がって、個人情報保護法違反は認められないと考えられます。
- 個人情報保護法上、委託先企業の所在国をプライバシーポリシーなどで明示することは求められていません。
- ・ 改正個人情報保護法により、本人の求めにより委託先の国やその国における個人情報

の法制などの情報を提供することが求められることになります。

データガバナンスの観点からは、政府から個人データの強制開示を求められる国・地域の事業者への個人データの取扱いの委託は速やかに解消すべきです。

# 5. 個人情報保護法上の外国サーバ事業者の取扱い

個人情報保護委員会の『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A』(以下「Q&A」といいます。) においては、クラウドサーバについては、以下のとおり、一定の条件を満たす場合には国内外のいずれに設置されていようと個人データの第三者提供に該当しないものとされています。

# (1) 国内において設置されているクラウドサーバ (Q&A 5-33)

当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。

# (2)外国において設置されているクラウドサーバ (Q&A9-5)

当該サーバの運営事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供(法 24 条【28 条】)に該当しません。

当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。

# (3) クラウドサーバ特例の問題点サーバの安全管理措置について本人の知り得る状態に置くこと

上記(1)・(2)のとおり、個人情報取扱事業者は、外部事業者の運営するサーバに個人データを保存する場合において、これが法 23 条【27 条】の「提供」に該当しない場合には、自ら果たすべき安全管理の一環として、適切な安全管理措置を講じる必要があります。この場合に、A国にある第三者が運営する、B国にあるサーバに個人データを保存する場合、A国(サーバの運営事業者が所在する国)における制度等及びB国(サーバが所在する国)における制度等のそれぞれが個人データの取扱いに影響を及ぼし得るため、事業者は、これらを把握した上で安全管理措置を講じる必要があり、また、法 27 条【32 条】1項4号・令8条【10条】1号項により、A国及びB国の名称を明らかにした上で、保有個人データの安全管理のために講じた措置を本人の知り得る状態に置く必要があります。(ガイドラインパブコメ回答(概要)37番)

また、外国にある支店や委託先に個人データを取り扱わせる場合、その取扱いの対象となるデータが日本にあるサーバに保存されていたとしても、外国において個人 データを取り扱うことに変わりはないため、当該外国の名 称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置 について、本人の知り得る状態に置く必要があります。(ガイドラインパブコメ回答(概要)36番)上記(1)および(2)のクラウドサーバ特例は緩やかな対応が認められるもので事業者にとっては歓迎されています。

しかしながら、GDPRなどでは、クラウドサーバ事業者も処理者 (Processor)と扱われ、海外のクラウドサーバの場合は越境データ移転と考えられます。

アマゾンのクラウドサーバである AWS などでは、クラウドサービスのリージョンをコントロールできるようになっています。

<u>そもそも、個人データの取扱いの委託であるか単なるクラウドサービスであるのかの区別は困難です。</u>

日本のクラウドサーバ特例(上記(2)の外国において設置されているクラウドサーバ)は、個人データの越境データ移転の抜け穴(ループホール)として利用される可能性があります。個人情報保護法が法 24 条の改正により、「事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する」旨の情報提供を行うことを求めるのであれば、少なくとも外国において設置されているクラウドサーバについては必要な措置やその情報提供義務を定めるべきであると思われます。

#### 6. 中国の国家情報法

報道では、中国の国家情報法により、中国政府により LINE のユーザー情報にアクセスされてしまうのではないかとの危惧が挙げられています。

中国の国家情報法は、全国人民代表大会常務委員会において 2017 年 6 月 27 日制定・同日公布され、2017 年 6 月 28 日施行されました。

特に危惧されているのは、同法7条(国家情報活動の支援)の以下の規定です。

#### 第7条(国家情報活動の支援)

- 1 いかなる組織及び公民も、国家情報活動を法に従い支援し、それに協力し、それが知った国家情報活動の秘密を守らなければならない。
- 2 国は、国家情報活動を支援し、それに協力する個人及び組織に対し、保護を与える。

「組織」とは、中国国内の組織(中国法に基づき設立された法人)に適用され、たとえば、 日本企業の現地法人であっても適用されると考えられています。中国法人の海外子会社に も適用されるとの見解もあります。

「公民」は、「国民」、「国籍者」の意味で、海外にいる中華人民共和国の国籍者も含まれ得ます。

欧米諸国では、国家情報法7条1項を根拠に、中国政府が「組織」及び「公民」に情報提供を求めることができ、「組織」及び「公民」はこれを守らなければならないと考えています。携帯電話会社の Hawei が中国政府の要請を受けてバックドアによる情報収集をしているとされたのも同条に基づくものです。

これに対して、中国政府や Hawei 社などの中国企業は、国家情報法8条において「国家情報活動は、法に従い行い、人権を尊重し、保障し、個人及び組織の合法的権益を維持保護しなければならない。」と規定されていることから、中国政府による「組織」や「公民」への無制限なアクセスや中国系企業に対してバックドアによる情報収集を要請することはないとしています。

また、Hawei 社も、政府から企業に支援を要請する場合、法律に従う必要があるところ、 通信機器メーカーにバックドアの埋め込みまたは顧客ネットワークの無効化を要請するこ とを国家情報機関に許可するような中国の法律はなく、中国政府が当社のビジネスや製品 のセキュリティに干渉することはない、としています。

# 7. GDPR の新たな標準契約条項 (SCC) のドラフト

欧州委員会 (European Commission) は、2021 年 6 月 7 日に GDPR (General Data Protection Regulation: EU 一般データ規則) に基づく新たな「標準契約条項」(Standard Contractual Clauses)を公布しました。

新たな「標準契約条項」に係る決定は官報掲載 20 日後の 2021 年 6 月 27 日に施行されました。これにより、EU データ保護指令に基づく標準契約条項に係る決定 2001/497/EC (管理者から管理者向け標準契約条項) 及び決定 2010/87/EU (管理者から処理者向けの標準契約条項) はいずれも 2021 年 9 月 27 日に廃止されます。ただし、これらの旧標準契約条項に基づいて 2021 年 9 月 27 日以前に締結された契約は、処理の内容が変更されず、移転に関する適切な保護措置が確保されている場合には 2022 年 12 月 27 日までは有効な契約とみなされます。

新たな標準契約条項 (SCC) においては、以下のとおり、移転先の第三国の現地法が同条項の遵守に影響を与える場合のメカニズムについて規定しています。

令和2年改正法で定められる法 24 条 3 項においては、「相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」として、①当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること(規則 11 条の4【18 条】第 1 項 1 号)、および、②当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること(同項 2 号)が求められることになりますが、これと類似した枠組みと考えられます。

# (1) 表明保証 (14条(a)項)

当事者は、データ輸入者による個人データの処理に適用される第三国の法律が、個人データの開示要件または公的機関によるアクセスを許可する措置を含め、データ輸入者が本条項に基づく義務を履行することを妨げることを信じる理由がないことを保証する。これは、基本的権利および自由の本質的部分を尊重し、GDPR第23条第1項に列挙されている目的を保護するために民主主義社会で必要かつ比例的な範囲を超えない法律と本条項が矛盾しないとの考え方に基づくものである。

## (2) 誓約 (14条(b)項、(c)項、(d)項)

当事者は、(a)項(上記(1)の保証を提供する際に、特に、処理の連鎖の長さ、関与する登場人物の数、使用される移転経路など、移転の特定の状況、意図された転送;受領者の種類、処理の目的、転送された個人データの種類及び形式。移転が発生する経済分野、移転されたデータの保存場所、といった要素を十分に考慮していることを誓約する((b)項)。

- (i) 処理の連鎖の数、関係者の数、および使用される移転のチャンネル、意図的な転送、受領者の種類、処理の目的、移転された個人データの種類及び形式、移転が発生する経済分野、移転されたデータの保存場所。
- (ii) データを公的機関に開示すること、または公的機関によるアクセスを許可することを請求 するものを含む、特定の移転の状況並びに適用される制限及び保護措置の観点で関連す る移転先の第三国の法律及び実務。
- (iii) 移転中および移転先の国の個人データの処理に適用される技術的および組織的措置を 含む、本条項に基づく保護措置を補足するために実施された関連する契約上、技術的又 は組織的保護措置。

データ輸入者は、上記の(b)項に基づく評価を実施するにあたり、データ輸出者に関連情報を提供するために最善を尽くすこと、および、本条項の遵守を確保するためにデータ輸出者と引き続き協力することに同意することを保証する((c)項)。

また、当事者は、上記(b)項に基づいて評価を文書化し、所管の監督機関の請求がある場合には当該監督機関が利用できるようにすることに同意する((d)項)。

# (3)通知(14条(e)項)

データ輸入者は、本条項を締結した後、契約期間中、第三国の法律及び実務の変更または上記(1)の(a)項の要件に適合しない当該法律の実際の適用による措置(開示請求など)に従うことなど、(a)項の要件に準拠していない法律の対象である、または対象となったと考える場合、データ輸出者に直ちに通知することに合意する。[データ輸出者である処理者からデータ輸入者である処理者への移転の場合には、データ輸出者はかかる通知を管理者に転送するものとする。]

# (4) 是正措置・データ移転の停止・契約の解除 (14条 (f) 項)

上記 (3) の(e)項に基づく通知があった場合、または、データ輸出者が、データ輸入者が本条項に基づく義務を履行できなくなったと信じる理由がある場合、データ輸出者は、「データ輸出者である処理者からデータ輸入者である処理者への移転の場合には、管理者と協議をして、」状況に対処するためにデータ輸出者および/またはデータ輸入者が採用する適切な措置(たとえば、セキュリティと機密性を確保するための技術的または組織的措置など)を迅速に特定するものとする。データ輸出者は、個人データの移転に関して適切な保護措置が確保できないと判断した場合、または「データ輸出者である処理者からデータ輸入者である処理者への移転の場合:管理者または」所管の監督機関から指示された場合、個人データの移転を一時停止するものとする。この場合、データ輸出者は、本条項に基づく個人データの処理に関する限り本契約を終了する権利を有するものとする。本契約に3以上の当事者が関与する場合、データ輸出者は、当該当事者らが別段の合意をしない限り、関連する当事者に関してのみ、当該解除の権利を行使することができる。本条項に従って契約が終了する場合、本条項第16条(d)号(データ輸出者への返還又は破棄)及び(e)号(十分性の認定等がなされる場合)が適用されるものとする。

― 欧州委員会 (European Commission)は、2020年-11-月-20-日に公表した GDPR (EU一般データ保護規則) に基づく新たな標準契約条項 (SCC: Standard Contractual Clauses)のドラフトを翻訳 (暫定版) いたしました。

一新たな標準契約条項(SCC)においては、以下のとおり、移転先の第三国の現地法が同条項の遵守に影響を与える場合のメカニズムについて規定しています。

令和2年改正法で定められる法 24-条3項においては、「相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」として、①当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること(規則 11-条の4第1項1号)、および、②当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること(同項2号)が求められることになりますが、これと類似した枠組みと考えられます。

#### (1) 表明保証 (2条(a)項)

- 当事者は、データ輸入者による個人データの取扱いに適用される第三国の法律が、個人データの開示要件または公的機関によるアクセスを許可する措置を含め、データ輸入者が本

条項に基づく義務を履行することを妨げることを信じる理由がないことを保証する。これは、基本的権利および自由の本質的部分を尊重し、GDPR第23条第1項に列挙されている目的を保護するために民主主義社会で必要かつ比例的な範囲を超えない法律と本条項が矛盾しないとの考え方に基づくものである。

#### <del>(2) 誓約 (2条(b)項)</del>

— 当事者は、(a)項の保証を提供する際に、特に以下の要素を十分に考慮していることを誓約する。

- ① 契約の内容および期間、移転の規模および周期、取扱いの連鎖の数、関係者の数、および使用される移転のチャンネル、従前の事例に関する関連する経験、または移転されたデータの種類について受領したデータ輸入者に対して公的機関からの開示要請がないことを含む移転に関する特定の状況。
- ② データを公的機関に開示すること、または公的機関によるアクセスを許可することを 請求するものを含む、移転の状況に照らして関連する第三国の法律、ならびに適用される制限および保護措置。
- ③ 移転中および移転先の個人データの取扱いに適用される技術的および組織的措置を含む、本条項に基づくものを含むあらゆる保護措置。

#### <del>(3)通知(2条(e)項)</del>

データ輸入者は、本条項を締結した後、契約期間中、第三国の法律の変更または(a) 項の要件に適合しない当該法律の実際の適用による措置(開示請求など)に従うことなど、(a) 項の要件に準拠していない法律の対象である、または対象となったと考える場合、データ輸出者に直ちに通知することに合意する。

### (4) 是正措置・データ移転の停止・契約の解除 (2条(f)項)

一(e)項に基づく通知があった場合、または、データ輸出者が、データ輸入者が本条項に基づく義務を履行できなくなったと信じる理由がある場合、データ輸出者は、所管の監督機関と協議をして、状況に対処するためにデータ輸出者および/またはデータ輸入者が採用する適切な措置(たとえば、セキュリティと機密性を確保するための技術的または組織的措置など)を迅速に特定するものとする。データ輸出者が個人データの移転を継続することを決定した場合、これらの追加措置によりデータ輸入者が本条項に基づく義務を履行できるとの評価に基づいて、データ輸出者は講じた措置の内容等の説明とともに当該通知を所管の監督機関に通知するものとする。データ輸出者は、個人データの移転に関して適切な保護措置が確保できないと判断した場合、または所管の監督機関から指示された場合、個人データの移転を一時停止するものとする。この場合、データ輸出者は所管の監督機関に通知するとともに、本契約を終了する権利を有するものとする。本契約に3以上の当事者が関与する場合、データ輸出者は、当該当事者らが別段の合意をしない限り、責任のある当事者に関してのみ、当該解除の権利を行使することができる。

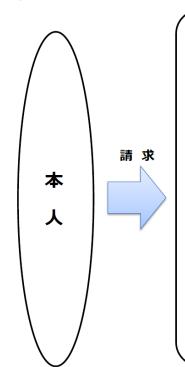
#### Q14.「保有個人データ」に関してはどのような改正が具体的になされますか。

A 「保有個人データ」に関しては、①6月以内に消去する短期保存データも保有個人データと扱われることになり、②開示請求は電磁的記録の提供その他の本人の意向による方法によることになり、③利用停止請求権・第三者提供の制限の要件が緩和されることになります。また、保有個人データの開示項目として、安全管理措置に関する項目が追加されて充実化が求められます。

## 【改正の方向性】

- 6月以内に消去することとなる個人データの保有個人データ化
  - 本人の開示等の請求対象となる「保有個人データ」について、保存期間により限定しないこととされ、現在除外されている6か月以内に消去する短期保存データも「保有個人データ」に含められることになります。
- 保有個人データの開示請求のデジタル化
  - 本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにされ、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けられます。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することが義務付けられます。
- 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和
  - 個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件が緩和され、個人の権利の範囲を広げられる。ただし、事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを例外的に許容する。

## 第1. 6月以内に消去することとなる個人データの保有個人データ化(法2条7項)



保有個人データ 個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示等を 行う権限を有し、6か月を超えて利用するもの

#### 利用目的の通知(法第27条第2項)

どのような目的で利用されているのかについて、原則として、本人に通知しなければならない。

#### 開示 (法第28条第1項)

原則として、本人に、書面又は本人が同意した方法により開示しなければならない。

(開示しないことができる場合の例)

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合など

#### 訂正等(法第29条第1項)

内容が事実でないときは、原則として利用目的の達成に必要な範囲内において、訂正等を行わなければならない。

#### 利用停止等 (法第30条第1項、第2項)

①利用目的による制限、②適正な取得、③第三者提供の制限に違反していることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、原則として、利用停止等を行わなければならない。

出所:個人情報保護委員会「個人情報保護を巡る国内外の動向」(令和元年11月25日)

#### 1 現行個人情報保護法

令和2年改正法の施行前においては、「保有個人データ」については、1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるものが除外されており(法2条7項【16条4項】)、政令で定める期間については、同法施行令5条の規定により「6月」とされています。。

すなわち、現行法上、6 月以内に消去することとなる個人データは、「保有個人データ」の定義から除かれており、個人情報取扱事業者は、開示や利用停止等の請求に応ずる義務がありません。

立法当時このように定められた背景は、短期間で消去される個人データについては、<u>データベースに蓄積されて取り扱われる時間が限られており、個人の権利利益を侵害する危険性が低く、また、本人の請求を受けて開示等が行われるまでに消去される可能性も高いことから、個人情報取扱事業者に請求に対応するコストを負担させることの不利益が、本人に開示等を請求する権利を認めることの利益を上回るものと考えられたためです。</u>

#### 2 情報化社会の進展による状況の変化

しかしながら、情報化社会の進展により、短期間で消去される個人データであっても、その間に漏えい等が発生し、瞬時に拡散する危険が現実のものとなっています。このように、 短期間で消去される個人データについても、個人の権利利益を侵害する危険性が低いとは 限りません。

また、既に消去されていれば、請求に応じる必要もないことから、個人情報取扱事業者に 請求に対応するコストを負担させることの不利益が、本人に開示等を請求する権利を認め ることの利益を上回るとはいえないものと考えられます。

なお、現在でも、プライバシーマークにおいて審査基準の根拠とされている「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステムー要求事項」においては、6か月以内に消去する個人情報も含め、開示等の求めに原則応じることとされており、事業者において自主的に個人情報保護法の水準を超えた対応が行われています。

#### JIS Q 15001 における関係規定の概要

# (付属書 A: A. 3. 4. 4. 1、付属書 B: B. 3. 4. 4. 1)

- ・保有個人データには該当しない場合でも、本人からの開示等(※)の求めに応じることができる権限を有する個人情報については、保有個人データと同様に取り扱う。
- ・上記本人からの開示等の求めに応じることができる権限を有する個人情報には、政令で定める期間(6カ月)以内に消去する個人データが含まれる。
- ※利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求など

## 3 令和2年改正法

令和2年改正法では、「保有個人データ」の定義から、「一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のもの」との部分が削除されることにより、6月以内に削除するものも「保有個人データ」に該当することとされました。

# 第2. 保有個人データの開示請求のデジタル化(法28条【33条】)

## 1 令和2年改正法の施行前

現行法では、本人への開示方法は、書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意 した方法があるときは、当該方法)とされています(法28条【33条】2項、<del>同法施行</del>令9 条<u>【11条</u>】)。

#### 2 改正の背景

#### (1) 開示請求のデジタル化の必要性

開示の提供形式について、令和2年改正法の施行前の個人情報保護法では、「書面の交付による方法」を原則としつつ、「開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法」とされています(<del>同法施行</del>令9条【11条】)。

開示請求の対象となる保有個人データについては、情報技術の進展により、膨大な情報を含む場合があるところ、当該保有個人データを印字した書面を交付された本人にとっては、検索も困難であり、その内容を十分に認識することができないおそれがあります。

特に、当該保有個人データが音声や動画である場合は、その内容を書面上に再現すること自体が困難であります。このように、書面による開示では、当該保有個人データの取扱状況を十分に明らかにすることができず、これを前提に訂正等ならびに利用停止等及び第三者提供の停止の請求を行うことが困難なケースがあります。また、開示された個人データを本人が利用する場面で、電磁的形式である方が利便性が高い場合も少なくありません。

#### (2) GDPRのデータポータビリティの権利

EUのGDPRにおいても、事業者は、本人の求めに応じて、保有する個人データを提供する義務が課せられているが、特定の条件を満たす場合には、本人が他の用途で利用しやすい電子的形式で、本人または本人が望む他の事業者に、個人情報を提供する義務が課されており「データポータビリティの権利」と称されています(GDPR第20条)。なお、本人が望む他の事業者に直接個人情報を提供させることができるのは、技術的に実行可能な場合に限定されています。

#### (3) デジタル手続法の成立

2019 年通常国会で「民間手続における情報通信技術の活用の促進等を謳った情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(いわゆる「デジタル手続法」)が成立したこと等を踏まえ、個人情報保護法における開示の際の電磁的形式による提供についても、利用者の利便を考慮しつつ、明確化をすべきであると考えられます。

#### 3 改正法

# (1) 開示請求の方法(法28条【33条】1項、規則18条の6【30条】)(改正)

本人は、個人情報取扱事業者に対し、**①電磁的記録の提供による方法、②書面の交付による方法、③その他当該個人情報取扱事業者が定める方法**により開示を請求することができることとされました。

# (2) 開示方法(法28条【33条】2項)

現行法では、保有個人データの開示は書面の交付による方法が原則です(法 28 条【33 条】 2項、<del>同法施行</del>令 9条【11 条】)が、改正法では、<u>当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)</u>により遅滞なく、当該保有個人データを開示することとされました。

## 第3 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和

## 1 利用停止等を巡る状況

個人情報保護法上、利用停止等(利用の停止又は消去)についての個人の権利行使には一定の制約が課されています。

「利用停止・消去の請求」に応じる義務を課されているのは、①個人情報を目的外利用したとき(法 16条【18条】違反)や、②不正の手段により取得した場合(法 17条【20条】違反)に限られています(法 30条【35条】1項)。

「第三者提供の停止の請求」に応じる義務が課されるのは、「法の規定に違反して第三者 提供されている場合」(法23条【27条】1項、24条【28条】1項違反)に限られている(法30条【35条】3項)。

この点については、個人情報保護委員会への相談ダイヤルに寄せられる意見や、タウンミーティングにおける議論でも、消費者からは、自分の個人情報を事業者が利用停止又は消去等を行わないことへの強い不満が見られるところです。

#### 2 JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム-要求事項

日本において比較的多くの事業者が活用している民間の取組であるプライバシーマークにおいて審査基準の根拠とされている「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステムー要求事項」においては、本人の保有個人データの利用停止、消去または第三者提供の停止の請求を受けた場合は、原則として応じる義務があることとされており、自主的に個人情報保護法の水準を超えた対応が行われています。

# 3 GDPRにおける消去権(忘れられる権利)・プロファイリングに係る権利

EUのGDPR(EU一般データ保護規則)については、旧来の「EUデータ保護指令」の下では規定のなかった、消去権(忘れられる権利)、プロファイリングに係る規定が新たに設けられており、概要は次のとおりです。

消去権(忘れられる権利)については、本人は、一定の場合に、事業者に対して、当該本人に関する個人データを不当に遅滞なく消去させる権利が認められている(GDPR17条)。

## 【事業者が消去の義務を負う場合の例】(GDPR17条1項)

- 個人データの収集や取扱いの目的に関して、当該個人データが必要なくなった場合
- 本人が個人データの取扱いについての同意を撤回し、かつ、当該取扱いに関して他の 法的根拠がない場合
- 本人が、第21条第1項に基づいて個人データの取扱いに対して異議を申し立て、かつ、取扱いに関して優先する他の法的根拠がない場合、又は、ダイレクトマーケティ

ングを目的とした取扱いに対して異議を申し立てる場合

- 個人データが不法に取り扱われた場合
- 個人データが EU 法又は EU 加盟国の国内法の義務の遵守のために消去されなければ ならない場合

我が国では、最高裁第三小法廷決定平成 29 年 1 月 31 日は、過去に児童買春で逮捕歴のある男性が、インターネット検索サイトであるグーグルの検索結果から、検索結果に表示される自分の逮捕歴に関する情報の削除を求めた仮処分命令申立事件において、最高裁は、「忘れられる権利」に言及することなく、プライバシーに属する事実を公表されない法的利益と検索結果を提供する理由等の諸般の事情を比較衡量し、検索結果の削除を認めない決定を下しました。

また、プロファイリングについては、大きく分けて、異議を申し立てる権利(GDPR21条)と、自動的な意思決定に服さない権利(GDPR22条)が規定されています。

異議を申し立てる権利は、「公共の利益又は公的権限の行使のために行われる業務の遂行」または「正当な利益の追求」を法的根拠とする、プロファイリングそのものを含む個人データの取扱いに対して、異議を申し立てる権利(GDPR第21条第1項)であり、この権利を行使された事業者は、本人の利益を超越する、個人データの取扱いに係る正当化根拠等を示せない限り、プロファイリングそのものを含む個人データの取扱いを止めなければならないとされています。

なお、「正当な利益の追求」によらず、「本人同意」を法的根拠としたとしても、同意を撤回されれば削除権の対象となります(GDPR第17条第1項(b))。なお、ダイレクトマーケティングを目的とする個人データの取扱いに関しては、事業者の事情(取扱いに係る正当な根拠の有無)にかかわらず、この権利の行使の対象となります(GDPR第21条第2項)。

また、自動的な意思決定に服さない権利(GDPR第22条)については、プロファイリングを含むもっぱら(solely)自動的な個人データの取扱いに基づく意思決定に服さない権利とされ、プロファイリングそのものではなく、意思決定に服さない権利が規定されている。なお、本人との契約の締結または履行に必要な場合等は対象外であり、また、人が介在すればこの権利の対象とはならないとされています。

# 4 改正内容

## (1) 利用停止等・第三者提供の停止の請求の要件(通則編ガイドライン3-8-5-1)

現行法では、法(法16条【18条】、法17条【19条】) 違反の場合の利用停止等(利用停止又は消去)及び法違反の場合の第三者提供の停止が認められています(法30条1項、3項)。

改正法ではこれに加えて、法30条【35条】5項の要件を満たす場合の利用停止等又は第三者提供の停止が追加されます。具体的には、①利用する必要がなくなった場合、②当該本人が識別される保有個人データに係る法22条の2【26条】第1項本文に規定する事態が生じた場合、および、③当該本人の正当な利益が害されるおそれがある場合です。

#### ○利用停止等(利用停止・消去)・第三者提供の停止の請求の要件

- 1. 法違反の場合の利用停止等(法 30 条【35 条】 1 項)
- ① 個人情報を目的外利用した場合(法16条【18条】違反)
- ② 不正の手段により取得した場合(法17条【19条】違反)
- 2. 法違反の場合の第三者提供の停止(法30条【35条】3項)

法 23 条【27 条】 1 項又は法 24 条【28 条】の規定に違反して本人の同意なく第三者提供 されている場合

3. 法30条【35条】5項の要件を満たす場合の利用停止等または第三者提供の停止(改

#### 正で追加)

- ①利用する必要がなくなった場合
- ②当該本人が識別される保有個人データに係る法22条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合
- ③当該本人の正当な利益が害されるおそれがある場合

※上記3の場合は、当該保有個人データの利用停止等または第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは利用停止等または第三者提供の停止に応じなくてよい。

「消去」とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含みます。

## ア. 法違反の場合の利用停止等

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法 16 条【18 条】の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている若しくは法 16 条の 2【19 条】の規定に違反して不適正な利用が行われている、又は法 17 条【20 条】の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等を行わなければなりません。

法違反である旨の指摘が正しくない場合は、利用停止等を行う必要はありません。

### イ. 法違反の場合の第三者提供の停止

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法 23 条【27条】1項又は法 24条【28条】の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、第三者提供の停止を行わなければなりません。

法違反である旨の指摘が正しくない場合は、第三者提供を停止する必要はありません。

#### ウ. 法30条【35条】5項の要件を満たす場合の利用停止等又は第三者提供の停止

個人情報取扱事業者は、次の①から③までのいずれかに該当する場合については、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければなりません。

- ①利用する必要がなくなった場合
- ②当該本人が識別される保有個人データに係る法22条の2【26条】第1項本文に規定する事態が生じた場合
- ③ 当該本人の正当な利益が害されるおそれがある場合

# ① 利用する必要がなくなった場合

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなったという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければなりません。

「当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった」とは、法 19条【22条】と同

様に、当該保有個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該保有個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等をいいます。請求の対象となっている保有個人データにつき、複数の利用目的がある場合、全ての利用目的との関係で「利用する必要がなくなった」かどうかを判断する必要があります。

# ② 当該本人が識別される保有個人データに係る法22条の2【26条】第1項本文に規定する事態(個人データの漏えい等)が生じた場合

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに係る法 22 条の2【26 条】第1項本文に規定する事態が生じたという理由によって、当該保有個人 データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理 由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供 の停止を行わなければなりません。

「当該本人が識別される保有個人データに係る法22条の2【26条】第1項本文に規定する事態が生じた」とは、法22条の2【26条】第1項本文に定める漏えい等事案が生じたことをいいます。

# ③当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければなりません。

「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがある場合をいいます。

「正当」かどうかは、相手方である個人情報取扱事業者との関係で決まるものであり、個人情報取扱事業者に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応じる必要があります。本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、例えば、以下のような事情を考慮することになります。

- (ア)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (イ) 法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (ウ) 契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (エ)違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (オ) 法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱う事情 「おそれ」は、一般人の認識を基準として、客観的に判断します。

# 【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められると考えられる事例】

- 事例 1) ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示した にもかかわらず、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付してい ることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 事例 2) 電話勧誘を受けた本人が、電話勧誘の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者が本人に対する電話勧誘を繰り返し行っていることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 事例 3) 個人情報取扱事業者が、安全管理措置を十分に講じておらず、本人を識別する保 有個人データが漏えい等するおそれがあることから、本人が利用停止等を請求す

る場合

- 事例 4) 個人情報取扱事業者が、法 23 条 1 項に違反して第三者提供を行っており、本人 を識別する保有個人データについても本人の同意なく提供されるおそれがある ことから、本人が利用停止等を請求する場合
- 事例 5) 個人情報取扱事業者が、退職した従業員の情報を現在も自社の従業員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じていることから、 本人が利用停止等を請求する場合

# 【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の 停止が認められないと考えられる事例】

- 事例 1) 電話の加入者が、電話料金の支払いを免れるため、電話会社に対して課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合
- 事例 2) インターネット上で匿名の投稿を行った者が、発信者情報開示請求による発信者の特定やその後の損害賠償請求を免れるため、プロバイダに対してその保有する接続認証ログ等の利用停止等を請求する場合
- 事例 3) 過去に利用規約に違反したことを理由としてサービスの強制退会処分を受けた 者が、再度当該サービスを利用するため、当該サービスを提供する個人情報取扱 事業者に対して強制退会処分を受けたことを含むユーザー情報の利用停止等を 請求する場合
- 事例 4) 過去の信用情報に基づく融資審査により新たな融資を受けることが困難になった者が、新規の借入れを受けるため、当該信用情報を保有している個人情報取扱事業者に対して現に審査に必要な信用情報の利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合

# (2) 本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度(改正法30条6項、通則編ガイドライン3-8-5-2)

上記(1)のアからウまでのいずれか(利用停止等・第三者提供の停止の請求の要件)に該当する場合、個人情報取扱事業者は、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければなりません。

【本人からの請求に対し、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度での対応として考えられる事例】

- 事例 1) 本人から保有個人データの全てについて、利用停止等が請求された場合に、一部の 保有個人データの利用停止等によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを 防止できるものとして、一部の保有個人データに限定して対応を行う場合
- 事例 2) 法 23 条【27 条】1項に違反して第三者提供が行われているとして保有個人データ の消去を請求された場合に、利用停止又は第三者提供の停止による対応によって、生じ ている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、利用停止又は第三者 提供の停止による対応を行う場合

# (3)本人の権利履歴を保護するため必要なこれに代わるべき措置(法 30 条【35 条】6 項、 通則編ガイドライン 3-8-5-3)

個人情報取扱事業者は、上記(1)のアからウまでのいずれか(利用停止等・第三者提供の停止の請求の要件)に該当する場合であっても、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、利用停止等又は第三者提供の停止に応じなくてもよいことにな

ります。

「困難な場合」については、利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合のほか、個人情報取扱事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合についても該当し得ます。

「困難な場合」には、金銭的なコスト以外にも、例えば、個人情報取扱事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合も該当し得ます(ガイドラインパブコメ回答(概要)42番)。

代替措置については、事案に応じて様々ですが、生じている本人の権利利益の侵害のおそれに対応するものであり、本人の権利利益の保護に資するものである必要があります。

【本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置として考えられる事例】 事例 1) 既に市販されている名簿の刷り直し及び回収作業に多額の費用を要するとして、名 簿の増刷時の訂正を約束する場合や必要に応じて金銭の支払いをする場合

- 事例 2) 個人情報保護委員会への報告の対象となる重大な漏えい等が発生した場合において、 当該本人との契約が存続しているため、利用停止等が困難であるとして、以後漏えい 等の事態が生じることがないよう、必要かつ適切な再発防止策を講じる場合
- 事例3)他の法令の規定により保存が義務付けられている保有個人データを直ちに消去する代わりに、当該法令の規定による保存期間の終了後に消去することを約束する場合

個人情報取扱事業者は、上記により、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は、第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供を停止しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければなりません。

なお、消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、保有個人データについて本人から求めがあった場合には、自主的に利用停止等又は第三者提供の停止に応じる等、本人からの求めにより一層対応していくことが望ましいです。

#### 第4 保有個人データの開示項目の充実

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければなりません(法27条【32条】1項各号、令8条【10条】各号)。

令和2年改正法により、保有個人データの開示項目として、(i)当該個人情報取扱事業者が法人である場合にその代表者の氏名(下記①)、(ii)法20条【23条】の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)(下記④)が追加されます。

- ① 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(法 27 条【32 条】 1 項 1 号)
- ② 全ての保有個人データの利用目的(法 18条【21条】4項1号から3号までに該当する場合を除く。)(法 <u>2728条</u>【<del>33</del>32条】1項2号)
- ③ 法 27 条【32 条】 2 項の規定による求め又は法 28 条【33 条】 1 項、法 29 条【34 条】 1 項(同条 5 項において準用する場合を含む。)、法 29 条【34 条】 1 項若しくは法 30 条【35 条】 1 項、若しくは 3 項若しくは 5 項の規定による請求に応じる手続(法 33 条【38 条】 2 項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)(法 28 条【33 条】 1 項 3 号)次項の規定による求め又は次条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に応じる手続(第三十三条第

二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。) (法 27 条 (32 条) 1 項 3 号)

- ④ 法 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る 状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くことにより当該保有 個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)(法 2827 条【3332 条】 1項4号、令8条【10条】1号)(※改正により追加)
- ⑤ 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先(同条 2号)
- ⑥ 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあって は、当該認定個人情報保護団体(同条3号)
- ⑥ → 団体の名称及び苦情の解決の申出先(同条4号)

個人情報取扱事業者は、法 20 条【23 条】の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置かなければなりません。

ただし、当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては、その必要はありません。

当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況 (取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。)、保有個人データを記録した媒体等に起 因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければなりません。このため、当該措置 の内容は個人情報取扱事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のため に講じた措置の内容についても個人情報取扱事業者によって異なります。

法21条【24条】は、安全管理措置として、特に従業者の監督について規定したもの、法22条【25条】は、安全管理措置として、特に委託先の監督について規定したものです。したがって、法21条【24条】及び法22条【25条】の規定により講じた措置についても、法20条【23条】の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置として、本人の知り得る状態に置かなければなりません(ガイドラインパブコメ回答(概要)35番)。

なお、本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」に沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではありません。

本人の知り得る状態に置く必要があるのは保有個人データの安全管理のために講じた措置ですが、これに代えて、個人データの安全管理のために講じた措置について本人の知り得る状態に置くことは妨げられません。

下記事例も含め、掲げられている事例の内容の全てを本人の知り得る状態に置かなければならないわけではなく、また、本人の知り得る状態に置かなければならないものは事例の内容に限られません。本人の適切な理解と関与を促す観点から、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に応じて、下記事例以上に詳細な内容の掲載や回答とすることは、より望ましい対応です。

# 【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】

(基本方針の策定)

事例)個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質

間及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

(個人データの取扱いに係る規律の整備)

事例)取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及 びその任務等について個人データの取扱規程を策定

(組織的安全管理措置)

- 事例 1) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備
- 事例 2) 個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や 外部の者による監査を実施

(人的安全管理措置)

- 事例 1) 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施
- 事例2)個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

(物理的安全管理措置)

- 事例 1) 個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施
- 事例 2) 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するため の措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運 ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

(技術的安全管理措置)

- 事例 1) アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定
- 事例 2) 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

(外的環境の把握)

- 事例)個人データを保管している A 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施(※)
  - (※) 外国(本邦の域外にある国又は地域)の名称については、必ずしも正式名称を求めるものではありませんが、本人が合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要があります。また、本人の適切な理解と関与を促す観点から、保有個人データを取り扱っている外国の制度についても、本人の知り得る状態に置くといった対応が望ましいです。

## 【本人の知り得る状態に置くことにより支障を及ぼすおそれがあるものの事例】(※)

- 事例 1) 個人データが記録された機器等の廃棄方法、盗難防止のための管理方法
- 事例 2) 個人データ管理区域の入退室管理方法
- 事例3)アクセス制御の範囲、アクセス者の認証手法等
- 事例 4) 不正アクセス防止措置の内容等
- (※) 例えば、上記の【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】にあるような、「盗難又は紛失等を防止するための措置を講じる」、「外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入」といった内容のみでは、本人の知り得る状態に置くことにより保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるとはいえませんが、その具体的な方法や内容については、本人の知り得る状態に置くことにより保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあると考えられます。しかしながら、何をもって安全管理に支障を及ぼすおそれがあるかについては、取り扱われる個人情報の内容、個人情報の取扱いの態様等によって様々であり、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に応じて判断されます。

# 【中小規模事業者における安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く 内容の事例】

(基本方針の策定)

事例)個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定(【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】と同様)

(個人データの取扱いに係る規律の整備)

事例) 個人データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備 (組織的安全管理措置)

事例 1) 整備した取扱方法に従って個人データが取り扱われていることを責任者が確認 事例 2) 従業者から責任者に対する報告連絡体制を整備

(人的安全管理措置)

- 事例1)個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施(【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】と同様)
- 事例 2) 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載(【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】と同様)

(物理的安全管理措置)

- 事例 1) 個人データを取り扱うことのできる従業者及び本人以外が容易に個人データを 閲覧できないような措置を実施
- 事例 2) 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施(【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】と同様)

(技術的安全管理措置)

- 事例 1) 個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化 し、個人データへの不要なアクセスを防止
- 事例 2) 個人データを取り扱う機器を外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから 保護する仕組みを導入

(外的環境の把握)

事例) 個人データを保管している A 国における個人情報の保護に関する制度を把握した 上で安全管理措置を実施(【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に 置く内容の事例】と同様)

#### 第5 本人が予測できる程度の利用目的の具体例

令和3年改正法とは直接関係ありませんが、通則編ガイドラインの改正により、本人が予測できる程度の利用目的の具体例が示されました(通則編ガイドライン3-1-1(※1))。

「利用目的の特定」(法 15 条【17 条】1項)の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることであります。

本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に 予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことに はなりません。

例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければなりません。

【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】

- 事例 1)「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」
- 事例 2)「取得した行動履歴等の情報を分析し、<u>信用スコアを算出</u>結果をスコア化した上で、 当該スコアを第三者へ提供いたします。」

なお、個人情報の取扱内容等に変更がない中で、本人が一般的かつ合理的に予測・想定できる程度に利用目的を特定し直した場合、利用目的の変更には該当しません。この場合、特定し直した利用目的については、法 27 条【32 条】1項の規定に基づいて、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければなりません。(ガイドラインパブコメ回答(概要)32番)

#### Q15. ペナルティと課徴金についてはどのように強化されますか。

A 個人情報については、これまでの個人情報保護委員会の執行実績を見ても、安全管理措置義務違反のように、違反行為があっても利得が生じていない場合も多く、課徴金による抑止がなじまないケースが多いです。 現時点で個人情報保護違反による罰金の執行事例もないということも踏まえて、改正法においては、ペナルティの強化は法定刑の引上げにより対処することとされ、課徴金制度の導入は見送られました。

第1.ペナルティの在り方 (制度改正大綱第3章第5節「ペナルティの在り方」、第8節「継続的な検討課題 (課徴金制度)」) (27頁、34頁)

# 【改正の方向性】

- ・ 現行の法定刑について、法人処罰規定に係る重科 (1億円以下の罰金) の導入を含め、必要に応じた見直しを行う。
- ・ 課徴金制度は検討課題とされ、導入はなされない。

## 【解説】

# 1. ペナルティの強化

## (1) 措置命令違反の罰則の強化

個人情報保護委員会の措置命令(法 42 条【145 条/148 条】2項・3項)違反をした者に対する罰則は、令和2年改正法の罰則の改正の施行日前(令和2年 12 月 11 日まで)は「6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金」(旧 84 条)とされていましたが、「1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」(法 83 条【173 条/178 条】)と強化されました。

#### (2)報告・立入検査の忌避に対する罰則の強化(法85条【177条/182条】)

①法 40 条【143 条/146 条】1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、または、②法 56 条【150 条/153 条】の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、令和2年改正法の罰則の改正の施行日前(令和2年12月11日まで)は「30万円以下の罰金」とされていましたが、令和2年改正法では「50万円以下の罰金」に強化されました。

#### (3) 法人重科(法87条【179条/184条】)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、①措置命令違反(法83条【173条/178条】)、②個人情報データベース等不正流用(法84条【174条/179条】)をした場合、現行法では、各条の罰金刑が科せられますが、改正法では1億円以下の罰金が科せられることになりました。

#### (4) 施行期日・経過措置

本規定の改正は、令和2年12月12日に施行されました(令和2年改正法附則1条2号)。

#### 2. 改正の趣旨

国際比較の観点では、GDPRなどの諸外国のプライバシー法制においては巨額の制裁金規制が設けられているが、各国ごとに国全体の法体系やペナルティに対する考え方に違いがあり、個人情報保護委員会は、我が国の実態、法体系に照らして望ましい在り方を検討してきました。

現状においては、個人情報の取扱いに係る違反行為について、個人情報保護委員会が捕捉 した案件に関しては、指導等により違法状態が是正されているのが実態であります。

しかしながら、個人情報保護委員会が漏えい等報告を受けた事案や報告徴収・立入検査を

行った事案の数は増加傾向にある。勧告・命令や罰則については、中間整理公表時点での適 用事例は存在しませんでしたが、本年8月、委員会は初めての勧告を行いました(リクナビ 問題)。

個人情報保護法は、罰則を違反行為に対する最終的な実効性確保の手段とし、法人に対してもいわゆる両罰規定を設けているところ(法第87条)、罰金刑の効果は、刑罰を科せられる者の資力によって大きく異なります。個人情報取扱事業者の中には、十分な資力を持つ者も含まれるところ、法人に対して、現行法のように行為者と同額の罰金を科したとしても、罰則として十分な抑止効果は期待できません。

そこで、制度改正大綱では、<u>現行の法定刑について、法人処罰規定に係る重科の導入を含め、必要に応じた見直しを行う</u>こととされています。

#### 3. 課徴金制度の導入について(見送り)

課徴金制度の導入については、ペナルティ強化の一環としてこれを求める意見がある一方で、中間整理の意見募集等では、経済界等から反対の意見が寄せられました。

課徴金制度は、違反行為を行った事業者に経済的不利益を課すことにより、違反行為を事前に抑止することを目的とする制度である。現行法は、最終的な実効性確保の手段として刑事罰のみを予定しているところ、課徴金制度は、刑事罰の限界を補完し、規制の実効性確保に資するものです。

特に域外適用を受ける外国事業者の違反行為に対しては、国内事業者と同様に法執行を 行う必要があるところ、<mark>課徴金制度は、外国事業者に対する有効な法執行手段</mark>となり得ます。 また、諸外国の個人情報保護法制において、違反行為に対して、高額の制裁金を課すこと によって規制の実効性を確保している例があります (GDPR の制裁金参照)。

他方、国内他法令における課徴金制度は、不当利得を基準として課徴金を算定している例が多く、 <u>我が国の法体系特有の制約</u>があることから、法制的な課題もあります。個人情報に つきましては、これまでの執行実績を見ましても、安全管理措置義務違反などのように、違 反行為があっても利得が発生していない場合があり、課徴金による抑止がなじまないケー スが多いです。

現時点では、個人情報保護法違反による罰金の執行事例もないことも踏まえて、今回の改正においては、ペナルティの強化は法定刑の引上げにより対処することとして、課徴金制度の導入は行わないと判断をしました。

課徴金制度の導入については、<u>我が国の法体系、執行の実績と効果、国内外事業者の実態、</u> 国際的な動向を踏まえつつ、引き続き検討を行っていくものとされています。

# ○GDPR の義務違反に対する制裁金

#### 制裁金の上限額の基準 義務違反の類型 事業体の全世界年間売上高の • 16 歳未満の子どもに対する直接的な情報社会サービスの提供に関する個人デー タの処理には、子に対する保護責任を持つ者による同意または許可が必要という 2%、または、1,000 万ユー ロのいずれか高い方 (GDPR83 条件に従わなかった場合(8条) 条4項) • 適切な技術的・組織的な対策を実施しなかった、またはそのような措置を実施 しない処理者を利用した場合(25条、28条) EU 代理人を選任する義務を怠った場合(27条) 処理活動の記録を保持しない場合(30条) 監督機関に協力しない場合(31条) リスクに対する適切なセキュリティレベルを保証する適切な技術的・組織的な 対策を実施しなかった場合(32条) セキュリティ違反を監督機関に通知する義務を怠った場合(33条) データ主体に通知しなかった場合(34条) データ保護影響評価を行なわなかった場合(35条) データ保護影響評価によってリスクが示されていたにも関わらず、処理の前に 監督機関に相談しなかった場合(36条) データ保護オフィサー (DPO) を選任しなかった場合、または、その職や役務 を尊重しなかった場合(37~39条)

	•	認証機関の義務違反(42条、43条)
	•	監視団体の義務違反(41条4項)
事業体の全世界年間売上高の	•	個人データの処理に関する原則を遵守しなかった場合(5条)
4%、または、2,000 万ユー	•	適法に個人データを処理しなかった場合(6条)
ロのいずれか高い方 (GDPR83	•	同意の条件を遵守しなかった場合(7条)
条5項、6項)	•	特別な種類の個人データの処理の条件を遵守しなかった場合(9条)
	•	データ主体の権利およびその行使の手順を尊重しなかった場合(12-22条)
	•	個人データの越境データ移転の条件に従わなかった場合(44-49条)
	•	第9章に基づく加盟国の国内法の義務の不遵守
	•	監督機関の命令(58条)に従わなかった場合